

我が国の文化政策

平成25年度

我が国の文化政策

◆文化庁長官あいさつ

◆文化庁シンボルマーク

I 文化行政の基盤

目次

1	文化庁の組織	1
2	文化芸術振興基本法と基本方針	2
3	第3次基本方針の策定とPDCAサイクルの確立	5
4	文字・活字文化振興法	5
5	古典の日に関する法律	6
6	劇場、音楽堂等の活性化に関する法律	6
7	文化審議会	7
8	平成25年度文化庁予算の概要	8
9	芸術家等の顕彰	13
10	文化広報	14
11	企業等による芸術文化活動への支援	15

II 舞台芸術活動等の推進

1	舞台芸術の創造活動への効果的な支援	17
2	芸術文化振興基金	18
3	世界に羽ばたく新進芸術家等の人材育成	19
4	文化庁芸術祭の開催	20

III メディア芸術の振興

1	メディア芸術の振興	21
2	日本映画の振興	23

IV 子供たちの文化芸術体験活動の推進

V 地域における文化の振興

1	文化遺産を活かした地域活性化	25
2	地域の特色ある芸術文化活動の振興	27
3	国民の芸術文化活動への参加の奨励	28
4	文化芸術活動等を支える人材の育成	30
5	劇場・音楽堂等活性化事業	31
6	文化芸術創造都市の推進	32
7	文化カプロジェクト	33

VI 文化財の保存と活用

1	文化財保護制度の概要	35
2	有形文化財	38
3	無形文化財	41
4	民俗文化財	42
5	記念物	43
6	文化的景観	44
7	伝統的建造物群保存地区	45
8	文化財保存技術	46
9	埋蔵文化財	46
10	歴史文化基本構想の推進	47
11	世界遺産	48
12	無形文化遺産の保護	49
13	文化遺産オンライン	50

VII 新しい時代に対応した著作権施策の展開

VIII 国語・日本語教育に関する施策の推進

1	国語施策の推進	54
2	外国人に対する日本語教育施策の推進	55

IX 国際文化交流を通じた日本文化の発信と国際協力への取組

1	文化庁の国際文化交流・協力の概要	57
2	国際文化交流の総合的な推進	60
3	芸術文化における国際交流・協力の推進	63
4	文化財分野における国際交流・協力の推進	65

X アイヌ文化の振興

XI 宗教法人制度と宗務行政

XII 美術館・歴史博物館の振興

1	美術館・歴史博物館への支援	71
2	美術品補償制度等	73
3	登録美術品制度	74
4	国立近現代建築資料館	75

XIII 国立文化施設等

東日本大震災に係る文化庁の対応

1	最近の情勢と今後の文化政策～東日本大震災から学ぶ、文化力による地域と日本の再生～（提言）	87
2	文化財分野における対応	88
3	芸術文化による震災からの復興支援	90

ささえる， つづける， ひろげる， つくる

文化庁長官
青柳 正規



第二次世界大戦後の世界は二つのイデオロギーの対立によって二分されましたが、ソビエト連邦の崩壊によって幕を閉じました。イデオロギーの違いが世界を二分するという人類史上極めてまれな対立状況の解消によって、覇権を企図する強大な思想の対立は人類にとって危険であり、平和の実現に有効でないことが少なくとも経験的に証明されました。

二大イデオロギーの対立を経験した現代社会では、それぞれの地域社会に有効な、小さく穏やかな思想が注目されると同時に、地域の自主性、独自性の重視につながる文化の多様性が尊重されるようになりました。このような状況とグローバル化の中で文化そのものの存在が注目を集めるようになり、重要性が広く認識されるようになりました。思想よりも具体的に把握することが可能で、しかも、誰もがいつでも意識さえすれば見いだすことのできる、そして接することができる対象だからです。

しかし、文化と一言でいってもその範囲は様々であり、定義することはかなり難しいのです。最も広義には、ある地域や集団の中で摩擦なく生活するための礼儀作法や生活様式のことでも、もちろん言葉もその中に含まれます。長い時間をかけて作り上げられた文化はその地域や集団では空気のようなもので、そこに住む人々には意識されないほど自然に身に付いたものなのです。このような文化は考え方や感じ方、あるいは行動パターンにも溶け込んでおり、総体として把握することが大切である一方、総体を構成している様々な要素同士の関わり具合を分析することは大変難しいのです。その意味では基層を構成している文化と言えるかもしれません。

一方、音楽、美術、文学、演劇そして映画などは芸術若しくは芸術文化と呼ばれ、広義の文化の一分野若しくは別の文化と見なされています。作者あるいは作品と鑑賞者の間に一定の緊張関係を生むことを目的としているので、空気のような文化とは性格を異にしています。しかし、そのような性格を持っているとはいえ、作者や作品の生まれる条件あるいは背景として広義の文化が作用したことは確かなのです。そう考えるなら芸術も広義の文化の一分野であると考えられます。特に、現代社会においては、様々な分野やカテゴリーが輪郭を曖昧にしており、相互に影響を与えたり作用したりすることが多くなり、複雑な絡み合いをするようになっています。このような文化状況の中で、文化財や伝統芸能などそのままにしておくとは劣化や消滅する危険のあるものを保護し、様々な分野の文化を次世代に継承するだけでなく世界に展開し、新たな創造力が一層拡大することに貢献することが現在求められています。そのことを実現することによって我が国の文化が健全な発展を遂げ、世界平和に寄与することを願っています。

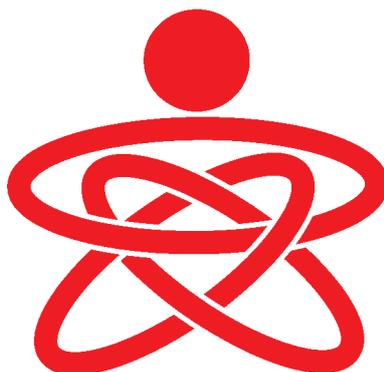
文化庁シンボルマーク

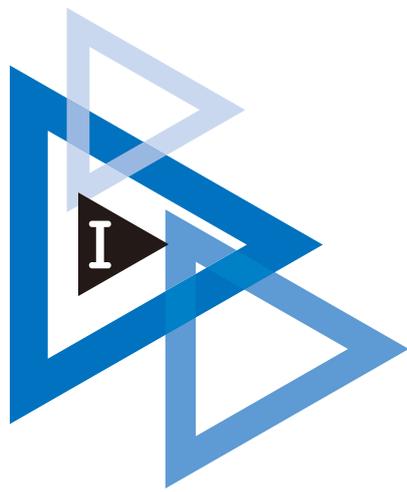
わかりやすく親しみのあるイメージを活用し、文化の重要性や文化施策への理解を増進するとともに、文化施策を広く内外に印象づけるため、平成14年12月に文化庁のシンボルマークを作成いたしました。

本シンボルマークは、一般公募により応募された作品527件（応募者数221名）の中から文化庁内において選考を重ね、決定いたしました。

文化庁の「文」の文字をモチーフに三つの楕円で、「過去・現在・未来」「創造・発展」「保存・継承」の輪をイメージし、芸術文化を創造し、伝統文化を保存・伝承していく人の姿（文化庁）・広がり表現しています。色彩は日本伝統色の一つである「朱色」としました。

文化庁の催す行事や各種支援による公演等で表示していただくとともに、封筒、各種パンフレットなどにおいて表示することにより、文化を大切にする社会の構築に向けて活用してまいります。本シンボルマークを末永く御愛用いただけますよう、よろしくお願いいたします。



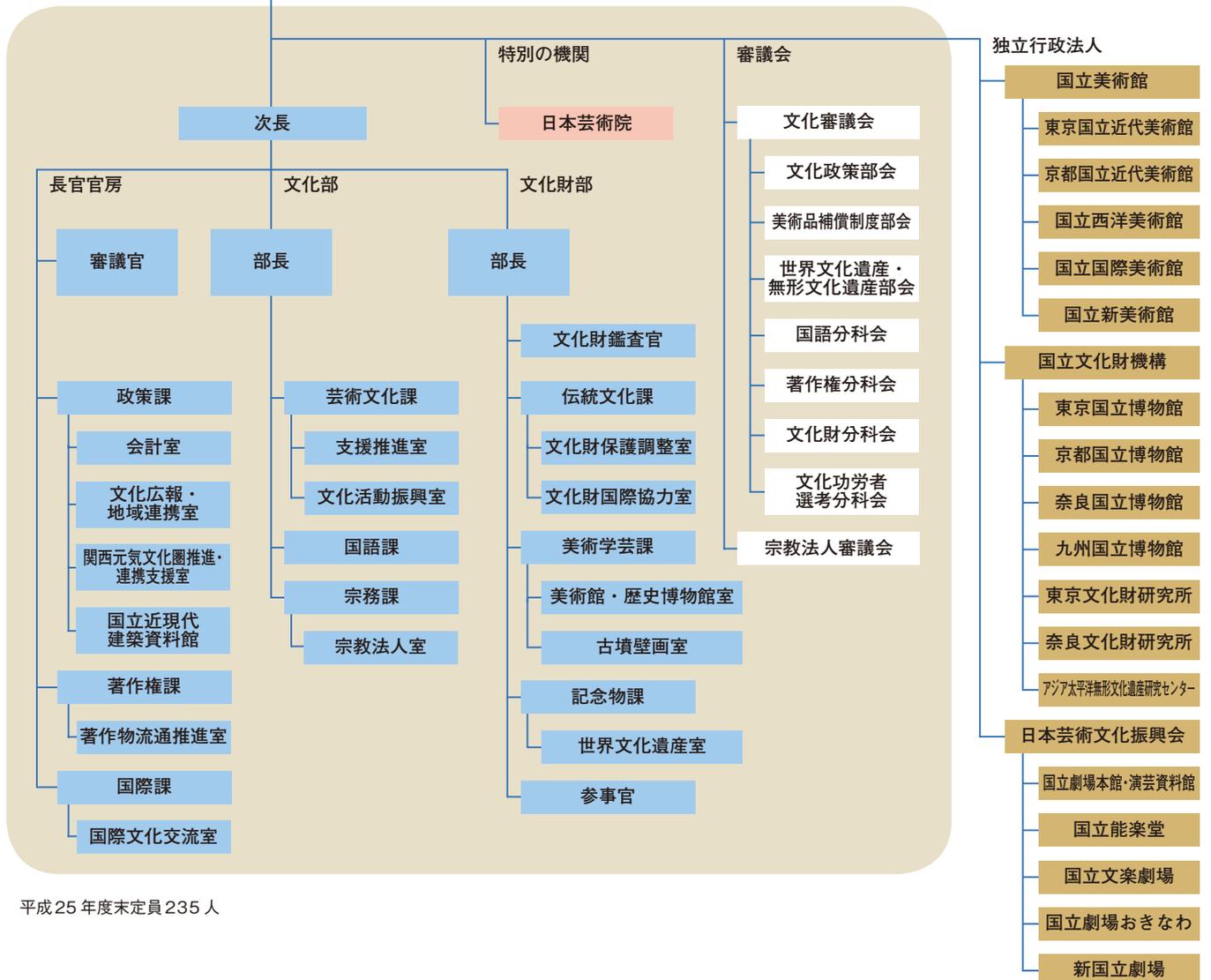


文化行政の基盤

1 文化庁の組織

◆文化庁の組織 (平成25年4月1日現在)

文化庁は、昭和43年6月15日に文部省文化局と文化財保護委員会を併せて設置されました。現在、文化庁は、次のような組織をもって文化の振興及び国際文化交流の振興を図るとともに、宗教法人に関する事務を行っています。



平成25年度末定員235人

2 文化芸術振興基本法と基本方針

1. 文化芸術振興基本法

平成13年11月、文化芸術の振興のための基本的な法律として、議員立法による「文化芸術振興基本法」が成立しました。

この法律の目的は、文化芸術に関する活動を行う

人々の自主的な活動を促進することを基本としながら、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に貢献することです。

第一章 総則(第1条～第6条)

目的(第1条)

心豊かな国民生活と活力ある社会の実現

文化芸術振興の基本理念(第2条)

- ・ 芸術家等の自主性尊重
- ・ 芸術家等の創造性尊重
- ・ 国民の鑑賞・参加・創造の環境の整備
- ・ 我が国及び世界の文化芸術の発展
- ・ 多様な文化芸術の保護及び発展
- ・ 地域の特色ある文化芸術の発展
- ・ 国際的な交流及び貢献の推進
- ・ 広く国民の意見の反映

国及び地方公共団体の責務(第3・4条)

国民の関心及び理解(第5条)

法制上の措置等(第6条)

第二章 基本方針(第7条)

文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、政府は基本方針を策定（文部科学大臣が案を作成）

第三章 基本的施策(第8条～第35条)

- ・ 文化芸術の各分野の振興
- ・ 地域における文化芸術の振興
- ・ 国際文化交流の推進
- ・ 人材の養成・確保
- ・ 国語・日本語教育の充実
- ・ 著作権等の保護・利用
- ・ 国民の鑑賞等の機会の充実
- ・ 学校教育における文化芸術活動の充実
- ・ 文化施設の充実
- ・ 情報通信技術の活用の推進
- ・ 民間の支援活動の活性化
- ・ 政策形成の民意の反映 等

2. 文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）

「文化芸術の振興に関する基本的な方針」（以下「基本方針」）は、文化芸術振興基本法に基づき、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、政府が策定するものです。

文化庁では、これまで、第1次基本方針（平成14年12月閣議決定）、第2次基本方針（平成19年2月閣議決定）に基づき、文化芸術の振興に取り組んできました。

平成22年2月には、文化審議会に対して、「文化芸術の振興のための基本的施策の在り方について」

諮問がなされ、平成23年1月31日の文化審議会総会において「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次）について」答申が行われました。同年2月8日には、同答申を踏まえた第3次基本方針（対象期間：平成23年度から平成27年度までおおむね5年間）が閣議決定されました。

第3次基本方針の概要

第1 文化芸術振興の基本理念

1. 文化芸術振興の意義

- ・ 文化芸術は、人々が心豊かな生活を実現していく

上で不可欠なもの。何物にも代え難い心のよりどころ(誇りやアイデンティティを形成)であって、国民全体の社会的財産。

- ・文化芸術は、創造的な経済活動の源泉、「ソフトパワー」であって、持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤となり、国力を高めるもの。
- ・心豊かな国民生活を実現するとともに、活力ある社会を構築して国力増進を図るため、文化芸術振興を国の政策の根幹に据え、今こそ新たな「文化芸術立国」を目指す。

2.文化芸術振興に当たっての基本的視点

(1)文化芸術を取り巻く諸情勢の変化

- ・民間と行政の役割分担の見直し、地方分権の推進、民間による多様な取組の広がり。
- ・地域コミュニティの衰退と文化芸術の担い手不足。昨今の経済情勢や財政状況、指定管理者制度の導入等の影響により、文化芸術を支える基盤の脆弱化に危機感。
- ・グローバル化の進展に伴う、相互交流の促進と文化的アイデンティティ・多様性の問題。東アジアにおける交流深化への期待と我が国の国際的地位の相対的低下への懸念。
- ・情報通信技術の発展・普及に伴う、利便性の向上と新たな社会的課題の惹起。

(2)基本的視点

①成熟社会における成長の源泉

- ・「ハード」の整備から「ソフト」と「ヒューマン」への支援に重点を移し、国民生活の質的向上を追求するためにも人々の活力や創造力の源泉である文化芸術の振興が必要。
- ・文化芸術は、その性質上、公的支援を必要とし、同時に社会的便益(外部性)を有する公共財であり、社会包摂の機能をもつ。
- ・文化芸術への公的支援を社会的必要性に基づく戦略的投資と捉え直す。
- ・成熟社会における成長分野として潜在力を喚起し、社会関係資本を増大する観点から、公共政策としての位置付けを明確化。
- ・文化芸術の特質を踏まえ、長期的かつ継続的な視点に立って施策を講ずる必要。

②文化芸術振興の波及力

- ・文化芸術は、もとより広く社会への波及力を有しており、教育、福祉、まちづくり、観光・産業等周辺領域への波及効果を視野に入れた文化芸術の振興が必要。
- ・雇用増大・地域活性化を図る観点、我が国の文化的存在感を高める観点も踏まえ、自国の強みを活かした施策の戦略的展開が必要。

③社会を挙げての文化芸術振興

- ・地方公共団体には、地域の実情を踏まえた特色ある文化芸術振興の主たる役割。
- ・民間による自発的支援は不可欠。「新しい公共」の担い手としても自立的活動に期待。
- ・国では、大局的観点から展望を示すこと、国力の増進と文化芸術活動の基盤・諸条件の整備が主要な役割。地方や民間の取組への支援、地域間格差の是正努力も必要。
- ・選択と集中の観点も踏まえ、厳しい財政事情にも照らして重点化・効率化を図りつつ、法制・財政・税制上の措置等により文化芸術活動を支える環境づくりを進める必要。
- ・個人、企業、民間団体、地方公共団体、国など各主体が、各々の役割を明確化しつつ相互の連携強化を図り、社会を挙げて文化芸術振興を図る必要。

第2 文化芸術振興に関する重点施策

1.六つの重点戦略

～「文化芸術立国」の実現を目指して～

諸外国の状況も勘案しつつ、文化芸術活動を支える環境を充実させ、国家戦略として新たな「文化芸術立国」を実現するため、以下の六つの重点戦略を強力に推進。

重点戦略1：文化芸術活動に対する効果的な支援

- ◆文化芸術団体にとって、より経営努力のインセンティブが働くような助成方法や年間の創造活動への総合的な支援等新たな支援の仕組みを導入
- ◆文化芸術への支援策をより有効に機能させるため、諸外国のアーツカウンスルに相当する新たな仕組みを導入、早急に必要な調査研究、及び可能などころから試行的取組を実施

- ◆地域の核となる文化芸術拠点への支援を充実
- ◆劇場、音楽堂等の法的基盤の整備について早急に検討
- ◆展覧会における美術品損害に対する政府補償制度を導入
- ◆寄附文化の醸成や文化芸術資源の活用促進のためのインセンティブ設計を通じ、民間による支援活動を促進、NPO等「新しい公共」による活動を支援
- ◆国立の美術館、博物館や劇場の機能充実、より柔軟・効果的な運営の仕組みを整備

重点戦略2：文化芸術を創造し、支える人材の充実

- ◆新進芸術家の海外研修やその成果を還元する機会等の充実、顕彰制度の拡充等、若手をはじめとする芸術家の育成に関する支援を充実
- ◆文化芸術活動や施設の運営を支える専門的人材の育成・活用に関する支援を充実
- ◆無形文化財や文化財を支える技術・技能の伝承者に対する支援を充実

重点戦略3：子どもや若者を対象とした文化芸術振興策の充実

- ◆多彩な優れた芸術の鑑賞機会、伝統文化や文化財に親しむ機会を充実
- ◆コミュニケーション教育をはじめ、学校における芸術教育を充実

重点戦略4：文化芸術の次世代への確実な継承

- ◆計画的な修復・防災対策等による文化財の適切な保存・継承
- ◆文化財の積極的な公開・活用により、国民が文化財に親しむ機会を充実
- ◆文化財の総合的な保存・活用、登録制度等の活用により、文化財保護の裾野を拡大
- ◆文化芸術分野のアーカイブ構築に向け、可能な分野から作品・資料等の所在情報の収集や所蔵作品の目録の整備、積極的活用

重点戦略5：文化芸術の地域振興、観光・産業振興等への活用

- ◆各地に所在する有形・無形の文化芸術資源を地域振興、観光・産業振興等に活用
- ◆文化芸術創造都市の取組等新たな創造拠点の形

成を支援、各地域における芸術祭、アーティスト・イン・レジデンス等による地域文化の振興を奨励

- ◆衣食住に係る文化をはじめ「くらしの文化」の実態を調査・把握、振興方策を検討

重点戦略6：文化発信・国際文化交流の充実

- ◆舞台芸術、美術工芸品等の海外公演・出展、国際共同制作等への支援を充実
- ◆中核的国際芸術フェスティバルの国内開催や海外フェスティバルへの参加、特色ある国際文化交流の取組を戦略的に支援、メディア芸術祭は世界的フェスティバルとして一層充実
- ◆文化発信・交流の拠点として美術館、博物館や大学の活動・内容を充実
- ◆海外の文化遺産保護等、文化財分野における国際協力を充実
- ◆東アジア芸術創造都市（仮称）や大学間交流等、東アジアにおける国際文化交流を推進

2. 重点戦略を推進するに当たって留意すべき事項

- (1) 横断的かつ総合的な施策の実施
- (2) 計画、実行、検証、改善(PDCA)サイクルの確立等

第3 文化芸術振興に関する基本的施策

1. 文化芸術各分野の振興

- (1) 芸術の振興
- (2) メディア芸術の振興
- (3) 伝統芸能の継承及び発展
- (4) 芸能の振興
- (5) 生活文化、国民娯楽、出版物等の普及
- (6) 文化財等の保存及び活用

2. 地域における文化芸術振興

3. 国際交流等の推進

4. 芸術家等の養成及び確保等

5. 国語の正しい理解

6. 日本語教育の普及及び充実

7. 著作権等の保護及び利用

8. 国民の文化芸術活動の充実

- (1) 国民の鑑賞等の機会の充実
- (2) 高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実
- (3) 青少年の文化芸術活動の充実

- (4) 学校教育における文化芸術活動の充実
- 9. 文化芸術拠点の充実等
 - (1) 劇場、音楽堂等の充実
 - (2) 美術館、博物館、図書館等の充実
 - (3) 地域における文化芸術活動の場の充実
 - (4) 公共の建物等の建築等に当たっての配慮
- 10. その他の基盤の整備等

- (1) 情報通信技術の活用の推進
- (2) 地方公共団体・民間の団体等への情報提供等
- (3) 民間の支援活動の活性化等
- (4) 関係機関等の連携等
- (5) 顕彰
- (6) 政策形成への民意の反映等

3 第3次基本方針の策定とPDCAサイクルの確立

文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針、平成23年2月8日閣議決定）においては、文化芸術振興施策の着実かつ継続的な実施を図るとともに、国民への説明責任の向上に資するため、同基本方針に掲げる重点戦略に係るPDCA（計画、実行、検証、改善）サイクルを確立する必要がある、そのために有効な評価手法の確立に努めることとしています。この方針を踏まえ、文化庁では、第3次基本方針に基づく

主要な文化施策の評価に必要な指標の開発等に関する調査研究を実施することにより、有効な評価手法の確立に資するよう調査研究を行っています。

平成23年度には、アンケート調査票等個別の取組事例に係る基礎的データや効果の測定様式及び施策全体の評価様式を作成、平成24年度は一部の事業を対象に試行し、様式の検証等を行いました。

4 文字・活字文化振興法

平成17年7月に、議員立法として「文字・活字文化振興法」が成立、公布・施行されました。

これを受けて、文部科学省においては、図書館の充実、読書活動の推進、学校図書館の充実等の施策の一層の推進などの「文字・活字文化」の普及・啓発に取り組んでいます。

同法では、国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、10月27日が「文字・活字文化の日」とされています。

また、平成19年10月には、学校や地域における読

書活動の支援や地域社会の活字文化振興のための活動を行う（財）文字・活字文化推進機構が設立されました。さらに、平成20年6月には国会の両院において、2010年を「国民読書年」とする決議が採択され、国民読書年記念式典等の各種関連イベントが開催されました。また、平成25年5月には、子供が読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実を図る「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第三次）が閣議決定されました。

5 古典の日に関する法律

平成24年9月に、議員立法として「古典の日に関する法律」が成立、公布・施行されました。

「古典の日」は、同法において、古典が、我が国の文化において重要な位置を占め、優れた価値を有しているという考えのもと、『紫式部日記』によって源氏物語の存在が確認される最古の日付が寛弘5年(1008年)11月1日であることにちなんで、11月1日にするとして定められたものです。

この法律における「古典」とは、文学だけではなく、音楽、美術、演劇、伝統芸能、演芸、茶道や華道といった生活文化その他の文化芸術、学術又は思想の分野における古来の文化的所産であって、我が国におい

て創造され、又は継承され、国民に多くの恵沢をもたらすものとして、優れた価値を有すると認められるに至ったものと定義づけられています。

また、国及び地方公共団体は、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場において、国民が古典に親しむことができるよう、古典に関する学習及び古典を活用した教育の機会の整備、その他の必要な施策を講ずるよう努めることを規定しています。古典の意義が再認識され、学校、職場、地域等における古典に関する学習等が活発化されることにより、国民が古典に親しみ、古典を心のよりどころとするようになることが期待されています。

6 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

平成24年6月に、議員立法として、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が成立し、公布・施行されました。

同法は、文化芸術振興基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を通じて、我が国の実演芸術の振興等を図り、心豊かな国民生活や活力ある地域社会を実現することなどを目的として定められています。この法律の中では、劇場、音楽堂等の設置者又は運営者、実演芸術団体等、国及び地方公共団体の役割や、これらの関係者等が相互に連携協力することが明らかにされました。また、国及び地方公共団体が行うべき事項や、劇場、音楽堂等を取り巻く環境の整備等を進めることなどが規定されています。

文部科学省では、同法に基づき、平成25年3月に「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」を策定し、劇場、音楽堂等の事業の活性化を図るため、運営方針の明確化、質の高い事業の実施、専門的人材の養成・確保、普及啓発の実施や関係機関との連携など、事業を進める際に取り組みべき事項等について明らかにしたところです。

今後文化庁では、劇場・音楽堂等を総合的に支援するため、劇場・音楽堂等を活性化するための事業(P.31参照)の実施などを通じて、施策の一層の推進に取り組んでまいります。

7 文化審議会

文化審議会では、文化行政における政策の企画立案機能の充実を図るため、文化の振興及び国際文化

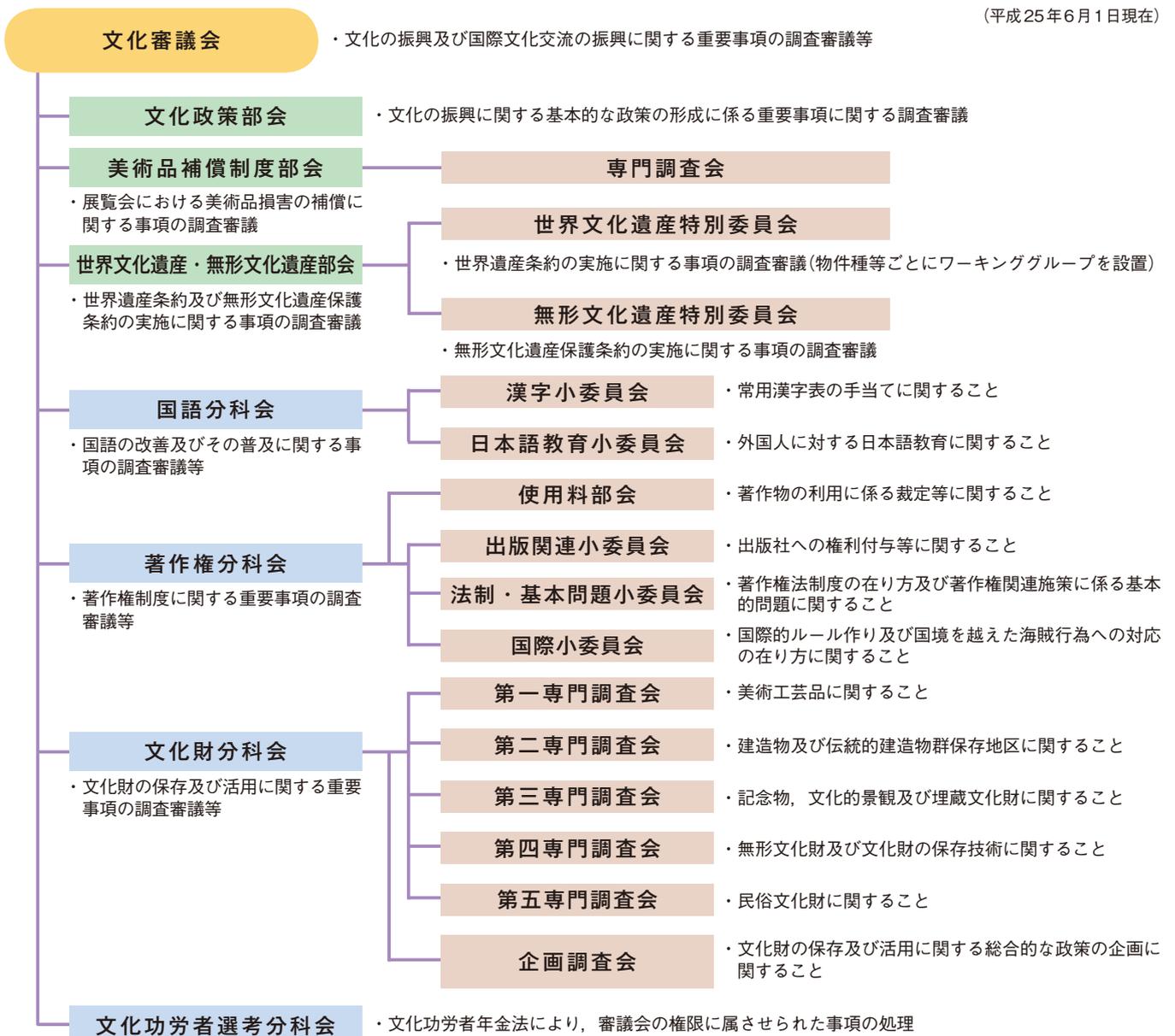
交流の振興に関する重要事項等について、幅広い観点から調査審議等を行います。

最近の
主な答申

- ・「敬語の指針」(平成19年2月)
- ・「改定常用漢字表」(平成22年6月)
- ・「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次)について」(平成23年1月)

◆文化審議会組織図

(平成25年6月1日現在)



8 平成25年度文化庁予算の概要

1. 「文化力による地域と日本の再生」を目指して

◆総表

(単位:百万円)

区 分	前年度予算額	平成25年度 予 算 額	対前年度	
			増 減 額	伸 率
文化庁予算	103,200	103,342	142	0.14%

※ 他に、東日本大震災復興特別会計において、国指定等文化財の復旧等に2,095百万円を計上(前年度2,446百万円)

◆主な内容

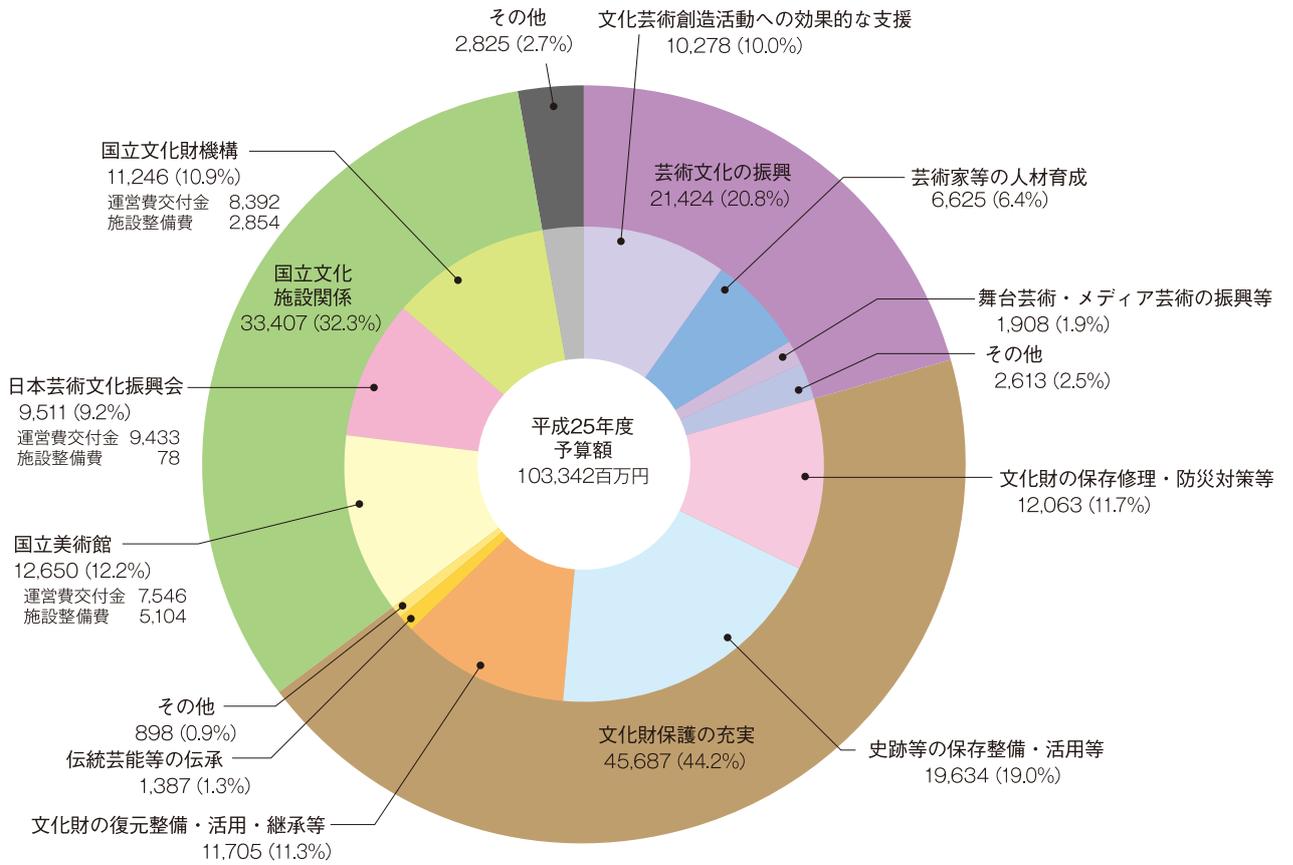
(単位:百万円)

主要事項	前年度予算額	平成25年度 予 算 額	比較増△減額
豊かな文化芸術の創造と人材育成	14,520	16,903	2,383
○文化芸術創造活動への効果的な支援	8,507	10,278	1,771
○芸術家等の人材育成	6,013	6,625	612
かけがえのない文化財の保存、活用及び継承等	41,705	44,162	2,457
○文化財の保存修理・防災対策等の充実	11,200	12,062	862
○文化財の復元整備・活用・継承等の推進	30,505	32,100	1,595
我が国の多彩な文化芸術の発信と国際文化交流の推進	42,563	38,020	△ 4,543
○優れた舞台芸術・メディア芸術等の戦略的発信	3,663	3,575	△ 88
○文化遺産保護等国際協力の推進	403	396	△ 7
○外国人に対する日本語教育の推進	227	198	△ 29
○文化発信を支える基盤の整備・充実	38,270	33,851	△ 4,419

(注) 計数はそれぞれ単位未満を原則四捨五入しているため、合致しないことがある。

◆平成25年度文化庁予算額(分野別)

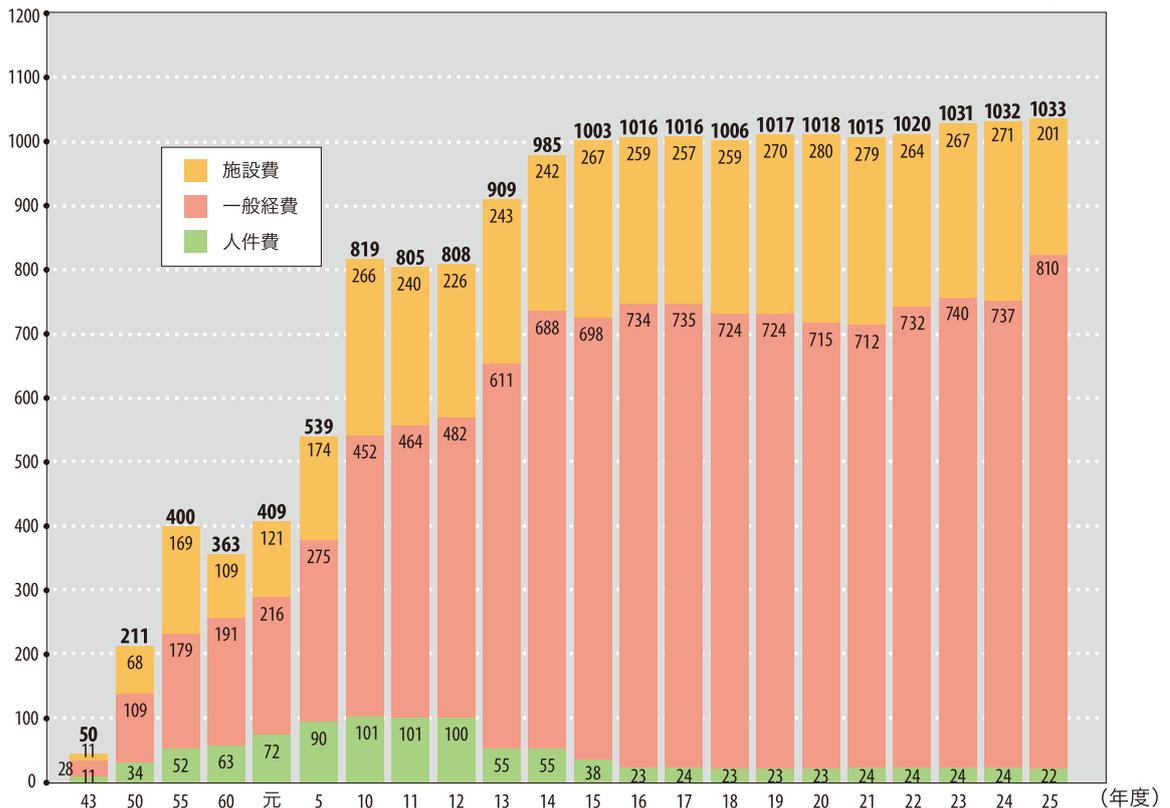
(単位：百万円)



注 1.単位未満を各々四捨五入しているため、合計額と合致しない場合がある。

◆文化庁予算の推移

(単位：億円)

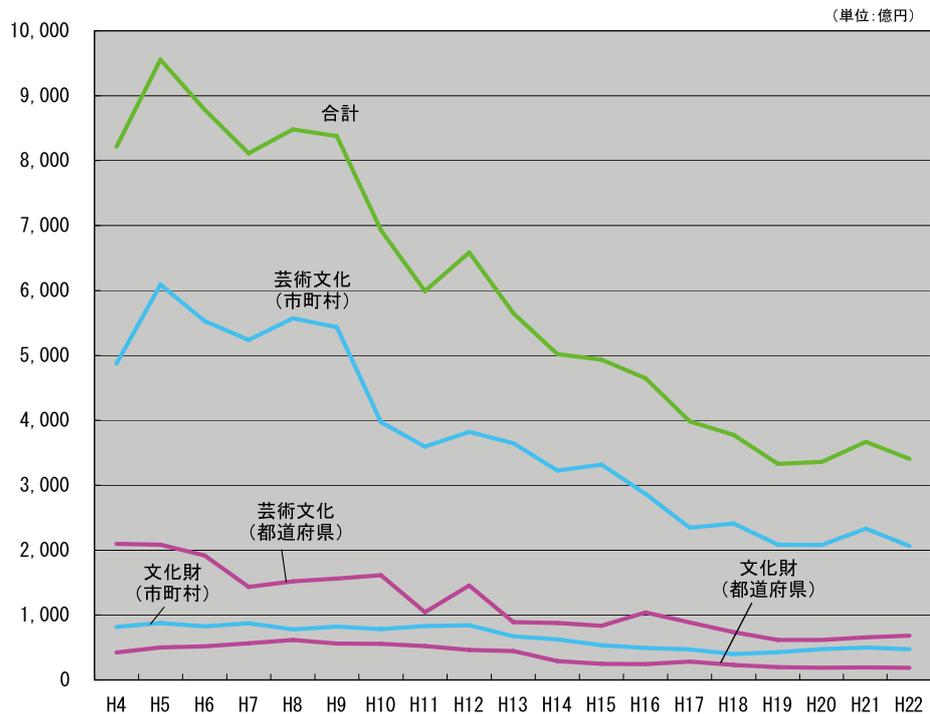


2. 地方公共団体の文化関係経費の推移

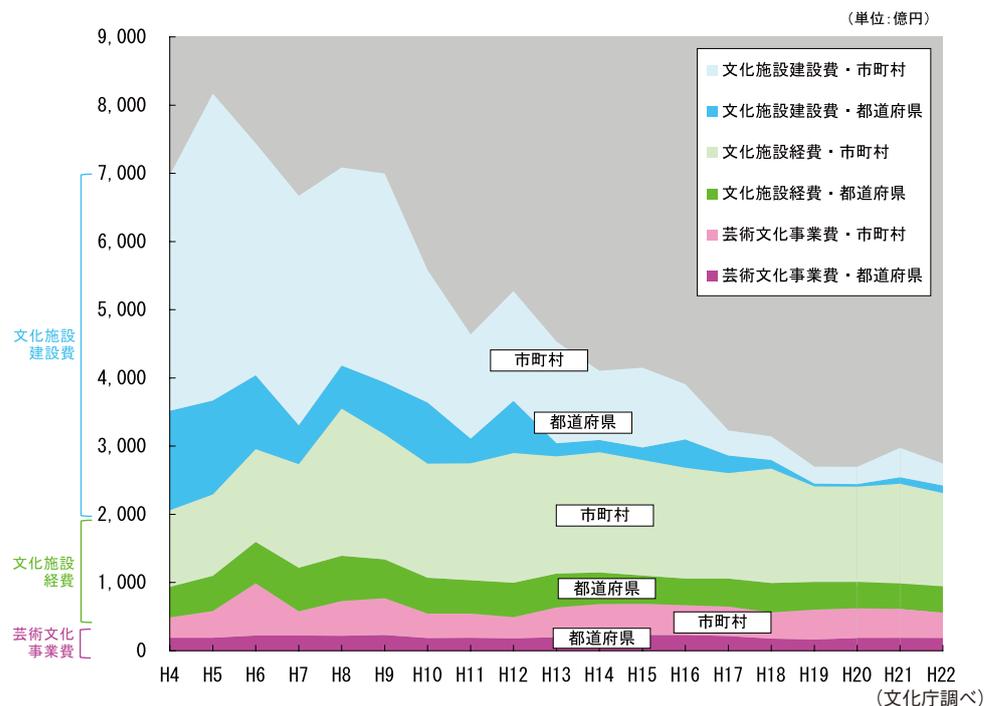
地方公共団体における文化関係経費の合計額は、平成5年をピークに減少傾向にあります(A)。その主な原因には、文化施設建設費の減少があります。一方、

芸術文化事業費は平成5年以降もほぼ横ばいとなっています(B)。

◆ A. 文化関係経費の推移



◆ B. 芸術文化経費の推移



3. 文化関係の税制

事項	措置内容	適用年度	
税額控除対象法人に対する寄附	・公益社団・財団法人等のうち一定の要件を満たすもの	平成23年度～	
認定特定非営利活動法人に対する寄附	・学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動		
特定公益増進法人に対する寄附	【特例民法法人】 ・芸術の普及向上に関する業務を行う法人 ・文化財の保存活用に関する業務を行う法人 ・登録博物館の設置運営に関する業務を行う法人 ・登録博物館の振興に関する業務を全国規模で行う法人	昭和51年度～ (登録博物館に係る業務を行う法人については平成9年度～)	
	【独立行政法人】 ・国立美術館 ・国立文化財機構 ・国立科学博物館 ・日本芸術文化振興会	平成13年度～	
指定公益信託	・芸術の普及向上に関する業務(助成金の支給に限る)を行う公益信託 ・文化財の保存活用に関する業務(助成金の支給に限る)を行う公益信託	昭和62年度～	
指定寄附金	【特例民法法人及び公益社団・財団法人】 ・重要文化財の修理・防災施設の設置に要する費用	昭和40年度～	
	【独立行政法人】 ・国立美術館・国立文化財機構・国立科学博物館による重要文化財の収集・保存修理に要する費用	平成13年度～	
相続財産の寄附	【特例民法法人及び公益社団・財団法人】 ・芸術の普及向上に関する業務を行う法人 ・文化財の保存活用に関する業務を行う法人	昭和52年度～	
	【独立行政法人】 ・国立美術館 ・国立文化財機構 ・国立科学博物館 ・日本芸術文化振興会	平成13年度～	
	【認定特定非営利活動法人】 ・学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	平成13年度～	
重要文化財等の譲渡所得	・国、地方公共団体、独立行政法人国立美術館・国立文化財機構・国立科学博物館に対する重要文化財(動産または建物)の譲渡	非課税(所得税)	昭和47年度～
	・国、地方公共団体、独立行政法人国立美術館・国立文化財機構・国立科学博物館に対する重要有形民俗文化財(動産または建物)の譲渡(平成26年12月31日まで)	1/2課税(所得税)	昭和47年度～
	・国、地方公共団体、独立行政法人国立文化財機構・国立科学博物館に対する重要文化財・史跡名勝天然記念物として指定された土地の譲渡	2,000万円を限度とする特別控除(所得税), 損金算入(法人税)	昭和45年度～
重要文化財等の相続・贈与	・重要文化財である家屋等(土地を含む)の相続・贈与	財産評価額の70/100を控除(相続税・贈与税)	平成15年度～
	・登録有形文化財である家屋等(土地を含む)の相続・贈与	財産評価額の30/100を控除(相続税・贈与税)	平成15年度～
	・伝統的建造物(文部科学大臣が告示するもの)である家屋等(土地を含む)の相続・贈与	財産評価額の30/100を控除(相続税・贈与税)	平成15年度～
登録美術品の相続	・納付すべき相続税額について、登録美術品を相続税として物納	物納の優先順位を第3位から第1位に繰り上げ	平成10年度～

地方税	事項	措置内容	適用年度	
	重要文化財等の所有	・重要文化財，重要有形民俗文化財，史跡名勝天然記念物（家屋及びその敷地）	非課税 （固定資産税・特別土地保有税・都市計画税）	昭和25年度～
		・登録有形文化財（家屋）	1/2課税（固定資産税・都市計画税）	平成8年度～
		・登録有形民俗文化財（家屋）	1/2課税（固定資産税・都市計画税）	平成17年度～
		・登録記念物（家屋及びその敷地）	1/2課税（固定資産税・都市計画税）	平成17年度～
		・重要文化的景観を形成している家屋（文部科学大臣が告示するもの）及びその敷地	1/2課税（固定資産税・都市計画税）	平成17年度～
		・重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物である家屋（文部科学大臣が告示するもの）	非課税（固定資産税・都市計画税）	平成元年度～
		・重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物の家屋の敷地等	税額を適宜免除・軽減 （固定資産税・都市計画税）	平成12年度～
・公益社団・財団法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設（家屋及びその敷地）		1/2課税 （不動産取得税・固定資産税・都市計画税）	平成25・26年度	

※ 重要文化財等に係る地価税については非課税の取扱いがなされているが、平成10年より、地価税の課税は停止されている。

9 芸術家等の顕彰

優れた業績を上げた芸術家等の功績をたたえるため、各種の顕彰制度が設けられています。

名称	内容など	発足年度
文化勲章	文化勲章は、文化の発展に関し勲績卓絶な者に対し文部科学大臣が文化功労者選考分科会の意見を聞いて行う推薦に基づき内閣が決定し、授与。 芸術分野では、美術、文芸、音楽、演劇等が対象。 文化勲章受章者は、原則として前年度までの文化功労者の中から選ばれる。	昭和12年度
文化功労者	文化功労者は、文化の向上発達に関し特に功績顕著な者に終身年金を支給し、これを顕彰するために設けられたもので、対象分野は文化勲章と同様。	昭和26年度
日本芸術院	芸術上の功績顕著な芸術家を優遇するための荣誉機関。 大正8年に帝国美術院として創設され、その後帝国芸術院に改組されるなどの拡充を経て、昭和22年に現在の名称となった。 現在、院長1名と第一部(美術)、第二部(文芸)、第三部(音楽・演劇・舞踊)の各部分からの会員120名以内により構成。 また、会員以外の顕著な業績のある者に「恩賜賞」、「日本芸術院賞」を授与。	大正8年度
芸術選奨	演劇、映画、音楽、舞踊、文学、美術、放送、大衆芸能、芸術振興、評論等、メディア芸術の11部門において、その年に優れた業績をあげ、新生面を開いた者に、芸術選奨文部科学大臣賞及び芸術選奨文部科学大臣新人賞を贈呈。	昭和25年度
地域文化功労者表彰	全国各地域において、芸術文化の振興、文化財の保護に尽力する等地域文化の振興に功績のあった個人及び団体に対して、その功績をたたえ文部科学大臣が表彰。	昭和58年度
文化庁長官表彰	文化活動に優れた成果を示し、文化の振興に貢献した者及び国際的に活躍した者、地域の特色を生かした文化芸術の活動を行い、顕著な功績をあげている市区町村等について、文化庁長官が表彰。	平成元年度
文化庁映画賞	我が国映画の向上とその発展に資するため、優れた文化記録映画作品及び顕著な業績をあげた者について、文化庁長官が表彰。	平成15年度

※この他、叙勲、褒章等の制度がある。

10 文化広報

文化庁では、国民の文化政策に対する理解を深め、文化を享受できる機会等について広く周知するための場の充実に努めています。

そのため、文化庁の施策を紹介したり、文化芸術

の担い手に対する各種の情報提供をしたりするなど、ホームページを中心とした広報手段を用いて情報発信を行っています。

1. 文化庁ホームページ

<http://www.bunka.go.jp/index.html>

文化庁のホームページを通じて各種施策に関する様々な情報提供を行っています。

- ア. 「報道発表」「行事・シンポジウム・公募日程」などのコーナーを設け、最新の施策やイベントを公開しています。
- イ. 「各種データベース」を設けて、最新の情報を公開しています。
 - ◆国指定文化財等データベース
 - ◆文化遺産オンライン
 - ◆全国ロケーションデータベース
 - ◆著作権登録状況検索システム など
- ウ. 「文化庁月報」を毎月公開し、文化庁及び国立美術館・博物館・劇場における取組の情報や文化をめぐる様々な活動等を紹介しています。
- エ. 「子ども文化教室」を設けて、子供向けに芸術文化や文化財に関する情報を提供しています。



2. 文部科学省情報ひろば

<http://www.mext.go.jp/joho-hiroba/>

文部科学省は、旧文部省庁舎内に「情報ひろば」を設け、多くの方に文部科学行政の今と昔を知っていただくために、様々な展示物を紹介しています。文化展示室では、重要無形文化財の保持者（いわゆる人間国宝）の作品などを展示しています。



11 企業等による芸術文化活動への支援

1. 企業等による芸術文化活動への支援（メセナ活動）

民間による芸術文化振興は、CSR（企業の社会的責任）や社会貢献意識の高まりに加え、経済の発展には文化の側面が不可欠との認識から、多くの企業等が取り組んでいます。企業が自ら文化事業を実施したり、芸術文化活動への資金提供のほか、人材や製

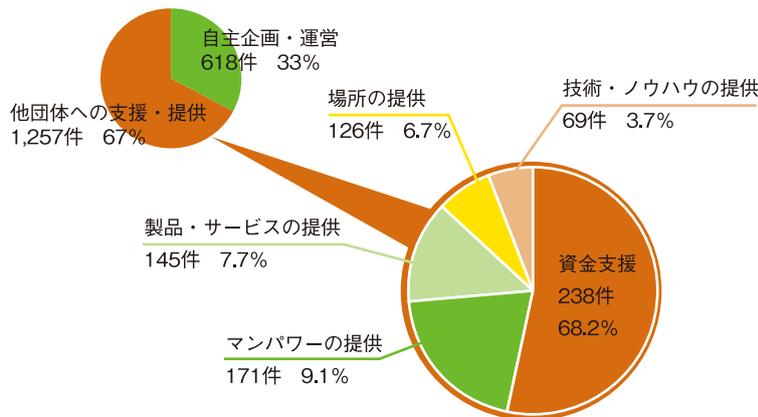
品など企業の経営資源を活かした支援が行われています。特に近年は、地域活性化やまちづくりを目的として、比較的規模の小さな企業や地元企業がメセナ活動を展開しており、各地の文化振興に大きな役割を果たしています。

◆企業によるメセナ活動の実施状況

- ・実施企業数：349社(回答企業数：492社)
- ・活動総件数：1,875件(1社平均：5.37件)
- ・活動費総額：188億578万円(回答があった241社の総額)（1社平均：7,803万円）

◆メセナ活動の実施方法(複数回答)

実施件数ベース(総件数：1,875件)



※出典：企業メセナ協議会「企業のメセナ活動実態調査(平成24年度)」

2. (公社)企業メセナ協議会

(公社)企業メセナ協議会は、企業によるメセナ(芸術文化支援)の活性化を目的に、平成2年に設立された中間支援組織です。企業メセナの社会的意義を発信し、文化振興の基盤を整備するために、①促進普及、②情報集配・仲介、③調査研究・提言、④協力連携、⑤顕彰、⑥助成等を行っています。

主要事業として、芸術文化活動に対する民間からの寄附を促す「助成認定制度」を運営するとともに、東日本大震災の直後に「GBFund」を設立し、被災地

の復興に寄与する芸術文化活動を支援しています。同協議会への寄附は、個人の場合は所得控除又は税額控除、企業などの法人の場合には一般の寄附金とは別枠での損金算入が認められます。

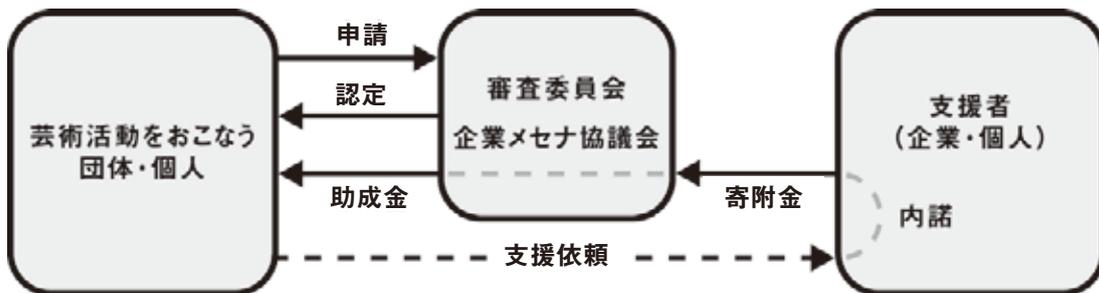
文化庁では、同協議会の顕彰事業「メセナアワード」において、国民の「文化力」「創造力」向上や日本文化の海外発信に貢献した活動に対し「文化庁長官賞」を授賞しています。

(1) 助成認定制度

同協議会では、芸術文化活動に対する民間からの寄附を税制面から促進する目的で、平成6年より「助成認定制度」を運営しています。企業や個人が公益社団法人である同協議会を通じて芸術文化活動への

寄附を行うことで、税制優遇が受けられる制度です。各都道府県の文化振興財団等との提携のもと、平成15年度より本制度に関する相談窓口を全国に設置しています(平成25年4月1日現在：62ヶ所)。

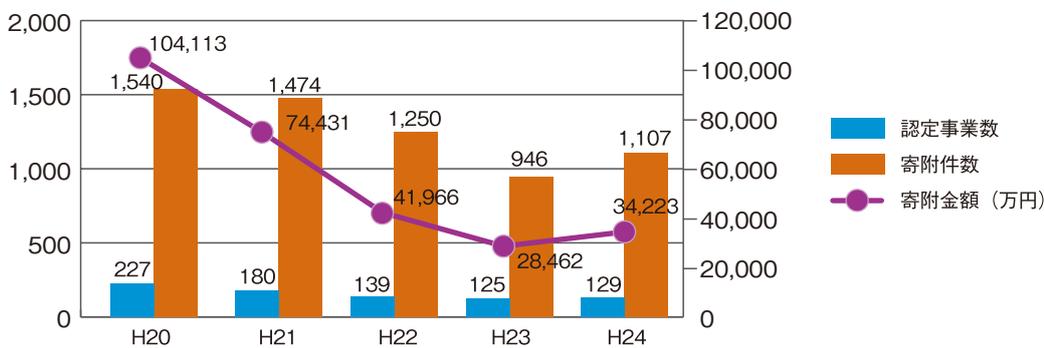
寄附者から助成認定活動を行う団体・個人への寄附金の流れ



【平成24年度実績】

認定芸術文化活動：129件，寄附件数：1,107件，寄附総額：3億4,223万円

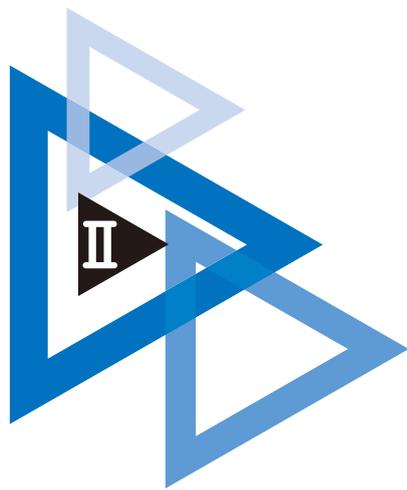
【助成認定制度実績(過去5年分)】



(2) 東日本大震災 芸術・文化による復興支援ファン ド「GBFund」

GBFund (ジービーファンド, G:芸術, B:文化, F:復興/ファンド) は、平成23年3月23日に同協議会が立ち上げた芸術文化による復興支援ファンドです。趣旨に賛同する寄附者とともに、設立より5年間、被災者・被災地を応援する目的で行われる芸術文化活動や、被災地の有形無形の文化資源を再生する活動を支援しています。特に郷土芸能や祭りが被災地の復興に果たす役割に注目し、「百祭復興プロジェクト」という枠を設けて重点的な支援も行なっています。平成25年5月末には寄附総額が1億円を超え、これまでに181件の活動を助成しています。





舞台芸術活動等の推進

1 舞台芸術の創造活動への効果的な支援

文化庁では、我が国の芸術水準の飛躍的向上を図るため、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能など各分野のトップレベルの芸術創造活動に対して支援を行っています。

また、文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）（平成23年2月8日閣議決定）に沿って、平成23年度から、文化芸術活動に対する効果的な支援を導入しています。

文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）（抜粋）

文化芸術団体の創造性の発揮や継続的な発展に資するよう、事業収支が支援額に影響しない仕組みなど、より経営努力のインセンティブが働くような助成方法や年間の創造活動への総合的な支援等の新たな支援の仕組みを導入する。

◆新たな支援の内容

- ①一定期間を見越し、安定した芸術創造活動を実施できるよう、1事業単位の支援を行うだけでなく、年間の優れた芸術創造活動を事業ごとに積み重ねた、年間事業支援の導入
- ②公演本番に必要な出演料、会場費等についてはチケット収入等の自己収入で賄い、支援は、脚本や演出、稽古等の公演以前の芸術創造活動に必要な費目に限定

また、文化芸術活動への支援をより効果的に行い、PDCAサイクルを確立するため、独立行政法人日本芸術文化振興会において、「（「トップレベルの舞台芸術創造事業」及び独立行政法人日本芸術文化振興会が実施する芸術文化振興基金事業について）専門家を活用した審査・評価等の仕組みを試行的に導入しています。（音楽、舞踊、演劇、伝統芸能・大衆芸能の4分野が対象）

◆平成25年度助成対象分野別採択状況

（単位：百万円）

助成対象分野	応募件数	採択件数	助成交付予定額
音楽	145	120	1,813
舞踊	53	35	414
演劇	191	120	750
伝統芸能	48	33	58
大衆芸能	20	14	93
計	457	322	3,128

2 芸術文化振興基金

◆助成の対象となる活動

- 1 芸術家及び芸術団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動
- (1) 現代舞台芸術の公演，伝統芸能の公開その他の活動
 - (2) 美術の展示，国内映画祭その他の活動
 - (3) 多分野にまたがる公演，展示その他の活動

- 2 地域の文化の振興を目的として行う活動
- (1) 文化会館，美術館その他の地域の文化施設において行う公演，展示その他の活動
 - (2) 歴史的集落・町並み等の文化財を保存し，活用する活動
 - (3) 民俗芸能その他の文化財を保存し，活用する活動

- 3 文化に関する団体が行う文化の振興又は普及を図るための活動
- (1) アマチュア等の文化団体が行う公演，展示その他の活動
 - (2) 文化財である工芸技術又は文化財の保存技術の復元，伝承その他文化財を保存する活動

芸術文化振興基金は，全ての国民が芸術文化に親しみ，自らの手で新しい文化を創造するための環境の醸成とその基盤の強化を図る観点から，安定的・継続的に多様な芸術文化活動に援助を行うことを目的として，平成2年3月に設けられました。

約653億円（政府からの出資金約541億円，民間からの出せん金約112億円）の基金を日本芸術文化振興会が運用し，その運用益をもって芸術文化活動を支援しています。

なお，芸術文化の振興を図るために，芸術文化振興基金への寄附金を募り，その拡大に努めています。

◆平成24年度の助成金交付状況（ ）は平成23年度助成金交付状況

（百万円）

助成対象分野	応募件数	交付件数	助成金交付額
・ 芸術家及び芸術団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動	966 (1,259)	371 (404)	845 (945)
・ 地域の文化の振興を目的として行う活動	403 (377)	238 (259)	316 (345)
・ 文化に関する団体が行う文化の振興または普及を図るための活動	276 (286)	136 (151)	105 (133)

3 世界に羽ばたく新進芸術家等の人材育成

文化庁では、次代の芸術界を担う創造性豊かな人材を育成するため、新進芸術家の海外研修や育成公演・研修などの事業を行っています。

制度	内容
新進芸術家の海外研修 (新進芸術家海外研修制度)	美術、音楽、舞踊、演劇等の各分野における新進芸術家に、海外で実践的な研修に従事する機会を提供。 1年派遣、2年派遣、3年派遣、特別研修(80日間)の4種類があり、これまでに約3,000名を派遣。
次代の文化を創造する新進芸術家育成事業	新進芸術家等が基礎や技術を磨いていくために必要な舞台などの実践の機会や、広い視野、広い見聞、広い分野に関する知識を身につける場を提供するとともに、その基盤整備を行っている。

◆新進芸術家海外研修制度のこれまでの主な派遣者の例

奥谷 博	(美術：洋画)	昭和42年度
森下 洋子	(舞踊：バレエ)	昭和50年度
絹谷 幸二	(美術：洋画)	昭和52年度
佐藤 しのぶ	(音楽：声楽)	昭和59年度
野田 秀樹	(演劇：演出)	平成4年度
諏訪内 晶子	(音楽：器楽)	平成6年度
野村 萬斎	(演劇：狂言師)	平成6年度
崔 洋一	(映画：監督)	平成8年度
鴻上 尚史	(演劇：演出)	平成9年度
長塚 圭史	(演劇：演出・劇作・俳優)	平成20年度

◆平成25年度 新進芸術家海外研修制度研修員（分野別内訳）

	1年派遣	2年派遣	3年派遣	特別派遣	15歳以上 18歳未満の部
美術	19	3	1	1	1
音楽	21	2	—	2	—
舞踊	7	2	—	2	1
演劇・舞台美術等	8	—	—	1	—
映画・メディア芸術	7	—	—	1	—
計	62	7	1	7	2

4 文化庁芸術祭の開催

平成 24 年度（第 67 回）文化庁芸術祭



オペラ「ピーター・グライムズ」
制作：新国立劇場 撮影：三枝近志



国立文楽劇場 11月文楽公演 通し狂言「仮名手本忠臣蔵」
制作：独立行政法人日本芸術文化振興会

文化庁芸術祭は、広く一般に内外の優れた芸術作品を鑑賞する機会を提供するとともに、芸術の創造とその発展を図ることを目的に、昭和21年以来、毎年秋に開催されています。

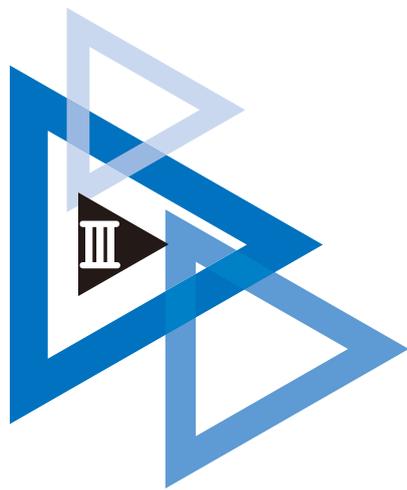
平成24年度においては、引き続き関東、関西での主催公演をはじめとする事業を展開しました。

また、演劇・音楽・舞踊・大衆芸能の4部門の参加公演及びテレビ・ドラマ、テレビ・ドキュメンタリー、ラジオ、レコードの4部門の参加作品の中から優れた公演・作品に対して文化庁芸術祭大賞、優秀賞及び新人賞が贈られました。

文化庁芸術祭オープニングとして「伝統音楽の美 一雅楽一」を実施し、芸術祭の開幕を華々しく飾りました。また、主催公演としてオペラ、バレエ、演劇、音楽、能楽、文楽、歌舞伎、大衆芸能など、多彩な公演を実施しました。

◆平成 24 年度（第 67 回）文化庁芸術祭

		公演名
主 催 公 演	オープニング	「伝統音楽の美 一雅楽一」
	オペラ	オペラ「ピーター・グライムズ」
	バレエ	バレエ「シルヴィア」
	演劇	演劇「るつば」
	音楽	アジア オーケストラ ウィーク2012
	歌舞伎	10月歌舞伎公演
	能楽	11月狂言の会 特集・大藏虎明没後三百五十年記念
	邦舞	10月舞踊公演
	文楽	11月文楽公演
	大衆芸能	10月特別企画公演「芸術祭寄席」
	アジア・太平洋地域芸能	国立劇場おきなわ11月企画公演 アジア・太平洋地域の芸能「インド伝統芸能」
参加公演		演劇、音楽、舞踊、大衆芸能部門 計167公演 テレビ・ドラマ、テレビ・ドキュメンタリー、ラジオ、レコード 計103作品
協賛公演		演劇、音楽、舞踊、大衆芸能部門 計27公演



メディア芸術の振興

マンガ、アニメーション、ゲーム等のメディア芸術は広く国民に親しまれ、新たな芸術の創造や我が国の芸術全体の活性化を促すとともに、海外からも注目され、我が国への理解や関心を高めています。また、文化振興はもとより、コンテンツ産業や観光

の振興、国際文化交流の推進の面でも大きな意味を持っています。そのため、メディア芸術のより一層の振興を図る観点から、「創造・発信支援」と「人材育成支援」を重視した、以下のような事業を実施しています。

1 メディア芸術の振興

1. メディア芸術の創造・発信支援

文化庁では、優れたメディア芸術作品を顕彰し、発表の場と鑑賞の機会を提供するため、平成9年度より「文化庁メディア芸術祭」を実施しています。

平成24年度は、3,503作品の応募があり、その内1,502作品は海外71の国と地域からの応募でした。

「アート」、「エンターテインメント」、「アニメーション」、「マンガ」の4部門ごとに大賞1作品、優秀賞4作品、新人賞3作品を、またメディア芸術の振興に寄与した方に功労賞を贈呈しました。

アート部門大賞

「Pendulum Choir」
作者：Cod.Act (Michel
DÉCOSTERD/André
DÉCOSTERD)
© Cod.Act

photo:Xavier Voirol



エンターテインメント 部門大賞

「Perfume "Global Site Project"」
作者：真鍋 大度 / MIKIKO / 中田 ヤスタカ / 堀井 哲史 / 木村 浩康
© 株式会社ライゾマティクス+株式会社アミューズ+ユニバーサル ミュージック合同会社



アニメーション 部門大賞

「火要鎮」
作者：大友 克洋(監督)
© SHORT PEACE
COMMITTEE



マンガ部門大賞

「闇の国々」
作者：ブノワ・ペータース / フランソワ・スクイテン
© 2008, 2009, 2010 Casterman, Bruxelles All rights reserved.

受賞作品展は毎年2月に東京・六本木の国立新美術館で開催し、多くの方々に来場いただき、最新のメディア芸術作品に触れていただいています。

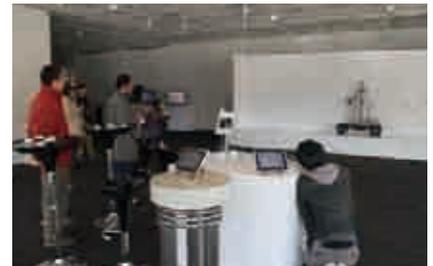
受賞作品展以外にも、前年度及び過去の受賞作品を中心に、「海外メディア芸術祭等参加事業」「メディア芸術祭地方展」などの実施により、国内外へ優れ

文化庁メディア芸術祭受賞作品展会場



たメディア芸術作品を発信しています。また、メディア芸術作品に係る保存と活用を促進するため、デジタルアーカイブを進めたり、関連施設などの連携と協力を推進することで拠点機能を果たす情報拠点・コンソーシアムを構築します。

文化庁メディア芸術祭山梨展会場



2. メディア芸術の人材育成支援

我が国のメディア芸術を支える優れた若手クリエイターやアニメーターを育成するための支援策を実

施し、この分野の人材育成を推進します。

メディア芸術の振興

創造・発信支援 (発信, 展示, 情報収集, 創作活動の促進等)	文化庁メディア芸術祭	<ul style="list-style-type: none"> ・メディア芸術の総合的祭典として、優れた作品の顕彰、入賞作品の展示等を実施。 ・地方展の開催、優秀作品を国内メディア芸術関連フェスティバル・施設に出品。
	海外メディア芸術祭等参加事業	<ul style="list-style-type: none"> ・優れた作品を海外のメディア芸術関連フェスティバルや施設において展示・上映
	アニメーション映画の製作支援	<ul style="list-style-type: none"> ・優れたアニメーション映画製作費の一部を補助。
	世界メディア芸術コンベンション	<ul style="list-style-type: none"> ・世界のメディア芸術関係者等によるコンベンションを開催。
	メディア芸術デジタルアーカイブ	<ul style="list-style-type: none"> ・メディア芸術作品に係る保存と活用を促進するため、デジタルアーカイブを構築。
	メディア芸術情報拠点・コンソーシアム構築事業	<ul style="list-style-type: none"> ・メディア芸術に関する情報収集・発信や関連の文化施設、大学等の連携・協力の拠点機能を果たす情報拠点・コンソーシアムを構築。
人材育成支援	メディア芸術クリエイター育成支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・若手クリエイター等が行う創作活動、国内各地の施設が行うワークショップを支援。
	若手アニメーター等人材育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・制作スタッフに若手人材を起用し、制作段階でオン・ザ・ジョブ・トレーニング (OJT) を組み込んだ実際のアニメーション制作現場における人材育成を実施。
	海外メディア芸術クリエイター招へい事業	<ul style="list-style-type: none"> ・海外の優秀な若手クリエイターを招へいし、研修・研究の機会を提供。

2 日本映画の振興

映画は、演劇、音楽や美術等の諸芸術を含んだ総合芸術であり、国民の最も身近な娯楽の1つとして生活の中に定着しています。また、ある時代の国や地域の文化的状況の表現であるとともに、その文化の特性を示すものです。

文化庁では、平成15年4月の「映画振興に関する

懇談会」で、「これからの日本映画の振興について～日本映画の再生のために～（提言）」を取りまとめました。これを受け、①日本映画の創造・交流・発信、②若手映画作家等の育成、③我が国の映画フィルムの保存・継承、を柱とする日本映画の振興施策を推進しています。

日本映画の振興

日本映画の創造・交流・発信	映画製作への支援	・我が国の優れた映画製作に対して支援を行う。
	ロケーションに係るデータベースの運営	・日本全国のロケーション（野外撮影）に関する情報を一元化したデータベースを運営し、魅力ある撮影場所を国内外へ発信し、我が国における撮影の促進を図る。
	文化映画賞	・文化記録映画部門受賞作品及び映画功労部門における受賞者を決定し、贈賞式、上映会を開催する。
	海外映画祭への出品等支援	・優れた日本映画を世界に発信するため、日本映画の海外映画祭への出品等を支援する。
	全国映画会議	・映画に関する多様な意見や課題等に関する会議等を行い、様々な映画関係者や団体が交流・発信できる機会を提供する。
	アジアにおける日本映画特集上映事業	・アジア地域において日本映画の特集上映を実施し、日本文化への理解と上映機会の増加を促進する。
	「日本映画情報システム」の整備	・国内外への日本映画の紹介や多様な作品の上映を可能とするため、映画情報のデータベースを整備する。
若手映画作家等の育成	短編映画作品支援による若手映画作家等の育成	・映画製作のワークショップや、実際の短編映画作品の製作を通して、将来を担う優れた若手映画作家を育成する。
	映画関係団体等の人材育成事業の支援	・映画製作の各過程を担う専門性の高い人材を育成するため、製作現場における学生の実習（インターンシップ）受入を支援する。
我が国の映画フィルムの保存・継承	東京国立近代美術館フィルムセンター	・我が国の貴重な映画フィルムの保存・継承を行う。

また、映画は海外に向けて日本文化を発信する上でも極めて有効です。文化庁では、日本映画に関する

情報提供として、データベースの整備も進めています。



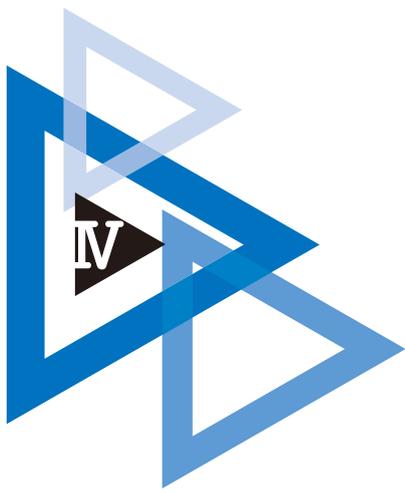
短編映画作品製作による若手映画作家育成事業（製作実地研修の様子）



全国ロケーションデータベース
<http://www.jldb.bunka.go.jp/>



日本映画情報システム
<http://www.japanese-cinema-db.jp/>



子供たちの文化芸術 体験活動の推進

子供たちが本物の舞台芸術や伝統文化に触れ、日頃味わえない感動や刺激を直接体験することにより、豊かな感性と創造性を育むとともに、我が国の文化

を継承，発展させる環境の充実を図るために「次代を担う子供の文化芸術体験事業」を実施しています。

次代を担う子供の文化芸術体験事業

子供たちが、優れた舞台芸術を鑑賞し、芸術文化団体による実演指導，ワークショップやこれらの団体との共演に参加し，優れた舞台芸術に身近に触れる機会を提供しています。

「次代を担う子供の文化芸術体験事業」では，右のような事業を行っています。

小・中学校の体育館で実施する事業

(1) 芸術団体による巡回公演

舞台芸術の鑑賞及び芸術文化団体と児童・生徒の共演を実施
公演種目：合唱，オーケストラ，音楽劇，演劇，児童劇，
ミュージカル，歌舞伎，能楽，人形浄瑠璃，邦楽，
邦舞，バレエ，現代舞踊，演芸 等

(2) 芸術文化団体によるワークショップ

公演の開催にあたって，事前に専門家による共演のための
実演指導や鑑賞指導を実施

(3) 芸術家個人・小グループの学校への派遣

講話・実技披露・実技指導を実施



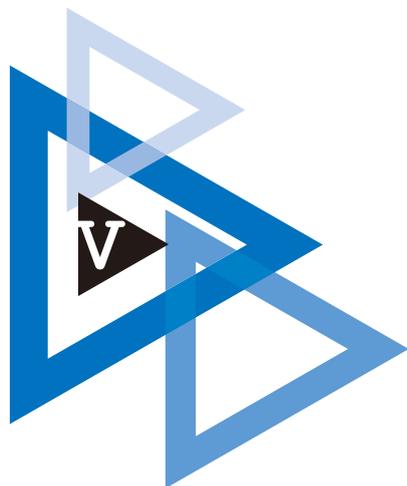
巡回公演事業（オーケストラ公演）



派遣事業（長唄の実技披露）



派遣事業（茶道）



地域における文化の振興

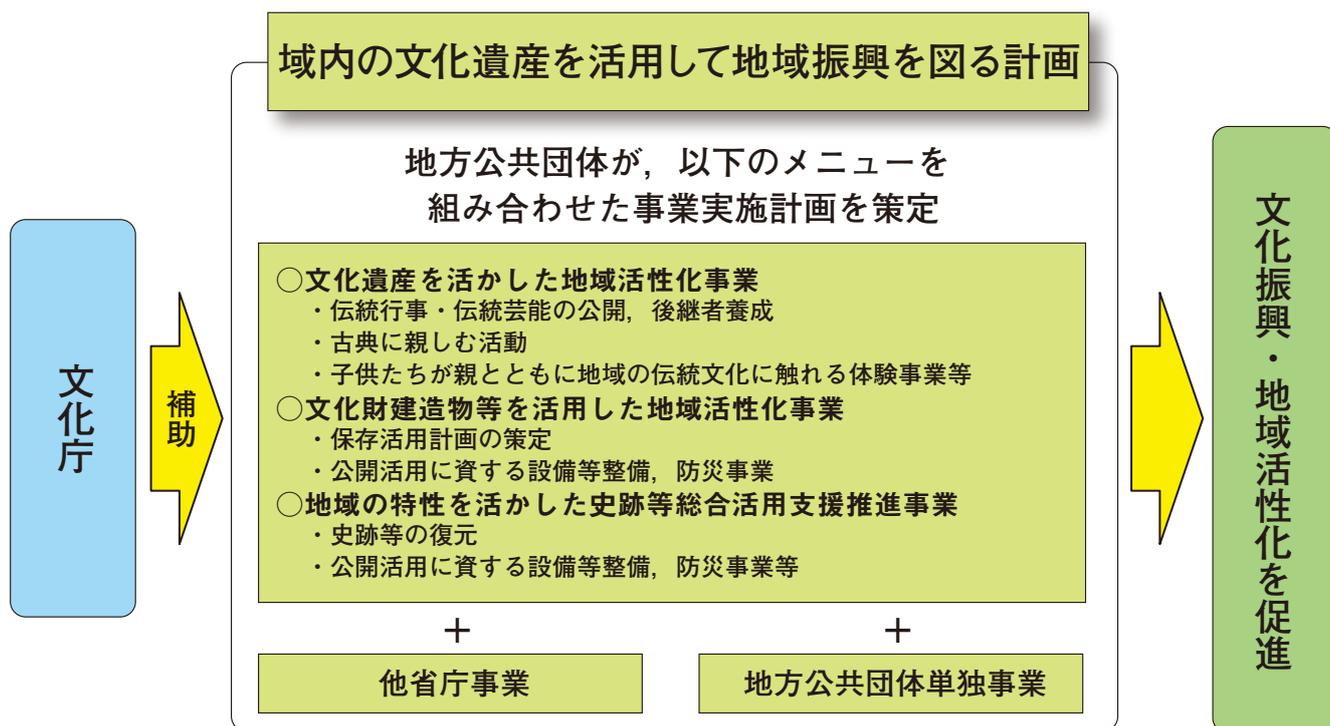
1▶ 文化遺産を活かした地域活性化

近年、日本各地の「たから」である多様で豊かな文化遺産について、適切な保存・継承の必要性とともに地域活性化に資する役割が認識され、その積極的な活用が期待されています。

このため、文化庁では、平成25年度より、文化振興とともに地域活性化を図ることを目的として地方公共団体が策定する地域の多様で豊かな文化遺産を活用した計画に基づき実施される取組に対して支援を行っています(各支援事業の内容は次頁参照)。

本事業においては、伝統行事・伝統芸能の公開・後継者養成、古典に親しむ活動、子供たちが地域の伝統文化に触れる体験事業、重要文化財建造物や史跡等の公開活用など、地域の文化遺産を総合的に活用した取組への支援が可能となっています。

◆事業のイメージ



1. 文化遺産を活かした地域活性化事業

地域に古くから伝わる祭礼行事や伝統芸能といった地域の文化遺産を保存・継承するとともに、それらを活用した地域活性化を図るため、情報発信、普及啓発、後継者養成、用具修理、記録作成、調査研究等の取組や、子供たちが親とともに地域の伝統文化に触れる体験事業に対する支援を行います。



重要無形民俗文化財
高岡御車山行事
(富山県高岡市)

2. 文化財建造物等を活用した地域活性化事業

重要文化財（建造物）、登録有形文化財（建造物）及び重要伝統的建造物群保存地区の公開を促進し、もって地域活性化を図るため、説明板・照明等の展示設備、トイレ・休憩所等利用者向けの便益施設、来館者の受付等管理施設の整備等の取組に対して支援を行います。併せて、重要伝統的建造物群保存地区の公開の際の安全性確保のため、伝統的建造物の耐震化等各種防災対策に関する取組への支援を行います。



重要文化財
上芳我家住宅
(愛媛県喜多郡内子町)

3. 地域の特性を活かした史跡等総合活用支援推進事業

史跡、名勝、天然記念物及び埋蔵文化財などの地域の中核となる「たから」を活かした地域の振興・活性化を図るため、「公開活用」や「安心・安全」の要素を総合的に組み合わせた魅力ある地域づくりを支援します。



史跡萩城跡
(山口県萩市)

2 地域の特色ある芸術文化活動の振興

地域の創意に基づく文化芸術創造活動への支援のため、各地域の特性や実情にあわせた総合的な支援を行います。文化芸術創造発信事業、文化芸術によ

る「心の復興」事業などの複数のメニューにより地域の活性化を支援していきます。

地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ

都道府県、市町村が以下のメニューを活用し、地域活性化プロジェクトを策定

文化庁

補助

- ◇文化芸術創造発信事業
地方公共団体が、地域住民、芸術団体、文化施設、教育機関等とともに実施する特色ある文化芸術振興の取組
- ◇メディア芸術地域活性化事業
地域におけるメディア芸術（映画、マンガ、アニメーション、ゲーム等）の振興に資する総合的な取組（人材育成、国際交流、調査研究、保存、普及）
- ◇新国立劇場を活用した現代舞台芸術の普及事業
地域において新国立劇場が制作する公演による舞台芸術鑑賞事業や、新国立劇場において地域のプロの芸術団体が行う公演事業
- ◇高校生優秀文化団体国際大会派遣事業
高校生主体の文化団体、高等学校のサークルが海外の国際コンクール等に参加する派遣事業
- ◇文化芸術による「心の復興」事業
東日本大震災の被災地の道県及び市町村が企画する舞台芸術の鑑賞等を通じた「心の復興」を図る事業
- ◇大学を活用した地域芸術文化振興事業
大学の有する文化芸術に関する人材、教育研究機能、施設、資料等を活用した地域での文化芸術振興の取組

効果

観光振興や産業、地域経済への波及
次世代への地域文化の継承、発信
コミュニティの再生やネットワークづくり



神奈川県横浜市
「Dance Dance Dance @ YOKOHAMA 2012」より
「横浜ベイサイドバレエ」
撮影：長谷川清徳



群馬県前橋市
「「アーツ前橋」市民参画推進事業」より
パフォーマンス「WALK あるくことからはじまること」

3 国民の芸術文化活動への参加の奨励

1. 国民文化祭

国民文化祭は、アマチュアを中心とした国民一般の様々な文化活動を全国規模で発表する場を提供し、顕彰等を実施することにより、文化活動への参加意欲を喚起し、新たな文化の創造を促し、地方文化の発展に寄与することを目的として、開催される文化の祭典です。

第28回となる平成25年度は山梨県で開催します。



国民文化祭シンボルマーク
(福田繁雄・作)

◆国民文化祭 開催都道府県及び開催予定府県

回(年度)	都道府県名	回(年度)	都道府県名	回(年度)	都道府県名
1回 (S61)	東京	11回 (H8)	富山	21回 (H18)	山口
2回 (S62)	熊本	12回 (H9)	香川	22回 (H19)	徳島
3回 (S63)	兵庫	13回 (H10)	大分	23回 (H20)	茨城
4回 (H1)	埼玉	14回 (H11)	岐阜	24回 (H21)	静岡
5回 (H2)	愛媛	15回 (H12)	広島	25回 (H22)	岡山
6回 (H3)	千葉	16回 (H13)	群馬	26回 (H23)	京都
7回 (H4)	石川	17回 (H14)	鳥取	27回 (H24)	徳島
8回 (H5)	岩手	18回 (H15)	山形	28回 (H25)	山梨
9回 (H6)	三重	19回 (H16)	福岡	29回 (H26)	秋田
10回 (H7)	栃木	20回 (H17)	福井	30回 (H27)	鹿児島

◆主な内容

主催事業 文化庁、開催地都道府県・市町村、文化団体等の共催によるもの。

総合文化フェスティバル

アマチュア文化活動の新たな文化の方向性を示すオープニングフェスティバルなど。

シンポジウム

アマチュア文化活動、地域文化活動等を含めた日本文化の動向について、様々な側面からテーマを設定して行う基調講演やパネルディスカッションなど。

分野別フェスティバル

民俗芸能、民謡、オーケストラ、合唱、吹奏楽、演劇、文芸、美術、舞踊、邦楽、生活文化等の分野ごとに、都道府県などから推薦された団体等を中心として行う公演、展覧会など。

協賛事業

国民文化祭の趣旨に賛同して、全国の地方公共団体や文化関係団体・企業等の主催により開催される各公演事業、コンクール、フェスティバル、展示、講習会など。



第27回国民文化祭・とくしま2012
あっ!わぁ!発見フォーラム・フィナーレ



第28回国民文化祭・やまなし2013 文化の風とあそぶ〜みつめる・こえる・つなげる

開催期間:平成25年1月12日(土)～11月10日(日)

【総合フェスティバル】

平成25年10月26日(土) コラニー文化ホール(甲府市)

山梨県では、全国初の通年会期で国民文化祭を開催し、四季ごとに、道祖神や富士山などをテーマにした「季節のステージ」を設けました。

各市町村に根付く文化や伝統などをふまえて催される各事業や、年間を通して楽しめる4つの通期事業など、山梨県内各地で95のイベントを開催します。



マスコットキャラクター カルチャくん

2. 全国高等学校総合文化祭

全国高等学校総合文化祭は、高校生の芸術文化活動の向上充実と相互交流を深めることを狙いとして、昭和52年から開催している我が国最大規模の高校生の文化の祭典です。

大会の出場者が日頃の活動の成果を競い合い、交流を深める一方、大会の企画・運営にも高校生が中心的な役割を担うなど、高校生ならではの柔軟な発想を生かした大会となっています。

第37回目を迎える平成25年度は長崎県で開催します。

◆主な内容

総合開会式	式典、開催県発表など
パレード	マーチングバンド・バトントワリング部門参加校を中心とする全国の高校生によるパレード
開催部門	演劇、合唱、吹奏楽、器楽・管弦楽、日本音楽、吟詠剣詩舞、郷土芸能、マーチングバンド・バトントワリング、美術・工芸、書道、写真、放送、囲碁、将棋、弁論、小倉百人一首かるた、新聞、文芸、自然科学等。

◆全国高等学校総合文化祭 開催都道府県及び開催予定都府県

回(年度)	都道府県名	回(年度)	都道府県名
1回(S52)	千葉	22回(H10)	鳥取
2回(S53)	兵庫	23回(H11)	山形
3回(S54)	大分	24回(H12)	静岡
4回(S55)	石川	25回(H13)	福岡
5回(S56)	秋田	26回(H14)	神奈川
6回(S57)	栃木	27回(H15)	福井
7回(S58)	山口	28回(H16)	徳島
8回(S59)	岐阜	29回(H17)	青森
9回(S60)	岩手	30回(H18)	京都
10回(S61)	大阪	31回(H19)	島根
11回(S62)	愛知	32回(H20)	群馬
12回(S63)	熊本	33回(H21)	三重
13回(H1)	岡山	34回(H22)	宮崎
14回(H2)	山梨	35回(H23)	福島
15回(H3)	香川	36回(H24)	富山
16回(H4)	沖縄	37回(H25)	長崎
17回(H5)	埼玉	38回(H26)	茨城
18回(H6)	愛媛	39回(H27)	滋賀
19回(H7)	新潟	40回(H28)	広島
20回(H8)	北海道	41回(H29)	宮城
21回(H9)	奈良		

平成24年度 第36回全国高等学校総合文化祭富山大会



富山市内で行われたパレードの様子



郷土芸能「五箇山民謡」



マスコットキャラクター 美龍

2013 第37回全国高等学校総合文化祭 2013 長崎しおかぜ総文祭

開催期間:平成25年7月31日(水)～8月4日(日)

【総合開会式・パレード】

平成25年7月31日(水) 長崎県立総合体育館 (長崎市), 長崎市内

その他、全国から約2万人の高校生が長崎県に集い、5日間にわたって毎年開催県で行っている19の部門に、長崎県が独自に行う「高校生文化サミット」「特別支援学校」「図書」「JRC・ボランティア」「郷土研究」の5部門を加えた全24部門において、コンクールや発表、展示などが行われます。

4 文化芸術活動等を支える人材の育成

劇場・音楽堂等の職員や美術館・博物館の学芸員など芸術文化や文化財の保護に携わる職員の資質能力の向上を図るため、次のような研修を行っています。

研修名	主催者	期間	対象・人数	内容
全国劇場・音楽堂等 アートマネジメント研修会	文化庁他	3日間	全国の劇場・音楽堂等の施設 経営者及び管理運営担当の中 堅職員等	劇場・音楽堂等の円滑な管理 運営に必要なアートマネジメ ントに関する研修
ブロック別劇場・音楽堂等 アートマネジメント研修会	文化庁他	2日間	各ブロックの劇場・音楽堂等 に勤務し、管理運営を担当す る若手職員等	公演の企画・運営等アートマ ネジメントに関する基礎的研修
全国劇場・音楽堂等 技術職員研修会	文化庁他	3日間	全国の劇場・音楽堂等に勤務 する舞台技術担当の中堅職員 等	照明、音響、舞台機構等舞台 の、統括管理に必要な専門的 知識・技術の習得に関する研 修
ブロック別劇場・音楽堂等 技術職員研修会	文化庁他	2日間	各ブロックの劇場・音楽堂等 に勤務し、舞台技術を担当す る若手職員等	照明、音響、舞台機構等舞台 技術に関する基礎的研修
歴史民俗資料館等 専門職員研修会	文化庁・大学共同利用機関法 人人間文化研究機構国立歴史 民俗博物館	5日間×2ヶ年	歴史民俗資料館・博物館等の 専門職員で実務経験5年未満 の者 50名程度	歴史資料、民俗資料、考古資 料等の調査、収集、保存、公 開等に関する必要な専門的知 識、技能の研修
指定文化財（美術工芸品） 企画・展示セミナー	文化庁	5日間×2ヶ年	指定文化財（美術工芸品）を公 開する博物館等の学芸担当者 50名程度	指定文化財（美術工芸品）の 保存・公開に関わる専門的知 識、技能の研修
博物館・美術館等 保存担当学芸員研修	(独)国立文化財機構東京文化 財研究所	2週間	国公立博物館、美術館等の 学芸員で保存部門の担当者 25名程度	文化財保存に関する基礎的な 知識及び技術についての講義 ・実習
ミュージアム・マネジメン ト研修	文化庁	3日間程度	全国の美術館・歴史博物館の 管理職、地方公共団体の文化 行政担当職員等 50名程度	美術館・歴史博物館の企画及 び管理運営に必要な能力に関 する研修
ミュージアム・エデュケー ター研修	文化庁	5日間程度	全国の美術館・歴史博物館の 学芸員等 50名程度	美術館・歴史博物館における 教育普及に必要な能力に関す る研修
埋蔵文化財担当者研修	(独)国立文化財機構奈良文化 財研究所	研修・課程ごとに それぞれ異なる	地方公共団体の埋蔵文化財担 当職員等 計170名程度	埋蔵文化財の発掘調査に必要 な一般及び専門知識と技術に 関する研修
文化財行政講座	文化庁	3日間	地方公共団体等の文化財行政 担当職員等で、経験年数3年 未満の者 100名程度	文化財行政の遂行に必要な基 礎的事項及び実務上の課題に 関する研修
「歴史文化基本構想」研修会	文化庁	2日間	地方公共団体等の文化財行政 実務担当職員等 100名程度	「歴史文化基本構想」の策定に 必要な事項、実務上の課題、 事例紹介に関する研修
伝統的建造物群 保護行政研修会 (基礎コース・実践コース)	文化庁	各3日間	地方公共団体等において伝統 的建造物群の保護行政に携わ る者等(実践コースは、伝統 的建造物群保存地区制度をす でに導入している地方公共団 体等で実務経験を有する者) 各50名程度	伝統的建造物群保存地区に係 る職務遂行に必要な基礎的事 項に関する研修(実践コース は、伝統的建造物群の保存に かかる諸問題に的確に対応す るために必要な専門的事項に 関する研修)
文化財建造物修理 主任技術者講習会 (普通コース・上級コース)	文化庁	普通コースは 8日間程度×2ヶ年 上級コースは7日間	文化財建造物における修理設 計・施工監理等の総括的な業 務に携わる者(上級コースは 普通コースを受講した者)各 15名程度	文化財建造物の保存・修理に おける専門的知識・技能の研 修

5 劇場・音楽堂等活性化事業

「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」を踏まえ、我が国の文化拠点である劇場、音楽堂等が行う実演芸術の創造発信や、専門的人材の養成、普及啓発事業、劇場、音楽堂等間のネットワーク形成を支援

すること等により、劇場、音楽堂等の活性化を図るとともに、地域コミュニティの創造と再生を推進し、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与します。

1. 特別支援事業

我が国の実演芸術の水準を向上させる牽引力のあるトップレベルの劇場、音楽堂等が行う国際的水準

の実演芸術の創造発信や、人材養成事業、普及啓発事業を総合的に支援します。

2. 共同制作支援事業

実演芸術の創造発信力を高めることを目的として、複数の劇場、音楽堂等が実演芸術団体と共同して行

う実演芸術の新たな創造活動(新作、新演出、新振付、翻訳初演等)を支援します。

3. 活動別支援事業

地域の実演芸術の振興を牽引する劇場、音楽堂等が中心となり、地域住民や実演芸術団体等とともに

取り組む実演芸術の創造活動や人材養成事業、普及啓発事業を活動単位で支援します。

4. 劇場・音楽堂等間ネットワーク構築支援事業

劇場、音楽堂等相互の連携・協力を促進し、国民がその居住する地域にかかわらず等しく実演芸術を鑑

賞できるよう、劇場、音楽堂等又は実演芸術団体が企画制作する実演芸術の巡回公演を支援します。

5. 劇場・音楽堂等基盤整備事業

劇場、音楽堂等において自主的・主体的な実演芸術活動が行われる環境を醸成するため、各種情報提供、

調査研究及び研修会(アートマネジメント研修、技術職員研修)を実施します。



「第3回NHK交響楽団いわき定期演奏会」
制作：いわき芸術文化交流館アリオス
撮影：堀田正矩



演劇「4 four」
制作：世田谷パブリックシアター
撮影：石川純

6 文化芸術創造都市の推進

近年、美しい景観や自治体固有の文化的環境を生かすことにより、住民の創造性を育むとともに、新しい産業やまちのにぎわいに結びつけることを目指す自治体が増えてきました。文化庁は、このように都市政策の中心に文化政策を据える自治体を応援するため、平成19年度に表彰制度を創設しました。

平成21年度からは、「文化芸術創造都市」に取り組む自治体やその関係者を対象とし、情報収集・提供、研修の実施などを通じた国内の文化芸術創造都市ネットワークの構築に取り組んでいます。また、22年度からは、文化芸術の持つ創造性を領域横断的に活用し、自治体や市民（文化ボランティア、アート

NPOなど）、企業などが協働して地域課題の解決を図ろうとする先駆的かつ多様な取組を支援・促進する「文化芸術創造都市モデル事業」を新たに実施しています。

平成25年1月には、これまでの取組を踏まえ、文化芸術創造都市を目指す自治体等の参加による「創造都市ネットワーク日本」が設立されました。本ネットワークは、日本国内における創造都市ネットワークのプラットフォームとなることが期待されています。

◆文化庁長官表彰(文化芸術創造都市部門)受賞都市一覧

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
横浜市(神奈川県)	札幌市(北海道)	東川町(北海道)	水戸市(茨城県)	仙北市(秋田県)	新潟市(新潟県)
金沢市(石川県)	豊島区(東京都)	仙台市(宮城県)	十日町市・津南町(新潟県)	鶴岡市(山形県)	大垣市(岐阜県)
近江八幡市(滋賀県)	篠山市(兵庫県)	中之条町(群馬県)	南砺市(富山県)	浜松市(静岡県)	神山町(徳島県)
沖縄市(沖縄県)	萩市(山口県)	別府市(大分県)	木曾町(長野県)	舞鶴市(京都府)	
			神戸市(兵庫県)		



新潟市：新潟の暮らし文化を広く世界に伝える「水と土の芸術祭」を開催し、市民協働でアートを作成



大垣市：平成24年4月に開館した奥の細道むすびの地記念館



神山市：小学校でのアーティストによる課外授業

7 文化力プロジェクト

文化には、人々に元気を与え地域社会を活性化させて、魅力ある社会づくりを推進する力があります。

文化庁では、各地域の「文化力」を盛り上げ、社会全体を元気にしていくためのプロジェクトを、各地域の関係者と協働して推進しています。これらの取組は、地域の人と人、人と文化をつなぎ、さらには観光や経済活動にも大きな刺激を与え、社会を活性

化させるものとして高い注目を集めています。それぞれのプロジェクトにおいて、「文化力」ロゴマークやホームページを活用した広報活動など、「文化力」を発信するための取組を幅広く展開しており、現在の8つ（地域別4つ、テーマ別4つ）のプロジェクトが展開されています。

1. 関西元気文化圏

関西から地域の文化力を力強く発信し、社会を元気にすることをねらいとして、平成15年8月から関西元気文化圏推進協議会を中心に、文化団体や企業、自治体、文化庁など多様な主体が、文化活動の展開を通じた文化圏の一体化、活性化の推進に取り組んでいます。

<http://www.bunkaryoku.bunka.go.jp/cgi-bin/kansai/index.php>



2. 丸の内元気文化プロジェクト

丸の内地区で働く人々の芸術文化に触れる機会を増やすことなどにより、地域の文化力を高め、文化力で社会を元気にしていくことをねらいとして、平成16年5月から各団体や企業等が行う文化活動やイベントに対して、共通の広報媒体を用いた広報活動を行うなど、丸の内地区が文化的な街であることを印象づける取組を行っています。

<http://www.marunouchi.com/bunka/>



3. 九州・沖縄から文化力プロジェクト

九州・沖縄・山口から地域の文化力を力強く発信し、社会を元気にしていくことをねらいとして、平成18年9月から九州・沖縄文化力推進会議を中心に、各地域で継承・蓄積されている魅力あふれる文化を再認識し、文化活動の充実とその発信を通じた地域の一体化・活性化を図る取組を行っています。

<http://www.bunkaryoku.bunka.go.jp/cgi-bin/kyushu/index.php>



4. 霞が関から文化カプロジェクト

霞が関から、文化がもたらす豊かさなどをアピールし、社会を元気にしていくことをねらいとして、平成20年3月に開始したプロジェクトです。

保存・復元された旧文部省庁舎の1階にある文部科学省情報ひろば「ラウンジ」や、霞が関コモンゲート内の様々な場所を舞台に、多様な文化活動を開催しています。

http://www.bunka.go.jp/bunkaryoku_project/kasumigaseki/



5. 修理現場から文化カプロジェクト

国宝・重要文化財などの文化財建造物の保存修理事業の修理現場公開事業や保存修理に関する普及・広報活動を行うことで、文化財建造物が、各地域の「文化カ」を盛り上げ、地域振興の核となることをねらいとして、平成19年6月からロゴマークを活用した取組を行っています。

<http://www.bunka.go.jp/bunkazai/bunkaryoku/>



6. 市民から文化カプロジェクト

アート NPO などの「市民による文化芸術に自ら親しむとともに、他の人が親しむのに役立ったり、お手伝いするような活動」が、各地域及び日本の文化を支えていることを広く PR し、全国各地域での活動を一層盛り上げていくことをねらいとして、平成20年2月からホームページで情報を発信しています。

<http://www.bunkaryoku.bunka.go.jp/shimin/>



7. 発掘現場から文化カプロジェクト

国民や地域住民に埋蔵文化財や発掘調査に対する正しい理解と協力を促すとともに、埋蔵文化財に関わる様々な人々の活動を盛り上げていくことをねらいとして、平成21年5月から埋蔵文化財の発掘調査や、その成果を公開する事業において、ロゴマークを活用した広報活動を行っています。

<http://www.bunka.go.jp/bunkazai/hakutsu/>

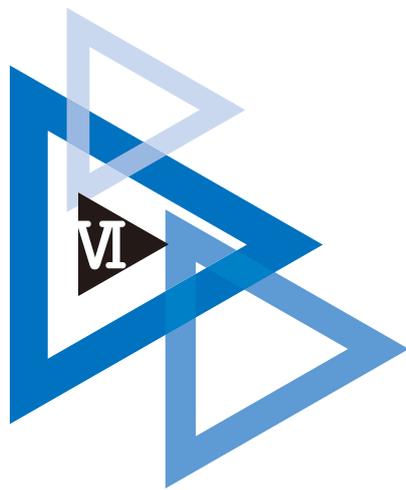


8. 大学から文化カプロジェクト

大学が取り組む地域に開かれた文化芸術活動やその成果を公開する活動・広報活動などに広く活用するため、平成25年4月に開始しました。国民や地域住民の皆様が文化に触れる機会が増えることにより、魅力ある地域づくり・ひとづくりに積極的に生かされることを期待します。

http://www.bunka.go.jp/geijutsu_bunka/12daigaku/index.html





文化財の保存と活用

1 文化財保護制度の概要

1. 概要（『国指定文化財等件数一覧』等）

文化財は、我が国の歴史や文化を正しく理解するためになくってはならないものであると同時に、将来の文化の向上発展の基礎となるものであり、このような国民的財産である文化財の適切な保存・活用を図ることは大変重要なことです。

◆国指定文化財等件数一覧

平成25年4月1日現在

指定			
重要文化財(うち国宝)		12,874件	(1,085件) ※1
建造物		2,398件	(217件)
美術工芸品		10,476件	(868件)
重要無形文化財		保持者・団体	
芸能	各個認定	38件	(56人)
	総合認定	12件	(12団体)
工芸技術	各個認定	41件	(57人) ※2
	保持団体認定	14件	(14団体)
重要有形民俗文化財		213件	
重要無形民俗文化財		281件	
史跡名勝天然記念物(うち特別史跡名勝天然記念物)		2,979件	(162件) ※3
史跡		1,682件	(60件)
名勝		336件	(30件)
天然記念物		961件	(72件)
選定			
重要文化的景観		35件	
重要伝統的建造物群保存地区		102地区	
登録			
登録有形文化財(建造物)		9,124件	
登録有形文化財(美術工芸品)		14件	
登録有形民俗文化財		29件	
登録記念物		66件	
文化財ではないが保護対象となるもの			
選定保存技術		保持者・団体	
	保持者	47件	(53人)
	保存団体	29件	(31団体) ※4

※1 重要文化財の件数は国宝の件数を含む

※2 工芸技術の各個認定保持者は重複認定があり、実員数は56人となる

※3 史跡名勝天然記念物の件数は、特別史跡名勝天然記念物を含む

※4 選定保存技術については保存団体に重複認定があるため、実団体件数は29団体

このため、国は、文化財保護法に基づき、文化財のうち重要なものを指定・選定し、現状変更、修理、輸出などに一定の制限を課す一方、有形の文化財(建造物、美術工芸品、有形民俗文化財等)については保存修理、防災、買上げ等、また、無形の文化財(芸能、工芸技術、風俗慣習、民俗芸能等)については伝承者養成や記録作成等に対して助成するなど、保存と活用のために必要な措置を講じています。

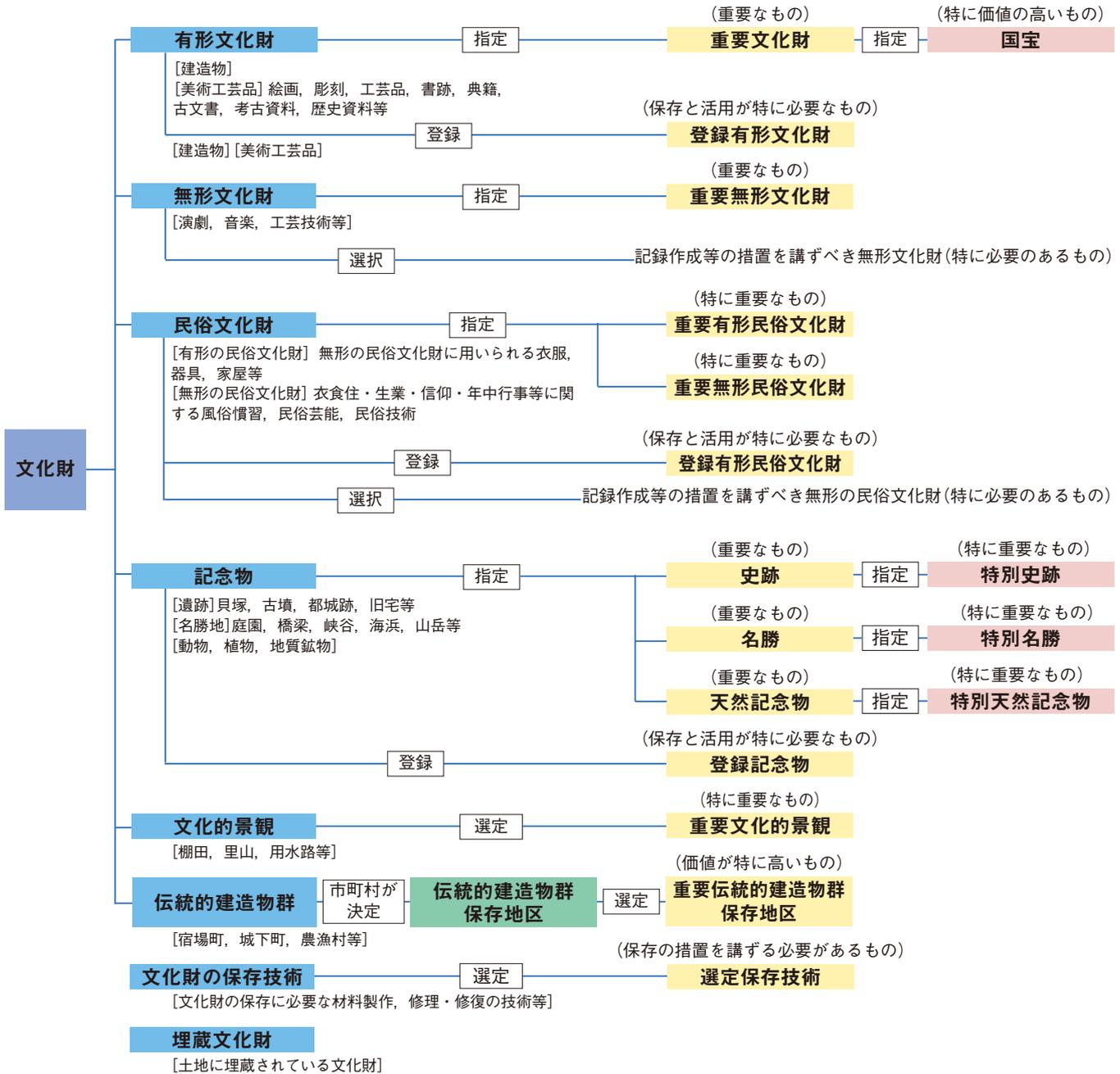
また、近年の国土開発、生活様式の変化等により保護の必要性が高まっている近代を中心とする文化財(有形文化財、有形の民俗文化財、記念物)等を対象とし、指定制度よりも緩やかな保護措置を講じる登録制度を設けています。登録制度は、国・地方公共団体の指定以外の文化財のうち保存と活用が特に必要なものを国が登録し、届出制と指導・助言・勧告を基本として、所有者による自主的な保護を図り、指定制度を補完するものです。

さらに、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるものを選定保存技術として選定したり、土地に埋蔵されている文化財についても埋蔵文化財として発掘に関する一定の制限を課したりするなどの保護のための措置を講じています。

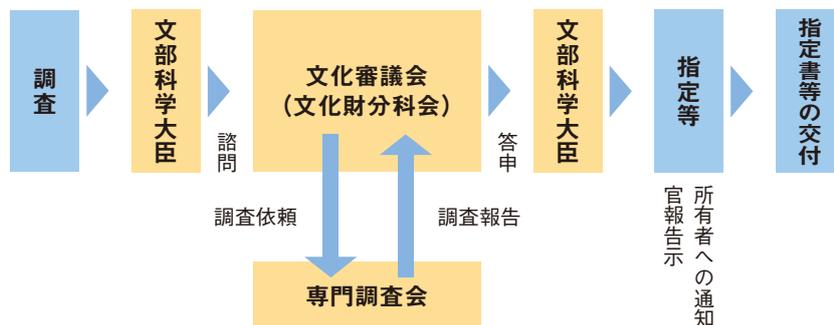
文化財の指定・選定及び登録は、文部科学大臣が文化審議会に諮問し、その答申を受けて行うこととなっています。文化財等を種類ごとに整理すると次ページのようになります。

2. 文化財の体系図

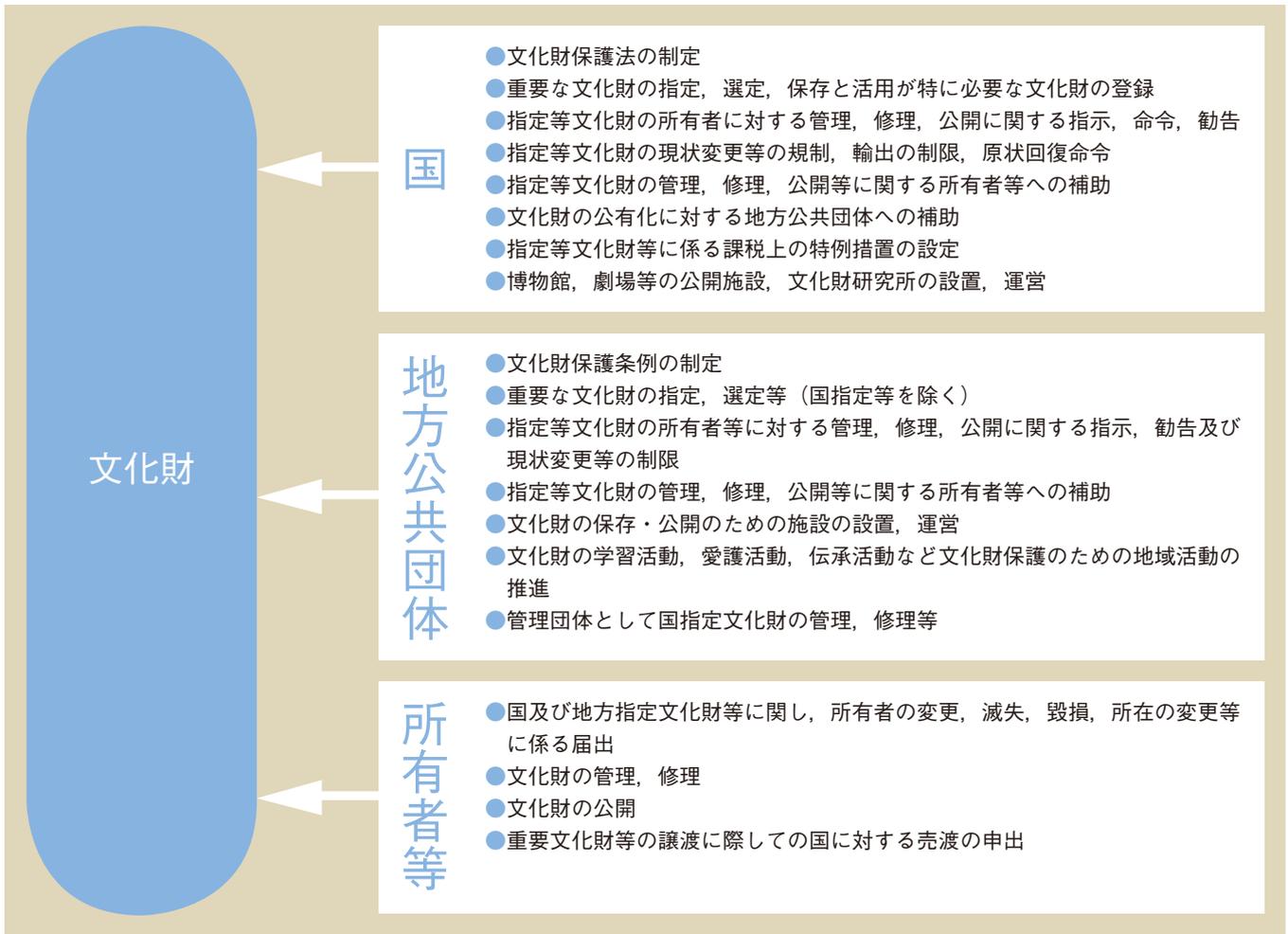
◆文化財の体系図



◆文化財の指定・登録・選定を受けるまで



3. 文化財保護法等における国、地方公共団体、所有者等の主な役割



2 有形文化財

建造物、絵画、工芸品、彫刻、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料などの有形の文化的所産で、我が国にとって歴史上、芸術上、学術上価値の高いものを総称して有形文化財と呼んでいます。このうち、建造物以外のものを総称して「美術工芸品」と呼んでいます。

国は有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定し、さらに世界文化の見地から特に価値の高いものを国宝に指定して保護しています。

1. 建造物

平成25年4月1日現在、2,398件、4,526棟（うち国宝217件、265棟）の建造物が指定されています。これらの建造物については、現状を変更し、あるいはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合、文化財保護法の規定により文化庁長官の許可を要することとされています。また、適切な時期に大小の保存修理が必要であり、修理事業は所有者または管理団体が行いますが、大半は国の補助事業として実施されています。我が国の歴史的建造物は多くが木造で、茅や檜皮かや ひわだのような植物性の屋根を有するものを多数含んでいて、火災に対し極めて脆弱です。このため、文化庁では、防災施設等の設置について必

要な補助を行うことなどによりその保護を図っています。

また、近年では、我が国の近代化の過程で生み出された貴重な文化遺産でありながらも、社会の変化のなかで急速に失われつつある近代の建造物について、所在の特定やその特徴を明らかにするための全国的な調査を行っています。こうした調査の成果に基づいて重要文化財に指定された近代の建造物も増えつつあります。平成24年度までに国宝1件（旧東宮御所（迎賓館赤坂離宮））を含む295件の近代の建造物が重要文化財に指定されています。



国宝
歡喜院 聖天堂
(埼玉県熊谷市)
(撮影：清水襄)



重要文化財
日土小学校 東校舎
(愛媛県八幡浜市)
(撮影：北村徹)

◆ 国宝・重要文化財（建造物）種類別・時代別指定内訳

平成25年4月1日現在

種類別		件数	棟数
近世以前の分類	神社	567 (39)	1,194 (65)
	寺院	849 (152)	1,124 (160)
	城郭	53 (8)	235 (16)
	住宅	94 (14)	150 (20)
	民家	347	795
	その他	193 (3)	261 (3)
小計		2,103 (216)	3,759 (264)
近代の分類	宗教施設	25	32
	住居施設	80 (1)	299 (1)
	学校施設	39	67
	文化施設	34	56
	官公庁舎	22	27
	商業・業務	20	27
	産業・交通・土木	70	242
	その他	5	17
小計		295 (1)	767 (1)
合計		2,398 (217)	4,526 (265)

(注) ()内は国宝で内数



登録有形文化財 JR琴平駅本屋(香川県仲多度郡琴平町)



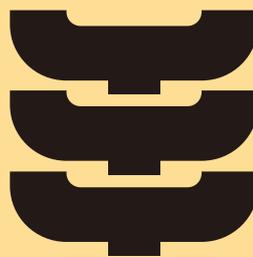
登録有形文化財 旧豊郷小学校校舎(滋賀県犬上郡豊郷町)

平成8年の文化財保護法改正によって、国指定文化財及び地方指定文化財以外の有形文化財のうち保存及び活用のための措置が特に必要とされる文化財建造物を、文部科学大臣が文化財登録原簿に登録する文化財登録制度が導入されました。

住宅や公共建築などの建築物をはじめ、橋や堤防などの土木構造物、それらに付随する門や塀などの工作物を含めた様々な建造物が登録され、平成25年3月には登録件数が9,000件を超えました。平成25年4月1日現在9,124件が登録され、その所在は47都道府県787市町村(区)に及んでいます。

文化財愛護シンボルマーク

「文化財愛護シンボルマーク」は、文化財愛護運動を全国的に展開するため、公募により、昭和41年5月に定められたものです。このシンボルマークは、広げた両方の手のひらのパターンによって日本建築の重要な要素である斗拱（組物）のイメージを表し、これを三つ重ねることにより、文化財という民族の遺産を、過去・現在・未来にわたり永遠に伝承していくという愛護精神を象徴したものです。



文化財保護強調週間ロゴマーク

「文化財保護強調週間ロゴマーク」は、平成22年に文化財保護法施行60周年を迎えたことを記念し、文化財保護強調週間がより国民に身近となるよう、公募を経て定められたものです。

このロゴマークは、文化財の「文」を様式化した形をモチーフとして、日本の文化的活動により生み出された文化的所産の変遷を「家紋」のイメージで表しています。色彩についても、文化財の6つの分野「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」、「文化的景観」、「伝統的建造物群」を表しています。

なお、文化財保護強調週間は毎年11月1日から7日までの1週間です。この期間に、国民が文化財に親しむことを目的として、文化財所有者や都道府県及び市町村の教育委員会の協力の下、歴史的建造物や美術工芸品の特別公開、文化財ウォーク、伝統芸能発表会などの様々な行事が全国各地で開催されており、平成25年には、60回目を迎えます。



文化財保護強調週間
Cultural Properties Protection Week

2. 美術工芸品

美術工芸品の国による指定は、古社寺保存法の施行された明治30年に始まり、現在の文化財保護法の下で、平成25年4月1日現在、10,476件(うち国宝868件)の指定が行われています。

国宝・重要文化財の管理・修復は、所有者又は管理団体(指定文化財の適正な管理を行うため文化庁長官により指定された地方公共団体その他の法人)が行うこととされています。国宝・重要文化財(美術工芸品)の所有者別件数は、社寺所有のものが約60%を占めています。

これらの指定文化財については、現状を変更し、あるいはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合、文化庁長官の許可を要することとされており、また、海外展等のため必要と認めて文化庁長官が許可した場合を除き輸出が禁止されています。国は、その保存や修理等に対して国庫補助を行うなどの援助を行っており、文化庁長官は、その管理・修理や公開などに関して指示を行うことができることとされています。

また、平成17年4月から美術工芸品の分野にも文化財登録制度が導入され、平成25年4月1日現在、14件の登録が行われています。



重要文化財 赤楽兔文香合 光悦作



国宝 絹本着色 阿弥陀三尊像 普悦筆

◆国宝・重要文化財種別件数

平成25年4月1日現在

区分	件数
絵画	1,977 (159)
彫刻	2,668 (126)
工芸品	2,432 (252)
書跡・典籍	1,887 (223)
古文書	745 (60)
考古資料	594 (45)
歴史資料	173 (3)
計	10,476 (868)

(注) ()内は国宝で内数



重要文化財 反射望遠鏡 国友一貫斎作 天保五年



国宝 土偶 山形県西ノ前遺跡出土

3 無形文化財



重要無形文化財「歌舞伎女方」
 保持者：守田伸一(芸名 坂東玉三郎)
 提供：松竹株式会社

◆重要無形文化財指定件数

平成25年4月1日現在

区分	種類	件数	
		各個認定	総合認定・ 保持団体認定
芸能	雅楽	0	1
	能楽	7	1
	文楽	3	1
	歌舞伎	4	1
	組踊	2	1
	音楽	19	6
	舞踊	1	1
	演芸	2	0
	小計	38件	12件
工芸技術	陶芸	9	3
	染織	15	7
	漆芸	5	1
	金工	5	0
	木竹工	2	0
	人形	2	0
	てすきわし 手漉和紙	3	3
	小計	41件	14件
合計	79件	26件	

演劇，音楽，工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いものを「無形文化財」といいます。無形文化財は，人間のわざそのものであり，具体的にはそのわざを体現・体得した個人又は個人の集団によって表現されます。

国は，無形文化財のうち重要なものを重要無形文化財に指定し，同時に，これらのわざを高度に体現・体得しているものを保持者又は保持団体に認定し，我が国の伝統的なわざの継承を図っています。保持者等の認定には，「各個認定」，「総合認定」，「保持団体認定」の3方式が執られています。

重要無形文化財の保護のため，国は，各個認定の保持者に対し特別助成金（年額200万円）を交付しているほか，保持団体や地方公共団体等が行う伝承者養成事業，公開事業等に対しその経費の一部を補助しています。また，工芸技術の分野の各個認定保持者や保持団体のわざと文化財を支える技術について，作品や関係資料等を公開する展覧会を開催し，こうしたわざを守り伝えていくことへの理解の促進を図っています。さらに，独立行政法人日本芸術文化振興会（国立劇場等）においては，能楽，文楽，歌舞伎，組踊，演芸等の芸能に関して，それぞれの伝承者養成のための研修事業等を行っています。



重要無形文化財「木工芸」
 保持者：灰外達夫

4 民俗文化財

民俗文化財には、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋、その他の物件など人々が日常生活の中で創造し、継承してきた有形・無形の民俗文化財があり、我が国民の生活の推移を理解するうえで欠くことのできないものです。

国は、このような有形・無形の民俗文化財のうち特に重要なものを「重要有形民俗文化財」、「重要無形民俗文化財」に指定し、その保護を図っています。

重要有形民俗文化財については、その修理や管理に関する事業、保存活用施設や防災施設など保存・活用のために必要な施設の設置等の事業に対して補助を行っており、重要無形民俗文化財については、伝承者の養成や用具等の修理・新調などの事業に対して補助を行っています。また、国指定の有無を問わず、地方公共団体等が行う有形・無形の民俗文化財の調査事業や無形の民俗文化財の周知事業、伝承教室・講習会・発表会の開催などの事業、映像記録の作成などの活用事業に対して補助しています。

また、重要有形民俗文化財以外の有形の民俗文化財のうち、保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを「登録有形民俗文化財」として登録し、資料整理などの事業に対して補助を行っています。重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち、特に記録作成などを行う必要のあるものについては、「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択し、必要に応じて国が記録を作成するとともに、地方公共団体が行う記録作成事業に対し補助を行っています。



重要有形民俗文化財 「阿仁マタギの狩猟用具」
(秋田県北秋田市)



重要無形民俗文化財 「球磨神楽」
(熊本県人吉市、球磨郡)

◆重要有形民俗文化財指定件数 平成25年4月1日現在

種 類	件 数
衣食住に用いられるもの	28
生産、生業に用いられるもの	91
交通、運輸、通信に用いられるもの	18
交易に用いられるもの	1
社会生活に用いられるもの	1
信仰に用いられるもの	39
民俗知識に関して用いられるもの	7
民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの	23
人の一生に関して用いられるもの	3
年中行事に用いられるもの	2
合 計	213

◆重要無形民俗文化財指定件数 平成25年4月1日現在

種 類	件 数
風俗慣習	113
民俗芸能	156
民俗技術	12
合 計	281

5 記念物



史跡 大浦天主堂境内
(長崎県長崎市)

◆史跡の種類別指定件数

平成25年4月1日現在

分類	件数
貝塚・古墳等	674 (14)
都城跡等	375 (19)
社寺跡等	280 (14)
学校その他教育・学術・文化に関する遺跡	27 (3)
医療施設その他社会・生活に関する遺跡	6
交通施設その他経済・生産活動に関する遺跡	181 (2)
墳墓・碑等	76 (3)
旧宅・園池等	82 (6)
外国及び外国人に関する遺跡	8
合計	1,709 (61)

(注) ()内は特別史跡で内数

◆名勝の種類別指定件数

平成25年4月1日現在

分類	件数
庭園	205 (24)
公園	10
橋梁	2
花樹	13
松原	6 (1)
岩石・洞穴	14
峡谷・溪流	34 (5)
瀑布	9
湖沼	3 (1)
浮島	1
湧泉	1
海浜	35
島嶼	9 (2)
砂嘴	1 (1)
温泉	2
山岳	16 (2)
丘陵・高原・平原	2
河川	1
展望地点	10
合計	374 (36)

(注) ()内は特別史跡で内数

◆天然記念物の種類別指定件数

平成25年4月1日現在

分類	件数
動物	194 (21)
植物	546 (30)
地質鉱物	242 (20)
天然保護区域	23 (4)
合計	1,005 (75)

(注) ()内は特別天然記念物
で内数

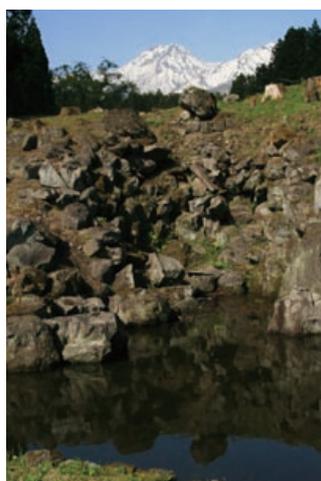
記念物とは以下の文化財の総称です。

- ①貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅等の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの
- ②庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの
- ③動物、植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いもの

国は、これらの記念物のうち重要なものをこの種類に従って、「史跡」、「名勝」、「天然記念物」に指定し、保護を図っています。そのうち特に重要なものについては、それぞれ「特別史跡」、「特別名勝」、「特別天然記念物」に指定します。

史跡等に指定されたものについては、現状を変更し、あるいはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合、文化財保護法により、文化庁長官の許可を要することとされています。また、地方公共団体が国庫補助を受けてその土地等を買収することにより実質的な補償に配慮するとともに、史跡等の保存・活用を広く図るため、国庫補助によりその整備を行っています。

また、開発等により保護の必要が高まっている近代の記念物に対して、届出制と指導等を基本とする緩やかな保護措置を講じ、所有者の自主的な保護を図る「登録記念物」の制度が導入され、平成25年4月1日現在66件が登録されています。



名勝 旧関山宝蔵院庭園
(新潟県妙高市)



天然記念物 名護市嘉陽層の褶曲
(沖縄県名護市)

6 文化的景観

文化的景観は、地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地であり、我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないものです。国は、都道府県又は市町村の申出に基づき、必要な保護の措置が講じられている文化的景観のうち、特に重要なものを重要文化的景観に選定することができます。

国は、文化的景観の歴史の変遷・自然的環境及び生活・生業等に関する調査事業、測量・図化など重要文化的景観選定の申出に必要な保存計画策定事業、重要文化的景観に選定されたものについて復旧修理・修景や防災工事・説明板の設置等を行う整備事業、地域住民等が参加する勉強会や公開講座・ワークショップの開催等にかかる普及・啓発事業に対して、地方公共団体が行う事業の経費の一部を補助しています。

平成25年4月1日現在、全国で35件の重要文化的景観が選定されています。



重要文化的景観 別府の湯けむり・温泉地景観 (大分県別府市)



重要文化的景観 最上川の流通・往来及び左沢町場の景観 (山形県大江町)

◆重要文化的景観一覧

平成25年4月1日現在

名称	所在	選定年月日
1 近江八幡の水郷	滋賀県近江八幡市	平成18年1月26日
2 一関本寺の農村景観	岩手県一関市	平成18年7月28日
3 アイヌの伝統と近代開拓による沙流川流域の文化的景観	北海道沙流郡平取町	平成19年7月26日
4 遊子水荷浦の段畑	愛媛県宇和島市	平成19年7月26日
5 遠野 荒川高原牧場 土淵山口集落	岩手県遠野市	平成20年3月28日
6 高島市海津・西浜・知内の水辺景観	滋賀県高島市	平成20年3月28日
7 小鹿田焼の里	大分県日田市	平成20年3月28日
8 蕨野の棚田	佐賀県唐津市	平成20年7月28日
9 通潤用水と白糸台地の棚田景観	熊本県上益城郡山都町	平成20年7月28日
10 宇治の文化的景観	京都府宇治市	平成21年2月12日
11 四万十川流域の文化的景観 源流域の山村	高知県高岡郡津野町	平成21年2月12日
12 四万十川流域の文化的景観 上流域の山村と棚田	高知県高岡郡梶原町	平成21年2月12日
13 四万十川流域の文化的景観 上流域の農山村と流通・往来	高知県高岡郡中土佐町	平成21年2月12日
14 四万十川流域の文化的景観 中流域の農山村と流通・往来	高知県高岡郡四万十町	平成21年2月12日
15 四万十川流域の文化的景観 下流域の生業と流通・往来	高知県四万十市	平成21年2月12日
16 金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化	石川県金沢市	平成22年2月22日
17 姨捨の棚田	長野県千曲市	平成22年2月22日
18 櫻原の棚田	徳島県勝浦郡上勝町	平成22年2月22日
19 平戸島の文化的景観	長崎県平戸市	平成22年2月22日
20 高島市針江・霜降の水辺景観	滋賀県高島市	平成22年8月5日
21 田染荘小崎の農村景観	大分県豊後高田市	平成22年8月5日
22 久礼の港と漁師町の景観	高知県高岡郡中土佐町	平成23年2月7日
23 小値賀諸島の文化的景観	長崎県北松浦郡小値賀町	平成23年2月7日
24 天草市崎津・今富の文化的景観	熊本県天草市	平成23年2月7日
25 利根川・渡良瀬川合流域の水場景観	群馬県邑楽郡板倉町	平成23年9月21日
26 佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観	新潟県佐渡市	平成23年9月21日
27 奥飛鳥の文化的景観	奈良県高市郡明日香村	平成23年9月21日
28 佐世保市黒島の文化的景観	長崎県佐世保市	平成23年9月21日
29 五島市久賀島の文化的景観	長崎県五島市	平成23年9月21日
30 新上五島町北魚目の文化的景観	長崎県南松浦郡新上五島町	平成24年1月24日
31 求菩提の農村景観	福岡県豊前市	平成24年9月19日
32 長崎市外海の石積集落景観	長崎県長崎市	平成24年9月19日
33 新上五島町崎浦の五島石集落景観	長崎県南松浦郡新上五島町	平成24年9月19日
34 別府の湯けむり・温泉地景観	大分県別府市	平成24年9月19日
35 最上川の流通・往来及び左沢町場の景観	山形県西村山郡大江町	平成25年3月27日

1	函館市元町末広町	港町	北海道	57	篠山市福住	宿場町・農村集落	兵庫	92	平戸市大島村神浦	港町	長崎
2	弘前市仲町	武家町	青森	58	榑原市今井町	寺内町・在郷町	奈良	93	雲仙市神代小路	武家町	長崎
3	黒石市中町	商家町	青森	59	五條市五條新町	商家町	奈良	94	日田市豆田町	商家町	大分
4	金ヶ崎町城内諏訪小路	武家町	岩手	60	宇陀市松山	商家町	奈良	95	日南市飢肥	武家町	宮崎
5	仙北市角館	武家町	秋田	61	湯浅町湯浅	醸造町	和歌山	96	日向市美々津	港町	宮崎
6	下郷町大内宿	宿場町	福島	62	倉吉市打吹玉川	商家町	鳥取	97	椎葉村十根川	山村集落	宮崎
7	南会津町前沢	山村集落	福島	63	大田市大森銀山	鉱山町	島根	98	出水市出水麓	武家町	鹿児島
8	桜川市真壁	在郷町	茨城	64	大田市温泉津	港町・温泉町	島根	99	薩摩川内市入来麓	武家町	鹿児島
9	栃木市嘉右衛門町	在郷町	栃木	65	倉敷市倉敷川畔	商家町	岡山	100	南九州市知覧	武家町	鹿児島
10	桐生市桐生新町	製織町	群馬	66	高梁市吹屋	鉱山町	岡山	101	渡名喜村渡名喜島	島の農村集落	沖縄
11	中之条町六合赤岩	山村・養蚕集落	群馬	67	呉市豊町御手洗	港町	広島	102	竹富町竹富島	島の農村集落	沖縄
12	川越市川越	商家町	埼玉	68	竹原市竹原地区	製塩町	広島				
13	香取市佐原	商家町	千葉	69	萩市堀内地区	武家町	山口				
14	佐渡市宿根木	港町	新潟	70	萩市平安古地区	武家町	山口				
15	高岡市山町筋	商家町	富山	71	萩市浜崎	港町	山口				
16	高岡市金屋	鋳物師町	富山	72	萩市佐々並市	宿場町	山口				
17	南砺市相倉	山村集落	富山	73	柳井市古市金屋	商家町	山口				
18	南砺市菅沼	山村集落	富山	74	美馬市脇町南町	商家町	徳島				
19	金沢市東山ひがし	茶屋町	石川	75	三好市東祖谷山村落合	山村集落	徳島				
20	金沢市主計町	茶屋町	石川	76	丸亀市塩飽本島町笠島	港町	香川				
21	金沢市卯辰山麓	寺町	石川	77	西予市宇和町卯之町	在郷町	愛媛				
22	金沢市寺町台	寺町	石川	78	内子町八日市護国	製蠟町	愛媛				
23	輪島市黒島地区	船主集落	石川	79	室戸市吉良川町	在郷町	高知				
24	加賀市加賀橋立	船主集落	石川	80	安芸市土居廓中	武家町	高知				
25	加賀市加賀東谷	山村集落	石川	81	八女市八女福島	商家町	福岡				
26	白山市白峰	山村・養蚕集落	石川	82	八女市黒木	在郷町	福岡				
27	小浜市小浜西組	商家町・茶屋町	福井	83	うきは市筑後吉井	在郷町	福岡				
28	若狭町熊川宿	宿場町	福井	84	うきは市新川田籠	山村集落	福岡				
29	早川町赤沢	山村・講中宿	山梨	85	朝倉市秋月	城下町	福岡				
30	塩尻市奈良井	宿場町	長野	86	鹿島市浜庄津町浜金屋町	港町・在郷町	佐賀				
31	塩尻市木曾平沢	漆工町	長野	87	鹿島市浜中町八本木宿	醸造町	佐賀				
32	東御市海野宿	宿場・養蚕町	長野	88	嬉野市塩田津	商家町	佐賀				
33	南木曾町妻籠宿	宿場町	長野	89	有田町有田内山	製磁町	佐賀				
34	白馬村青鬼	山村集落	長野	90	長崎市東山手	港町	長崎				
35	高山市三町	商家町	岐阜	91	長崎市南山手	港町	長崎				
36	高山市下二之町大新町	商家町	岐阜								
37	美濃市美濃町	商家町	岐阜								
38	恵那市岩村町本通り	商家町	岐阜								
39	郡上市郡上八幡北町	城下町	岐阜								
40	白川村荻町	山村集落	岐阜								
41	豊田市足助	商家町	愛知								
42	亀山市関宿	宿場町	三重								
43	大津市坂本	里坊群・門前町	滋賀								
44	近江八幡市八幡	商家町	滋賀								
45	東近江市五個荘金堂	農村集落	滋賀								
46	京都市上賀茂	社家町	京都								
47	京都市産寧坂	門前町	京都								
48	京都市祇園新橋	茶屋町	京都								
49	京都市嵯峨鳥居本	門前町	京都								
50	南丹市美山町北	山村集落	京都								
51	伊根町伊根浦	漁村	京都								
52	与謝野町加悦	製織町	京都								
53	富田林市富田林	寺内町・在郷町	大阪								
54	神戸市北野町山本通	港町	兵庫								
55	豊岡市出石	城下町	兵庫								
56	篠山市篠山	城下町	兵庫								



昭和50年の文化財保護法の改正によって伝統的建造物群保存地区の制度が発足し、城下町、宿場町、門前町など全国各地に残る歴史的な集落・町並みの保存が図られるようになりました。

市町村は、伝統的建造物群保存地区を定め、また、地区内の保存事業を計画的に進めるため、保存条例に基づき保存計画を定めます。国は、市町村から申出を受けて、我が国にとって価値が高いと判断されるものを重要伝統的建造物群保存地区に選定します。

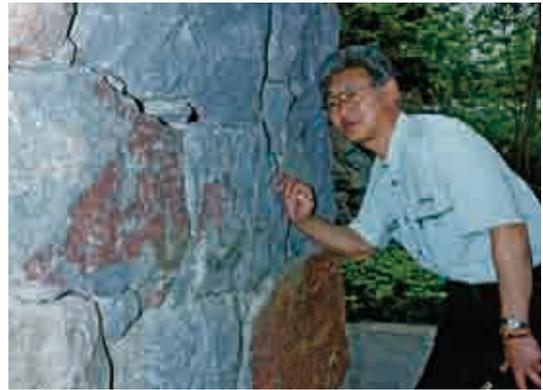
文化庁では、重要伝統的建造物群保存地区の保存のために市町村が行う修理・修景・防災事業等に対し、経費の補助を行うとともに、市町村の取組に対して必要な指導・助言を行っています。

平成25年4月1日現在、重要伝統的建造物群保存地区は、41道府県82市町村で102地区（合計面積約3,677ha）あり、約21,000件の建造物が保存すべき伝統的建造物として特定されています。

8 文化財保存技術

昭和50年の文化財保護法の改正によって設けられた制度で、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術または技能で保存の措置を講ずる必要のあるものを、文部科学大臣は選定保存技術として選定し、その保持者及び保存団体を認定しています。

国は、選定保存技術の保護のため、保持者、保存団体等が行う技術の錬磨、伝承者養成等の事業に対し必要な援助を行っています。また、選定保存技術関連シンポジウムを行い、広く一般の方々に広報・普及を行っています。こうした活動をとおして文化財の修理等を行う技術者及び技能者の確保を図っています。



選定保存技術 「文化財石垣保存技術」
保持者：栗田純司

9 埋蔵文化財

我が国では現在約46万5千ヶ所の遺跡が知られています。遺跡は先人たちが営んできた生活の直接的な証であり、文字の記録だけでは知ることのできない歴史と文化を生き生きと物語る、国民共有の歴史的財産です。

このような貴重な埋蔵文化財を保護するために、遺跡の発掘調査を行う場合や、埋蔵文化財包蔵地において土木工事を行う場合には、届出等が必要です。また、開発事業により埋蔵文化財を現状のまま保存することができない場合、開発事業者を経費負担の協力を求めて、記録保存の発掘調査を実施します。ただし、個人の住宅建設など、経費負担を求めることが適当でない場合には、国庫補助により地方公共団体が発掘調査を行うこととしています。

また、発掘調査等により出土品が発見された場合、所有者が明らかなきを除き、発見者は警察署長へ提出しなければなりません。警察署長は、提出され

た物件が文化財と認められるときは、都道府県、指定都市又は中核市の教育委員会に提出することとされています。

都道府県等の教育委員会は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑査します。文化財と認定されたもので所有者が判明しないものについては、原則として、出土した土地を管轄する都道府県に帰属します。



椋内I遺跡発掘調査風景
(岩手県宮古市)

10 歴史文化基本構想の推進

文化財は、それが置かれた環境の中で、人々の営みと関わりながら、価値を形成してきました。それらはお互いに関連性を持って地域に根ざしています。また、文化財をみんなで残していくためには、その価値をわかりやすく伝えることが必要です。

そのため、個々の文化財をきちんと保護するということに加えて、一定のテーマを設定して複数の文化財をその周辺環境まで含め、総合的に保存・活用していくこと（文化財の総合的な把握）が必要となります。具体的には、地域の文化財をその周辺も含めて保存・活用していくための基本的な構想（歴史文化基本構想）を作ることにより、文化財を中心に地域全体を歴史・文化の空間としてとらえ、いろいろな取組を合わせて行うことで、魅力的な地域づくりを行うことができます。

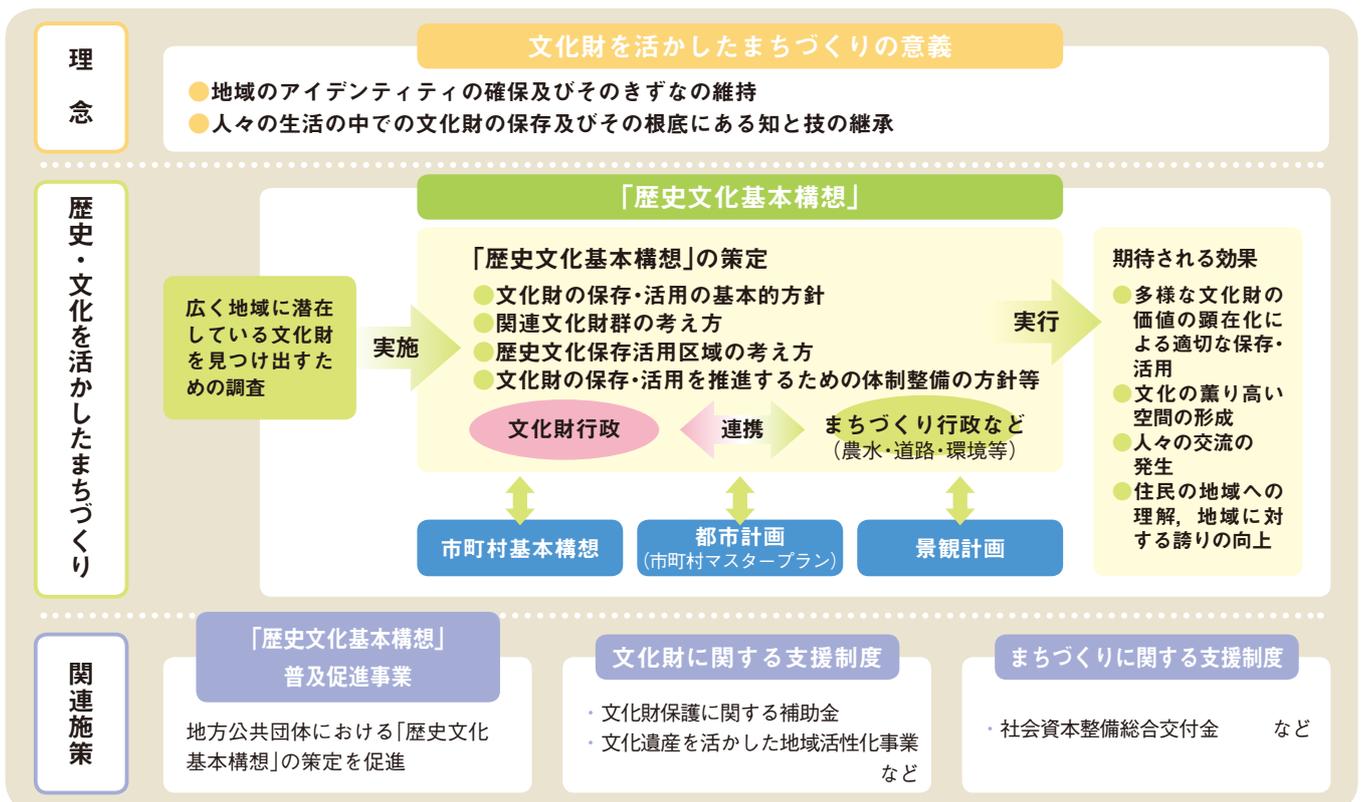
平成24年2月、各市町村等において「歴史文化基本構想」の策定が推進されるように、策定のための技術指針を作成しました。今後、研修会の実施等によ

り市町村等に対する技術的な指導、助言などを行っていきます。

なお、「歴史文化基本構想」を作る際には、各市町村において、文化財の担当とまちづくりの担当が協力することはもちろんのこと、地域住民やNPO法人、企業等とも協力することで、文化財の保存・活用についても、地域住民にとっても望ましい一貫した取組が行われることが期待されます。

また、文化財の総合的な把握を推進する取組の一つとして、平成20年に公布された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づく歴史的風致維持向上計画の認定制度があります。これは、歴史上価値の高い建造物と地域の歴史や伝統に根ざした人々の活動が一体となった良好な市街地の環境を維持、向上させるための市町村の計画を国が認定するもので、認定された市町村は、国による重点的な支援を受けることができます。

◆市町村における歴史・文化を活かしたまちづくり



11 世界遺産



世界遺産 富士山－信仰の対象と芸術の源泉 提供：富士市



世界遺産 平泉－仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群－(岩手県) 提供：(株)川嶋印刷

世界遺産条約は、地球上に存在する様々な文化遺産、自然遺産を世界の全ての人にとってかけがえない遺産として保護していこうとする考えから、昭和47年にユネスコ総会で採択されました。平成25年7月現在で日本を含めて190か国が条約を締結しています。

ユネスコの世界遺産委員会では、世界各国からの推薦に基づき、顕著な普遍的価値を有する遺産を世界遺産に登録しています。平成25年6月の世界遺産委員会では、「富士山－信仰の対象と芸術の源泉」が我が国で17番目の世界遺産に登録されました。

日本では文化遺産13件、自然遺産4件の合計17件が世界遺産一覧表に記載されています。

なお、平成25年1月に、世界遺産一覧表への記載に関し、「富岡製糸場と絹産業遺産群」の推薦書をユネスコへ提出しました。

◆我が国の世界遺産一覧表記載物件

平成25年7月現在

文化遺産	自然遺産
法隆寺地域の仏教建造物	屋久島
姫路城	白神山地
古都京都の文化財(京都市、宇治市、大津市)	知床
白川郷・五箇山の合掌造り集落	小笠原諸島
原爆ドーム	
巖島神社	
古都奈良の文化財	
日光の社寺	
琉球王国のグスク及び関連遺産群	
紀伊山地の霊場と参詣道	
石見銀山遺跡とその文化的景観	
平泉－仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群－	
富士山－信仰の対象と芸術の源泉	

12 無形文化遺産の保護

平成15年のユネスコ総会において、無形文化遺産の保護に関し拘束力のある初めての国際的な法的枠組みとして「無形文化遺産の保護に関する条約（無形文化遺産保護条約）」が採択され、平成18年4月20日に発効しました。我が国は、本条約の策定段階から主導的役割を果たすとともに、本条約の早期発効を促すため、平成16年6月に3番目の締約国となりました。

本条約は、無形文化遺産を保護することを目的として、そのための国際的な協力及び援助体制の確立、締約国がとるべき必要な措置等について規定しています。

平成24年12月、フランスのパリで開催された第7回政府間委員会において、我が国提案の「那智の田なちでん楽がく」が代表一覧表に記載されることとなりました。これにより代表一覧表に記載された我が国の無形文化遺産は21件となりました。

今後の代表一覧表への記載に向けて、平成24年3月には、「和食：日本人の伝統的な食文化」を、平成25年3月には、「和紙：日本の手漉和紙技術」をユネスコへ提案しました。

◆「代表一覧表」に記載されている我が国の無形文化遺産(21件)

区分	名称
重要無形文化財	芸能 能楽 人形浄瑠璃文楽 歌舞伎 雅楽 組踊
	工芸技術 小千谷縮・越後上布 石州半紙 結城紬
重要無形民俗文化財	風俗慣習 日立風流物(茨城県) 京都祇園祭の山鉾行事(京都府) 甕島のトンドン(鹿児島県) 奥能登のあえのこと(石川県) 壬生の花田植(広島県)
	民俗芸能 早池峰神楽(岩手県) 秋保の田植踊(宮城県) チャッキラコ(神奈川県) 大日堂舞楽(秋田県) 題目立(奈良県) アイヌ古式舞踊(北海道) 佐陀神能(島根県) 那智の田楽(和歌山県)



那智の田楽

13 文化遺産オンライン

文化遺産オンラインは、多くの美術館・博物館、関係団体や地方自治体等の協力を得て、指定・未指定を問わず文化遺産の検索・閲覧ができるサイトです。多様な文化遺産に関する情報の集約化を進め、我が国の文化遺産の総覧を目指しています。

文化遺産オンラインには、文化遺産の写真を閲覧することができるギャラリーと、全ての文化遺産の情報を検索できる文化遺産データベースがあります。

その他にも、美術館・博物館の情報や、お知らせ・イベント情報、さらには世界遺産と無形文化遺産、動画で見る無形の文化財などの特集コンテンツも掲載しています。

<http://bunka.nii.ac.jp/>



ギャラリー

文化遺産の写真の閲覧ができます。

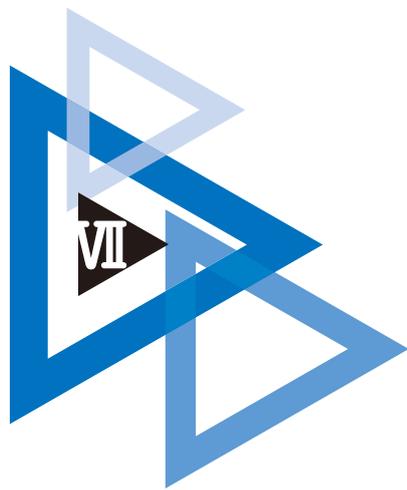
また、文化遺産を時代や分野毎に閲覧できるほか、連想検索で特定の文化遺産と関連がある文化遺産を調べたり、地図を使った検索・表示を行うことができます。これらの機能を利用して、携帯端末で、自分の興味ある文化遺産に関連する文化遺産を保有している近くの美術館、博物館等を探ることができます。



文化遺産データベース

登録されている全ての文化遺産の情報を検索することができます。ギャラリーで利用できる連想検索のほか、文化遺産の所蔵館による検索や、解説文まで含めた全文検索等も行うことができます。





新しい時代に対応した 著作権施策の展開

1. 著作権法の一部を改正する法律（平成24年法律第43号）

デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、著作物の利用形態の多様化等が進む一方、著作物の違法利用・違法流通が常態化していることに鑑み、平成24年6月著作権法が改正されました。

具体的には、①いわゆる「写り込み」等に係る規定、②国立国会図書館による図書館資料の自動公衆送信に係る規定、③公文書管理法等に基づく利用に係る規定、④技術的保護手段に係る規定及び⑤違法ダウンロードの刑事罰化に係る規定の整備を行いました。

この法律は、平成25年1月1日（③から⑤までは平成24年10月1日）から施行されています。

また、⑤違法ダウンロードの刑事罰化については、既に平成21年の著作権法改正により、違法ダウンロード（録音又は録画）は、個人的に利用する目的であっ

ても違法とされていましたが、刑事罰の対象とはされていませんでした。

しかし、違法ダウンロードによる被害は未だ深刻な状況にあることから、今般の改正により、個人的に利用する目的であっても、それが販売又は有料配信されている音楽や映像であることと、違法配信であることの両方を知りながら行った場合、刑事罰が科されることとなったものです（ただし、この罪は親告罪とされており、著作権者からの告訴がなければ公訴は提起されないこととされています。）。

なお、国及び地方公共団体は、学校その他の様々な場を通じて当該行為の防止に関する教育の充実を図らなければならないものとされています。

<御参考> 詳細については文化庁ホームページを御覧ください。

・平成24年通常国会著作権法改正について：

http://www.bunka.go.jp/chosakuken/24_houkaisei.html

・違法ダウンロードの刑事罰化について：

<http://www.bunka.go.jp/chosakuken/online.html>

2. 著作権分科会における検討

文化審議会著作権分科会においては、急速なデジタル・ネットワーク社会の進展等に対応するため、著作権に関する様々な課題について、検討を行ってきました。

本年（第13期）は、平成25年5月より、出版関連小委員会、法制・基本問題小委員会、国際小委員会の3つの小委員会を設け、検討をしています。

出版関連小委員会では出版者への権利付与等に関することを検討し、法制・基本問題小委員会では、著作権法制度の在り方及び著作権関連施策に係る基本問題に関することを検討しています。また、国際小委員会では、インターネットによる国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方、著作権保護に向けた国際的な対応の在り方等について検討しています。

3. 円滑な流通の促進

文化庁では、著作物等の円滑な流通を促進するため、著作物の流通環境の整備等を行っています。

具体的には、著作権等管理事業法の的確な運用、時代の変化に対応した著作物の流通の在り方に関する調査研究、著作物に係る新たなビジネス展開等を考えるシンポジウムの開催等を行っています。また、著作権者等の所在が不明の場合に著作物等を適法に利用するための「裁定制度」を運用しています。平成

24年度は書籍や放送番組での実演など1,588件の著作物等の利用について裁定を行いました。

自由利用マーク

※自由利用マークについて、詳しくは文化庁ホームページを御参照ください。<http://www.bunka.go.jp/chosakuken/riyoumark.html>



4. 電子書籍の流通と利用の円滑化

我が国における電子書籍の利活用の推進に向けた検討を行うため、平成22年3月「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会(総務省、文部科学省、経済産業省の3省合同開催)が開催され、同年6月に報告が取りまとめました。

同報告を受け、文化庁では、知の資産の有効活用と電子書籍流通の基盤整備に関する今後のあるべき姿について検討を行うため、平成22年11月「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」を設置し、平成23年12月に、①デジタル・ネットワーク社会における図書館と公共サービスの在り方に関する

事項、②出版物の権利処理の円滑化に関する事項及び③出版者への権利付与に関する事項について報告を取りまとめました。

これらの検討結果等を踏まえ、平成24年の著作権法改正において、国立国会図書館による図書館資料の自動公衆送信に係る規定の整備を行いました。なお、現在文化庁では、出版者への権利付与等についても、更に検討を進めています。

また、上記①を受けて、平成24年度には「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する実証実験」(文化庁eBooksプロジェクト)を実施しました。

5. 国際的課題への対応

1. 海外における海賊版対策

アジア地域を中心に、我が国のゲームソフト、アニメ、音楽などに対する関心が高まる一方で、これらを違法に複製した海賊版の製造・流通及びインターネット上の著作権侵害が、放置することのできない深刻な問題となっています。そのため、文化庁では、権利者による権利行使の実効性を高めるための環境整備を目的とした施策を講じています。

具体的には、①二国間協議等の場を通じた侵害発生国・地域への取締強化の要請、②侵害発生国・地域における法制面での権利執行の強化の支援③侵害発生国、地域の取締機関職員を対象としたトレーニングセミナーの実施、④我が国の企業等の諸外国で

の権利行使の支援等を行っています。

さらに、平成25年度には、侵害発生国・地域における著作権普及啓発事業を実施する予定です。

2. 国際的ルールづくりへの参画

現在、WIPO(世界知的所有権機関)においては、放送機関に関する新条約の策定に向けた議論などが行われており、我が国はこうした議論等に積極的に参画しています。平成24年6月には、視聴覚的実演家(俳優や舞踏家等)の保護を目的とした「視聴覚的実演に関する北京条約(仮称)」が採択されました。また、EPA(経済連携協定)交渉等においてもアジア諸国を中心に著作権等関係条約の締結を働きかけています。

6. 著作権教育の充実

著作権に関して高い意識や幅広い知識を身につけることは今日ますます重要となっており、中学校や高等学校の学習指導要領においても著作権について取り扱うこととされています。また、文化庁では、全国各地での講習会の開催や教材の作成・提供を行っています。講習会については、国民一般、都道府県等著作権事務担当者、図書館等職員および教職員を対象として毎年十数箇所で開催しています。さらに教材については、具体的には、児童生徒を対象とした著作権学習ソフトウェア、教職員を対象とした指導事例集、大学生や企業を対象とした映像資料、初心者向けのテキスト、著作権Q&Aデータベース

「なるほど質問箱」などを文化庁ホームページ(http://www.bunka.go.jp/chosakuken/index_4.html)を通じて広く提供しています。



平成24年度著作権セミナー（新潟県）の様子

7. 著作権に関する登録制度

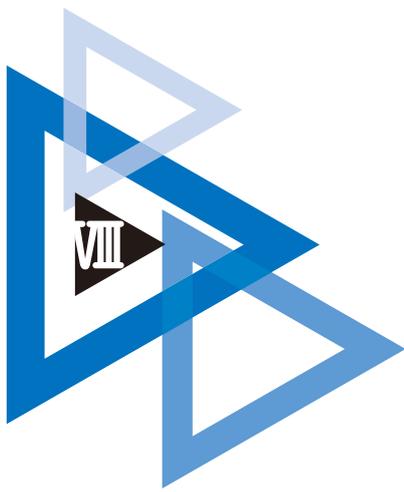
文化庁では、著作権等に係る著作権法上の登録制度を運用しています。著作権は登録することによって権利が発生する特許権や実用新案権などの工業所有権と異なり、著作物を創作した時点で自動的に発生するので、著作権の取得のための手続きは必要あ

りません。この登録制度は、権利取得のためのものではなく、著作物を公表したり、著作権を譲渡したなどという事実があった場合に、その事実の登録をすることによって、公表日の推定や第三者対抗要件の具備など法律上の一定の効果をもたらすものです。

<御参考>詳細については文化庁ホームページを御覧ください。

・著作権に関する登録制度：

http://www.bunka.go.jp/chosakuken/touroku_seido/index.html



国語・日本語教育に関する 施策の推進

1 国語施策の推進

国語の表記等については、かつての国語審議会、そして、平成13年以降は、国語審議会を改組して設置された文化審議会国語分科会での検討を踏まえて、その改善を図ってきました。具体的には、一般

の社会生活における国語表記の目安又はよりどころとして、「常用漢字表」「現代仮名遣い」「送り仮名の付け方」などを定めています。

◆国語審議会及び文化審議会(国語分科会)の主要な答申等と実施状況

①内閣告示・訓令となっているもの

国語審議会				文化審議会国語分科会				
諮問	答申	内閣告示・訓令	諮問	答申	内閣告示・訓令	諮問	答申(文化審議会)	現行の内閣告示・訓令
1 国語ノ統制ニ関スル件	当用漢字表(昭21.11)	当用漢字表(昭21.11)	国語施策の改善の具体策について(昭41.6)	常用漢字表(昭56.3)	常用漢字表(昭56.10)	情報化社会に対応する漢字政策の在り方について(平17.3)	改定常用漢字表(平22.6)	常用漢字表(平22.11)
2 漢字ノ調査ニ関スル件	当用漢字音訓表(昭22.9)	当用漢字音訓表(昭23.2)						
3 仮名遣ノ改定ニ関スル件	当用漢字字体表(昭23.6)	当用漢字字体表(昭24.4)						
4 文体ノ改善ニ関スル件(昭10.3)	現代かなづかい(昭21.9)	現代かなづかい(昭21.11)						
	建 議							
	[送り仮名の付け方]について(昭33.11) ローマ字のつづり方の単一化について(昭28.3)	送り仮名の付け方(昭34.7)		改定送り仮名の付け方(昭47.6)				送り仮名の付け方(昭48.6 昭56.10一部改正 平22.11一部改正) ローマ字のつづり方(昭29.12)
				外来語の表記(平3.2)				外来語の表記(平3.6)

②内閣告示・訓令となっていないもの

国語審議会	
諮問	答申
新しい時代に応じた国語施策の在り方について(平5.11)	現代社会における敬意表現(平12.12) 表外漢字字体表(平12.12) 国際社会に対応する日本語の在り方(平12.12)

文化審議会国語分科会	
諮問	答申(文化審議会)
これからの時代に求められる国語力について(平14.2)	これからの時代に求められる国語力について(平16.2)
敬語に関する具体的な指針の作成について(平17.3)	敬語の指針(平19.2)

最近では、文化審議会国語分科会において「常用漢字表」の改定が審議され、その結果として、平成22年6月に「改定常用漢字表」が文化審議会から答申されています。「改定常用漢字表」は関係府省との調整を経て、平成22年11月30日に内閣告示「常用漢字表」として新たに実施されました。

また、国語の表記等に関するもののほか、「国語問題研究協議会」の開催や「国語に関する世論調査」の

実施、さらには、文化庁ウェブサイト上で公開されている「国語施策情報」、「敬語おもしろ相談室」などを通して、国民全体の国語に対する関心と理解を深めるために必要な施策を講じています。加えて、平成21年2月にユネスコが消滅の危機にあると発表した、アイヌ語、八丈方言、奄美方言、国頭方言、沖縄方言、宮古方言、八重山方言、与那国方言という国内の八つの言語・方言及び東日本大震災の影響が

懸念される被災地の方言の実態や保存・継承のための取組に関する調査を行い、その報告書を文化庁ウェブサイトで公開しています。

なお、平成25年2月に、文化審議会国語分科会で「国

語分科会で今後取り組むべき課題について（報告）」が取りまとめられ、平成25年度は、それに基づいて、異字同訓の漢字の用法の見直しについての審議が行われています。

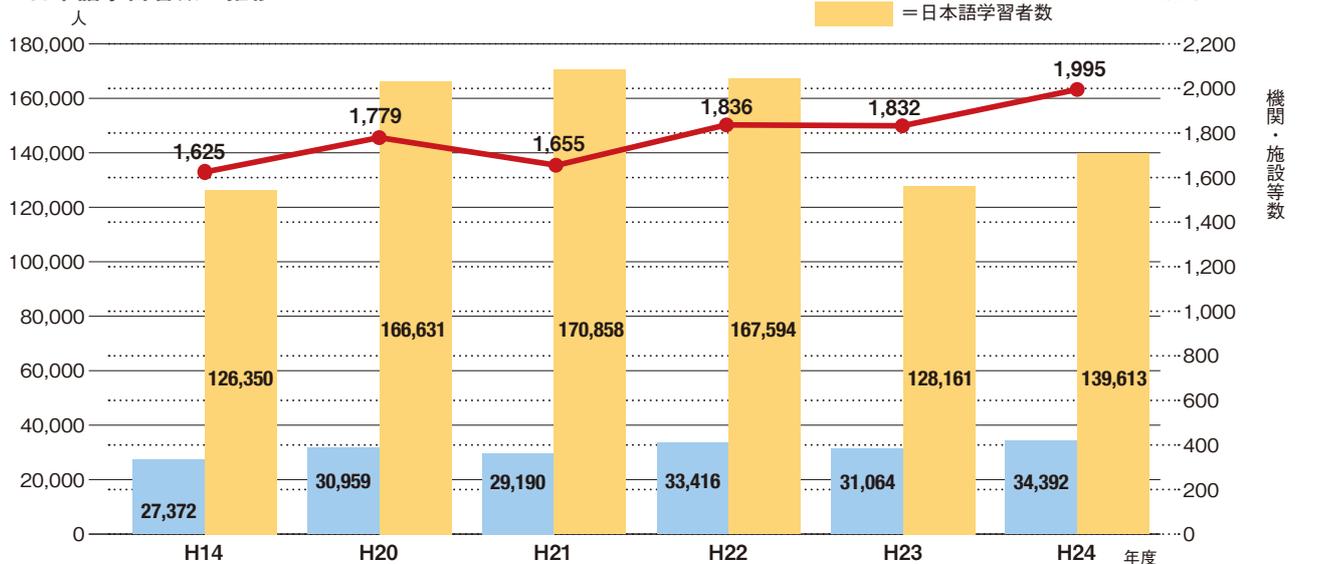
2 外国人に対する日本語教育施策の推進

(1)外国人に対する日本語教育施策

外国人登録者数や日本語学習者数は、東日本大震災の影響もあり、平成21年度をピークにここ数年減少しましたが、平成24年11月時点で約14万人の方が様々な目的で日本語を学んでいます。

このような状況の下、文化庁では日系定住外国人施策推進会議における提言などを基に、コミュニケーションの手段、文化発信の基盤としての日本語教育の推進を図るため、様々な取組を行っています。

◆国内の日本語教育実施機関・施設等数、日本語教師数、日本語学習者数の推移



取組	概要
1. 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業	日本に滞在する外国人が日本社会の一員として円滑に生活を送れるように日本語教育の充実を図るため、地域の実情に応じた日本語教室の実施、人材の育成及び教材の作成を支援するとともに、各地の日本語教育の体制整備を推進する取組を支援しています。
2. 条約難民及び第三国定住難民等に対する日本語教育事業	条約難民に対する定住支援事業の一環として、定住支援施設において日本語教育を行うとともに、平成22年10月からは政府のパイロット事業により第三国定住難民として受け入れたミャンマー人に対しても日本語教育を行っています。また、ボランティア団体などに対する支援や定住支援施設を退所した難民に対する日本語教育相談を行っています。



地域日本語教育コーディネーター研修



都道府県・政令指定都市等日本語教育担当者研修

取組	概要	
3. 日本語教育に関する調査及び調査研究	日本語教育実施機関・施設・教員などに関する実態を把握するための日本語教育実態調査のほか、日本語教育施策の検討の基礎資料とするための各種調査を実施しています。	
4. 日本語教育研究協議会等の開催	日本語教育に対する理解の増進を図るとともに、日本語教育の水準の向上と日本語教育の推進に資するため、日本語教育研究協議会を実施し、日本語教育施策の説明や地域の日本語教育に関する取組について情報提供を行っています。また、各地域における日本語教育の充実を図るため、都道府県・政令指定都市などの日本語教育担当者を対象に研修を行っています。	日本語教育コンテンツ共有システム「NEWS」
5. 省庁連携日本語教育基盤整備事業	日本語教育推進会議等を通じて日本語教育に関する意見交換や情報交換を行っています。また、日本語教育に関する各種コンテンツを横断的に利用できるシステム「NEWS」を作成し、公開しています。	

(2) 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的な内容・方法の充実

平成19年7月に文化審議会国語分科会に日本語教育小委員会が設置され、日本語教育の内容の改善、

体制の整備、連携協力の推進について継続的に審議を行い、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容及び方法に関する計画的な検討を終え、次の五つの報告を取りまとめました。

- 平成22年5月：「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案
- 平成23年1月：「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案 活用のためのガイドブック
- 平成24年1月：「生活者としての外国人」に対する標準的なカリキュラム案 教材例集
「生活者としての外国人」に対する日本語教育における日本語能力評価について
- 平成25年2月：「生活者としての外国人」に対する日本語教育における指導力評価について



(3) 日本語教育の更なる推進に向けた施策の検討

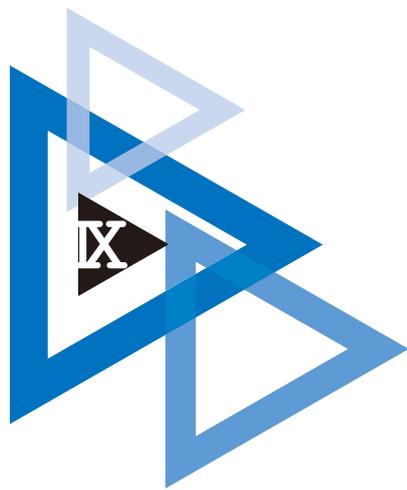
「生活者としての外国人」に関する総合的対応策（平成18年12月、外国人労働者問題関係省庁連絡会議）、「日系定住外国人施策に関する基本方針」（平成22年8月、日系定住外国人施策推進会議）、「文化芸術の振興に関する基本的な方針について」（平成23年2月、閣議決定）、「日系定住外国人施策に関する行動計画」（平成23年3月、日系定住外国人施策推進会議）などにおいても、日本語教育は基本的な取組の一つに位置付けられ実施されています。同時に、各方面から日本語教育をめぐる様々な指摘がなされるとともに、日本語教育をめぐる状況の変化への対応が求められてきました。

このため、平成24年5月に、日本語教育小委員会に「課題整理に関するワーキンググループ」を設置し、

日本語教育の関係者等からのヒアリング等を踏まえ、日本語教育を推進する意義等について再確認するための検討を行い、改めて基本的な考え方を整理しました。その上で、今後、具体的な施策の方向性や日本語教育の推進方を議論していく際の「検討材料」として、日本語教育を推進するに当たっての論点を整理しました。

今後、この論点について更に検討を深め、具体的な施策の方向性や日本語教育の推進方策などを検討していく予定です。





国際文化交流を通じた 日本文化の発信と 国際協力への取組

1 文化庁の国際文化交流・協力の概要

文化庁では、文化芸術振興基本法や、それに基づき策定した政府としての基本方針を踏まえ、文化芸

術の国際交流の推進及び海外の文化遺産保護への協力にかかる多様な施策を展開しています。

1. 文化に関連する国際的なフォーラムへの参加

日中韓の文化担当大臣が集う「日中韓文化大臣フォーラム」、ASEAN各国の文化担当大臣と日中韓の文化担当大臣が集う「ASEAN+3文化大臣会合」、ASEM（「アジア欧州会合」、アジアと欧州の合

計49ヶ国と2機関により構成）の文化担当大臣が集う「ASEM文化大臣会合」などの文化担当大臣の国際的なフォーラムに参加するとともに、ユネスコの各種会議に参加し、議論に貢献しています。

◆文化に関連する国際的なフォーラム

会議名称	開催年	開催国	会議名称	開催年	開催国	会議名称	開催年	開催国
日中韓文化大臣会合			ASEAN+3文化大臣会合			ASEM文化大臣会合		
第1回	2007年	中国	第1回	2003年	マレーシア	第1回	2003年	中国
第2回	2008年	韓国	第2回	2005年	タイ	第2回	2005年	フランス
第3回	2011年	日本	第3回	2008年	ミャンマー	第3回	2008年	マレーシア
第4回	2012年	中国	第4回	2010年	フィリピン	第4回	2010年	ポーランド
第5回(予定)	2013年	韓国	第5回	2012年	シンガポール	第5回	2012年	インドネシア

2. 文化芸術活動を行う者の国際的な交流

文化庁では、日本文化の外国への発信を行うため、第一線で活躍する文化人・芸術家を海外に派遣する「文化交流使」事業を実施しています。また、外国のハイレベルの芸術家等を招へいし、我が国関係者との意見交換等を行っています。さらに、外国の若手芸術家等を日本に招へいし、創作活動を行わせるアーティスト・イン・レジデンス活動等に対して支援を行って

います。

また、美術・音楽等文化芸術の各分野において、我が国の新進芸術家が海外の芸術団体等で研修する機会を提供しています。

文化財分野においては、日本古美術・文化財建造物等における管理・修復技術等に関する協力のため、文化財専門家の派遣や招へい研修を実施しています。

◆人物交流の事業

第一線で活躍する文化人・芸術家の派遣

・文化交流使事業

ハイレベル文化人専門家の招へい

・外国人芸術家・文化財専門家招へい事業

若手芸術家の招へい

- ・文化芸術の海外発信拠点形成事業

人材育成のための芸術家海外研修

- ・新進芸術家の海外研修

文化財専門家の派遣・招へい

- ・博物館・美術館相互交流事業
- ・アジア・太平洋地域文化財建造物保存修復協力事業
- ・アジア太平洋地域世界遺産等文化財保護協力推進事業
- ・文化遺産国際協力センターにおける国際協力事業(※)

※ 独立行政法人国立文化財機構の運営費交付金において実施

3. 文化芸術に係る国際的な催しの開催・参加支援

文化庁では、国際交流年に設定された国々や東アジア各国との交流を推進するため、それらの国々との関係で開催される催しや、それらの国々において行われる我が国の文化芸術団体による公演を支援しています。また、東アジアの文化人・芸術家が議論を行うフォーラムを開催するほか、日本で行われる国際的な映画祭の開催に対して支援を行っています。

◆文化芸術に係る国際的な催しの開催・参加支援事業

名称	概要
国際文化交流・協力推進事業	首脳間や政府間で設定される周年事業等において行われる文化・芸術関連行事において、文化政策上の意義や国際貢献の観点からの意義に基づき、国としての対応が必要となるトップレベルの文化芸術発信事業や国際文化交流事業を実施する。
東アジア共生会議	詳細についてはP.61を参照
国際芸術フェスティバル支援事業	詳細についてはP.62を参照

4. 芸術文化における国際交流・協力の推進

優れた芸術の国際交流推進のため、我が国の芸術団体が行う海外公演や海外フェスティバルへの参加を支援するとともに、日本国内で行われる海外の芸術団体との共同制作公演・国際フェスティバルの実施を支援しています。

また、文化庁芸術祭主催公演のうちのオーケストラ公演として、平成14年度よりアジア諸国からプロのオーケストラを複数招へいし、個性豊かな演奏の競演を実施しています。

その他、メディア芸術分野においては、優れたメディア芸術作品や映画作品を世界に向けて紹介するため、海外にて映画祭を実施するほか、海外で開催されるメディア芸術関連のフェスティバルにおいて優れたメディア芸術作品の展示・上映等を行う事業や映画祭等への出品等に係る経費の支援を行っています。

さらに、現代日本文学を英語等に翻訳して諸外国で出版する事業を実施しています。

◆芸術文化における国際交流・協力の推進に係る取組**芸術団体等の海外公演等**

- ・芸術による国際交流活動への支援

メディア芸術に関する国際交流

- ・海外メディア芸術祭等参加事業
- ・アジアにおける日本映画特集上映事業
- ・海外映画祭への出品等支援
- ・映画に関する国際交流(※)

※ 独立行政法人国立美術館の運営費交付金において実施

現代日本文学の海外発信

- ・現代日本文学翻訳・普及事業

メディア芸術に関する国際交流の詳細については、P.63参照。



平成23年度国際芸術交流支援事業
トビシ国際演劇祭

5. 文化財分野における国際交流・協力の推進

我が国及び世界の文化遺産は人類共通の財産であり、その保護のためには国際的な交流・協力が不可欠です。また、文化財を通じた国際交流は、国家間の文化交流や相互理解の増進に寄与するものです。

このような考えの下、文化庁では、以下のような事業を実施しています。

〈詳細についてはP.65～67を参照〉

◆文化遺産保護等国際協力事業

取組内容	概要
国際社会からの要請等に基づく国際協力 ・文化遺産保護国際貢献事業 ・西アジア文化遺産保護緊急協力（※） <small>※独立行政法人国立文化財機構の運営費交付金において実施</small>	海外における有形・無形の文化遺産保護協力として、各国からの要請等に応じ、現地調査や保存・修復支援のための派遣、研修のための招へいを行う。また、効率的・効果的な文化遺産国際協力を実施するための文化遺産国際協力コンソーシアム運営支援を行う。
海外文化財保存修復専門家の研修等 ・アジア太平洋地域世界遺産等文化財保護協力推進事業	アジア太平洋地域の文化財保護に関する国際協力の充実を図ることを目的に、奈良県、奈良市、公益財団法人ユネスコ・アジア文化センター文化遺産保護協力事務所の協力の下、アジア太平洋地域の文化財関係者を対象に研修等を実施する。
国際機関との連携推進 ・国際文化財保護協力機関連携推進事業	文化財保存修復研究国際センター（ICCROM：イクロム）と連携協力し、文化財保護に関する国際協力を推進するため、同センターに文化庁職員等を派遣する。
文化財を通じた国際交流推進 ・日本古美術海外展	日本の優れた文化財を諸外国に紹介することにより、我が国の歴史と文化に対する理解の増進と国際親善の推進に寄与するため、外国において展覧会を開催する。
文化財不法輸出入の防止	詳細についてはP.67を参照
世界遺産の保護 ・世界遺産普及活用事業等	世界遺産条約に基づき、我が国の遺産の推薦を推進するとともに、国際的な専門家会議へ参画する。また、世界遺産に関する最新の情報を発信し、広く文化財に対する理解の増進を図る。
独立行政法人国立文化財機構における文化遺産保護国際協力事業（※） <small>※独立行政法人国立文化財機構の運営費交付金において実施</small>	独立行政法人国立文化財機構において、世界の文化遺産の保存修復に関する国際的な研究交流、保存修復事業への協力、専門家の要請などの国際協力を実施する。また、各国の文化遺産保護に関する現状及びその対策についての発表及び討論を行うため、国内外の研究者を招へいし、国際シンポジウムやセミナーを開催する。
アジア・太平洋文化財建造物保存修復等協力事業	相手国の要請に基づき、我が国の文化財保存技術の専門家として文化財調査官等を派遣し、歴史的建造物の共同調査や保存・修復について技術協力等を行う。また、相手国から文化財行政関係者や技術者を招へいし、研修を行う。

6. 外国人に対する日本語教育施策の推進

〈詳細についてはP.55を参照〉

7. 著作権分野での協力

国際機関と協力して、アジア地域著作権制度普及促進事業など、途上国の著作権制度整備支援を目的とした各種セミナー、シンポジウム、研修や専門家派遣等を実施しています。

◆著作権分野での協力事業

海外における著作権制度整備支援
・アジア地域著作権制度普及促進事業



WIPO東京特別研修

2 国際文化交流の総合的な推進

国際化の進展に伴い、伝統文化から現代の文化芸術活動に至る我が国の多彩な文化芸術を積極的に海外発信するとともに、文化芸術各分野における国際文化交流を推進することにより、文化芸術水準の向上を図るとともに、我が国に対するイメージの向上や諸外国との相互理解の促進に貢献することが求められています。

文化庁では、文化芸術振興基本法や、それに基づき策定した政府としての基本方針を踏まえ、世界に誇れる芸術の創造及びその国内外への発信、文化芸術の国際交流の推進などを通じて、文化立国の実現に向けて施策の充実に取り組んでいます。

1. 日本文化の発信

文化庁では、「文化庁文化交流使」事業により、日本文化の海外での発信を推進しています。同事業は、芸術家、文化人等、文化に携わる方々を、一定期間「文化庁文化交流使」として指名し、世界の人々の日本文化への理解の深化や、日本と外国の文化人のネットワークの形成・強化につながる活動の展開を目的とした事業です。

「文化交流使」活動には、日本に拠点をもつ芸術家や文化人が海外に一定期間滞在し、日本の文化に関する講演、講義、ワークショップや実演等を行う「海外派遣型」、国際芸術交流支援事業により海外で公演を行う芸術団体が、現地の学校等で実演会、演奏会等のアウトリーチ活動を行う「短期指名型」の類型があります。

平成24年度は、「海外派遣型」文化交流使として8名1グループ（2名）、「短期指名型」文化交流使として3組が活動しました。

また、文化庁文化交流使フォーラム（第10回文化庁文化交流使活動報告会）を平成25年3月8日に政策研究大学院大学（東京）で開催し、平成22～24年度に海外で活動をした交流使による活動報告や実演が行われました。



茂山宗彦(狂言師)による実演(チェコ)

◆平成24年度 文化庁文化交流使一覧

派遣種類	氏名	プロフィール	派遣国
海外派遣型 (10名)	うるま てるび (うるま てるび)	アニメーション・アーティスト	米国
	榎戸 二幸	生田流箏曲演奏家	ドイツ, オーストリア, 英国
	海老原 露巖	墨アーティスト・書道家	イタリア
	大澤 奈留美	囲碁棋士	アメリカ, ブラジル
	小島 千絵子	民俗舞踊家	スペイン, ポルトガル, ベルギー, イギリス
	茂山 宗彦	大蔵流狂言師	チェコ, オーストリア, スロバキア, ポーランド, ルーマニア, リトアニア
	藤本 吉利	和太鼓奏者	中国
	矢崎 彦太郎	指揮者	アルジェリア
	山路 みほ	箏曲演奏家	ロシア, ドイツ, イタリア, スイス, スロベニア, オーストリア, スロバキア, フィンランド, ラトビア, ハンガリー

派遣種類	団体名	分野	活動国
短期 指名型 (3組)	黒森神楽アメリカ公演実行委員会(黒森神楽保存会)	伝統芸能・大衆芸能	アメリカ, カナダ
	公益財団法人せたがや文化財団	演劇	アメリカ
	コンドルズ	舞踊	タイ

五十音順

2. 国際交流年に設定された国々や東アジア諸国との交流

文化庁では、国際交流年に設定された国々や東アジア諸国との文化交流を推進することにより、これ

らの国々との交流深化に努めています。

1. 国際交流年

文化、教育、スポーツ等、幅広い分野で官民を通じた交流事業を開催・実施することによって、諸外国との友好と相互理解を深めることを目的に、様々な国や地域と「国際交流年」が設定されています。

2013年以降の「国際交流年」は次のとおりです。

文化庁では、これらの国々との間で伝統文化から現代の舞台芸術、メディア芸術まで幅広い分野の交流年事業を実施あるいは支援しています。

◆主な国際交流年一覧

2013年

日・ASEAN交流40周年

慶長遣欧使節訪西400周年

※最新の情報については外務省のホームページ (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/koryu/kuni/jigyo/topics_2.html) を参照

2014年

日・カリブ交流年

日・ボリビア外交関係樹立100周年

日本ブルネイ外交関係樹立30周年

日・スイス外交関係樹立150周年

3. 東アジア共生会議

東アジア諸国の文化人、芸術家、文化に関する様々な分野の学識経験者が一堂に会し、東アジア各国が共生する未来に向けた理念を議論する「東アジア共生会議」を開催します。

4. 東アジア諸国との文化交流

中国、韓国、ASEAN各国をはじめとする東アジア諸国との関係強化が国全体の課題となっている中、これらの国々との間での相互理解に貢献する文化交流の強化が課題となっています。

そのためこれらの国々との間で行われる人物交流や各種の催しに対して支援を行っています。

2. 「東アジア文化都市」の実施

日中韓三ヶ国で、文化芸術の中核的都市となる都市を選定し、その都市において、年間を通じて東アジア各国の文化人・芸術家等の参加を得て、舞台芸術公演、展覧会等の文化芸術イベントを集中的に実施します。

◆アジア諸国で開催された主な文化庁委託事業(平成23年度, 平成24年度)

平成23年度

事業名	開催国
日越友好音楽祭～この平和を夢みて～	ベトナム
「日中映像交流事業」開幕イベント及び日本アニメ・フェスティバル	中国
タイ王国 プーミポン国王陛下84歳記念・日タイ修好125周年記念公演 「虹の舞(part12) ～新生 大地の響き～」日タイ合同舞踊公演	タイ
Japan・Indonesia ポップカルチャーフェスティバル	インドネシア

平成24年度

事業名	開催国
日中国交正常化40周年記念公演:「『アイダ』(コンサート形式)上演」	中国
2012「日中国民交流友好年」記念光イベント 光響創造「悠久時空・友好未来」	中国

開催順

3. 文化芸術発信のための国際的な拠点の形成

1. 国際芸術フェスティバル支援事業

国際芸術フェスティバルは、世界の優れた芸術が
一カ所に集まるとともに、当該国の芸術を世界に向
けて発信する機会となっています。我が国において

も、中核的な国際映画祭を支援することにより、文
化芸術の世界的拠点としての育成を図ります。

2. 文化芸術の海外発信拠点形成事業(アーティスト・イン・レジデンス事業)

近年、国際文化交流や日本文化の発信は、地方公
共同体やNGO・NPOなど、多様な主体によって担
われるようになってきています。

こうした状況において、異文化交流の担い手とな
る外国人芸術家の受け入れや国際的な文化芸術創造
など、各地域において取り組まれている特色ある国
際文化交流事業(アーティスト・イン・レジデンス等)
を支援することにより、日本各地に文化創造と国際
的発信の拠点づくりを推進します。

平成24年度においては、25団体に対して支援を行
いました。



アーカスプロジェクト実行委員会「ARCUS Project 2012 IBARAKI
(アーカスプロジェクト2012いばらき)」

3 芸術文化における国際交流・協力の推進

1. 海外メディア芸術祭等参加事業

日本のメディア芸術作品は、海外から高く評価され、我が国への理解や関心を深めていただく重要なきっかけにもなっています。文化庁では、日本のメディア芸術を知っていただき、国際的な評価をより一層高めるため、海外のメディア芸術関連フェスティバル等において、優れた作品の展示や上映などを行っています。



アングレーム国際マンガ祭でのトークイベント



アルスエレクトロニカ・フェスティバルでの作品展示

2. アジアにおける日本映画特集上映事業

文化庁では、日本の文化や社会を映し出した日本映画を特集上映することにより、アジア諸国での上映機会を増加し、日本文化への理解や親しみの深化と我が国の映画芸術の発展を図っています。平成24

年度は、韓国(15プログラム、47作品)での上映を行いました。会期中は、映画上映のほか、シンポジウム等も実施し、多くの観客が来場しました。また平成25年度は、ベトナムでの上映を予定しています。



韓国上映ポスター



シンポジウムの様子

3. 海外映画祭への出品等支援

文化庁では、日本映画の発展と我が国文化の発信を図ることを目的として、海外映画祭出品等支援事業を実施しています。この事業により、数多くの我

が国の優れた日本映画が海外映画祭へ出品されるとともに、映画製作者等の参加の機会が拡大しています。

◆文化庁が出品を支援した主な受賞作品(過去5年)

映画祭名	作品名	監督名	受賞名
20年度			
カンヌ	トウキョウソナタ	黒沢 清	「ある視点」部門 審査員賞
ロカルノ	BABIN	平林 勇	審査員特別賞 他
プサン	精神	想田和弘	メセナ賞
モントリオール	おくりびと	滝田洋二郎	グランプリ
マルデルプラタ	歩いても歩いても	是枝裕和	最優秀作品賞
ベルリン	愛のむきだし	園 子温	国際批評家連盟賞 他
米アカデミー賞	おくりびと	滝田洋二郎	最優秀外国語映画賞
21年度			
カンヌ	火垂 ~2009version~	河瀬直美	功労賞
シアトル	マンホールチルドレン	高橋太郎	審査員特別賞
プチョン	サイタマノラッパー	入江 悠	NETPAC賞
ニューシャントル	フィッシュストーリー	中村義洋	グランプリ
モントリオール	ヴィヨンの妻	根岸吉太郎	最優秀監督賞
22年度			
モントリオール	悪人	李 相日	最優秀女優賞
バンクーバー	世界グッドモーニング!!	廣原 暁	最優秀作品賞
サンセバスチャン	玄牝	河瀬直美	国際批評家連盟賞
ベルリン	ヘヴンズストーリー	瀬々敬久	NETPAC賞 他
23年度			
ヴェネチア	ヒミズ	園 子温	最優秀新人俳優賞
ヴェネチア	KOTOKO	塚本晋也	Orizzonti 部門 グランプリ
ロカルノ	東京公園	青山真治	金豹賞審査員特別賞
モントリオール	アントキノイノチ	瀬々敬久	イノベーション賞
モントリオール	わが母の記	原田真人	審査員特別グランプリ
サンセバスチャン	奇跡	是枝裕和	最優秀脚本賞
ベルリン	かぞくのくに	ヤン・ヨンヒ	国際アートシアター連盟賞
24年度			
ザグレブ	ペルーガ	橋本新	審査員特別賞
ザグレブ	くちやお	奥田昌輝	学生部門特別賞
アムシー	Modern No. 2	水江未来	最優秀オリジナル音楽賞
モントリオール	カラカラ(カナダ/日本)	クロード・ガニオン	世界に開かれた視点賞 / 観客賞
モントリオール	あなたへ	降旗康男	エキキュメニカル審査員賞特別賞
トロント	希望の国	園子温	Netpac賞(最優秀アジア映画賞)
釜山	転校生	金井純一	ソングェ賞(短編映画賞)

4. 現代日本文学翻訳・普及事業

現代日本文学翻訳・普及事業は、平成14年度から我が国の優れた文学作品等を英語等に翻訳して諸外国で出版することにより、我が国の文化を海外に発信するとともに、我が国文学水準の一層の向上を図ることを目的とした事業です。

翻訳言語は、英語、フランス語、ドイツ語、ロシア語の4言語を中心にしています。

・現代日本文学の翻訳普及事業サイト：

<http://www.jlpp.go.jp/>

◆主な翻訳・出版作品一覧

作品	著者
芥川龍之介 短編集	芥川 龍之介
わが人生の時の時(短編集)	石原 慎太郎
半七捕物帳	岡本 綺堂
自由学校	獅子 文六
天上の青	曾野 綾子
たけくらべ・にぎりえ・十三夜	樋口 一葉
錦繡	宮本 輝
ベッドタイムアイズ・指の戯れ・ジェシーの背骨	山田 詠美
武蔵野夫人	大岡 昇平
赤穂浪士(上)(下)	大佛 次郎
抱擁家族	小島 信夫
百円シンガー極楽天使	末永 直海
腕くらべ	永井 荷風
浮雲	林 芙美子
異人たちの夏	山田 太一
夕暮まで	吉行 淳之介

4 文化財分野における国際交流・協力の推進

文化財は人類共通の財産であり、その保護のためには国際的な交流・協力が不可欠です。このため、

文化庁では、以下のような取組を行っています。

1. 海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律

平成18年6月に海外の文化遺産の保護に係る我が国の国際協力について、国や教育研究機関の果たすべき責務、基本方針の策定、関係機関の連携の強化などの講ずべき施策について定める「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」

が成立しました。平成19年12月には、同法に基づき、国や研究機関、文化遺産国際協力コンソーシアム等の役割のほか、重点地域をアジアとすることや経済協力との連携強化等について盛り込んだ基本方針を策定しました。

2. 文化遺産国際協力コンソーシアム

平成18年6月、文化庁、外務省、教育研究機関、独立行政法人及び民間助成団体等によって構成される文化遺産国際協力コンソーシアムが発足しました。

このコンソーシアムによって、各構成機関や専門

家が、それぞれの得意分野において力を発揮すること、また、連携の下に効率的・効果的な文化遺産国際協力を推進することを目指しています。

3. 文化遺産保護国際貢献事業

紛争や自然災害により被災した文化財を保護するため、当該国からの要請を踏まえ、我が国の専門家の派遣及び相手国の専門家の招へいを行う緊急的文化遺産国際貢献事業を実施しています。

◆平成24年度に実施した文化遺産保護国際貢献事業

- 平成22年度～ カンボジアにおける文化遺産保存のための拠点交流事業
- 平成22年度～ カンボジア・ウドン遺跡及びロンヴェック遺跡等の保存に関する拠点交流事業
- 平成22年度～ インドネシア・西スマトラ州パダンにおける歴史的記録文書等の保存修復のための拠点交流事業
- 平成23年度～ キルギス共和国及び中央アジア諸国における文化遺産保護に関する拠点交流事業
- 平成23年度～ アルメニア及びコーカサス諸国等における文化遺産保護に関する拠点交流事業
- 平成24年度 ブータン王国の伝統的建造物保存に関する拠点交流事業
- 平成24年度 インドネシアの歴史的地区の地域振興のための拠点交流事業
- 平成24年度 ミャンマーの文化遺産保護に関する技術的調査(専門家交流)

このほか、平成19年度から、海外の国や地域において文化遺産の保護に重要な役割を果たす機関等との交流及び協力を行う拠点交流事業を実施しており、カンボジアのアンコール期及びポストアンコール期の文化遺産の保存修復をはじめ、インドネシア、中央アジア諸国等における協力を実施し、現地で文化財保護に携わる人材の養成に取り組んでいます。



ミャンマーの文化遺産保護に関する技術的調査
(提供：(独)国立文化財機構東京文化財研究所)

4. アジア太平洋無形文化遺産研究センター

平成23年10月、無形文化遺産に関する途上国への技術的支援等を行うため、(独)国立文化財機構の一機関として、大阪府堺市の堺市博物館内に「アジア

太平洋無形文化遺産研究センター」(ユネスコカテゴリー2センター)が設置され、アジア太平洋地域の無形文化遺産の調査研究に取り組んでいます。

5. 文化財保存修復研究協力

(独)国立文化財機構東京文化財研究所では、文化遺産国際協力センターを中心に、敦煌(中国)、アンコール(カンボジア)、バーミヤン(アフガニスタン)などを対象にした調査研究などの協力事業を実施しています。また、各国の文化財保存修復関係者を招へいし、研修やセミナーを実施しています。

一方、諸外国の博物館等が所蔵する我が国の古美術品は、保存修復に関する専門家が不在であることから定期的な修理がなされず、経年による劣化によ

りその保存状況が悪化しているものが多数あります。このため、在外古美術品の調査を行うとともに、平成3年度からその修復協力を実施しています。

文化庁では、平成11年度から奈良県、奈良市、(公財)ユネスコ・アジア文化センター文化遺産保護協力事務所の協力を得て、アジア太平洋地域の専門家を招き研修を実施しています。



インドネシアにおけるワークショップ
(提供：(公財)ユネスコ・アジア文化センター文化遺産保護協力事務所)

(独)国立文化財機構東京文化財研究所

http://www.tobunken.go.jp/index_j.html

(公財)ユネスコ・アジア文化センター文化遺産保護協力事務所

<http://www.nara.accu.or.jp/>

6. 二国間文化遺産国際交流

我が国は、文化財の保存修復、国際協力の分野で長年の経験を有するイタリアと交流を進めています。平成19年3月には、ルテッリ伊文化財・文化活動大臣(当時)と伊吹文部科学大臣(当時)が日伊文化遺産国際協力の文書に署名しました。それに基づき、平成20年3月には、「第1回日本・イタリア文化財保護協力事務レベル会合」を開催し、平成20年度から、壁画の保存修復と活用の調和に関する協力と、文化

的景観及び歴史的街区の保護に関する協力等を実施することを日伊間で合意しました。

平成23年度には、日本の佐渡島、イタリアのピエモンテで日伊の専門家会合(ワークショップ)を開催し、平成24年度には、イタリアのフィレンツェ等で日伊の文化財専門家による南イタリア中世壁画群の合同調査を行いました。

7. 海外展

日本古美術海外展

文化財を通じた国際交流は、互いの文化の交流や相互理解の増進に寄与するものです。文化庁では、我が国の優れた文化財を外国に紹介し、日本の歴史、文化に対する理解を深め、国際文化交流を推進するため、昭和26年以降、国宝・重要文化財を含む日本古美術海外展を継続的に実施しています。



平成24年度
日本古美術海外展「日本近現代工芸の精華」
(於ピッティ宮殿(フィレンツェ))

8. 文化財の不法な輸出入等の規制について

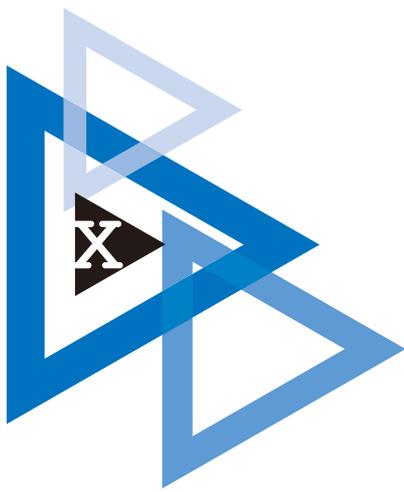
我が国は、平成14年に不法な文化財取引を防止し、各国の文化財を不法な輸出入などの危険から保護することを目的とする「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約」を締結しました。あわせて「文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律」を制定しました。この

法律により、外国の博物館などから盗取された文化財を「特定外国文化財」として指定し、輸入を規制すること、特定外国文化財の盗難の被害者については、民法で認められている対価弁償を条件として、回復請求期間を特例として10年間に延長すること、などが定められています。

9. 武力紛争の際の文化財の保護

我が国は、平成19年に、武力紛争時における文化財の保護を目的とする「武力紛争の際の文化財の保護に関する条約」などを締結し、あわせて「武力紛争の際の文化財の保護に関する法律」を制定しました。この法律により、武力紛争時に他国に占領された地

域(被占領地域)から流出した文化財を「被占領地域流出文化財」として指定し、輸入を規制すること、武力紛争時において戦闘行為として文化財を損壊する行為又は文化財を軍事目的に利用する行為などを罰則の対象とすること、などが定められています。



アイヌ文化の振興

文化庁では、従来から、文化財保護の観点によるアイヌ関係の文化財の指定等を行い、北海道教育委員会が行う事業への支援を行ってきました。

平成9年5月、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統等が置かれている状況を考慮し、アイヌ文化の振興等を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的として、「アイヌ文化の振

興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が成立しました。

この法律に基づき、「財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構」が行う、アイヌに関する研究、アイヌ語の振興、アイヌ文化の伝承再生や文化交流、普及事業、優れたアイヌ文化活動の表彰、アイヌの伝統的生活空間（イオル）の再生事業などについて補助を実施し、アイヌ文化の振興等を図っています。

◆ 事業体系図(平成25年度事業)

(文化庁・国土交通省補助)

I アイヌに関する総合的かつ実践的な研究の推進

アイヌ関連総合研究等助成事業

(文化庁補助)

II アイヌ語の振興

1 アイヌ語教育事業

- ・指導者育成
- ・上級講座
- ・親と子のアイヌ語学習事業
- ・アイヌ語教材作成事業

2 アイヌ語普及事業

- ・ラジオ講座
- ・弁論大会



アイヌ古式舞踊の披露(アイヌ文化フェスティバル2012)

文化庁
国土交通省

支援

財団法人
アイヌ文化振興・
研究推進機構

(文化庁補助)

III アイヌ文化の振興

1 アイヌ文化伝承再生事業

- ・マニュアル作成
- ・実践上級講座
- ・伝統工芸複製助成
- ・口承文芸視聴覚資料作成
- ・風俗慣習に関する伝承事業

2 アイヌ文化交流事業

- ・アイヌ文化交流事業
- ・青少年国際文化研修交流

3 アイヌ文化普及事業

- ・伝統工芸展示・公開助成
- ・アドバイザー派遣
- ・工芸品展

4 アイヌ文化活動表彰事業

- ・文化フェスティバル
- ・博物館等アイヌ資料展示・公開助成
- ・工芸作品コンテスト
- ・アイヌ文化賞

(国土交通省補助)

IV アイヌの伝統等に関する普及啓発

1 普及啓発促進事業

- ・広報情報発信
- ・小中学生向け副読本の作成・配布
- ・親と子のための普及啓発
- ・セミナー
- ・講演会
- ・イランカラプテキャンペーン事業

2 アイヌ文化交流センター事業

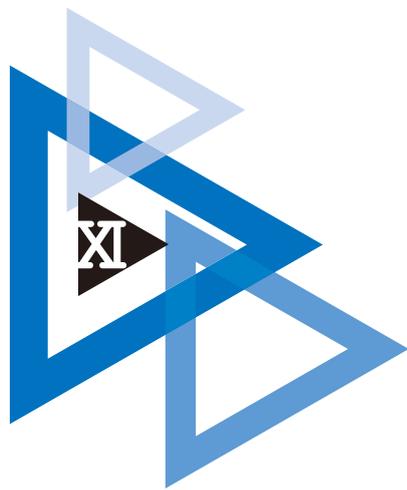
(文化庁・国土交通省補助)

V イオル再生等事業

1 空間活用等事業

2 自然素材育成事業

3 伝承者育成・体験交流事業



宗教法人制度と宗務行政

現在、我が国には、教派、宗派、教団といった大規模な宗教団体や、神社、寺院、教会などの大小様々な宗教団体が存在し、多様な宗教活動を行っています。そのうち、約18万2千の宗教団体が、宗教法人法に基づく宗教法人となっています。

宗教法人制度を定める宗教法人法の目的は、宗教団体に法人格を与え、宗教団体が自由に自主的な活動を行うための財産や団体組織の管理の基礎を確保

することにあります。宗教法人制度は、憲法の保障する信教の自由、政教分離の原則の下で、宗教法人の宗教活動の自由を最大限に保障するため、所轄庁の関与をできるだけ少なくし、各宗教法人の自主的・自律的な運営に委ねています。その一方で、宗教法人の責任を明確にし、その公共性を骨子として全体系が組み立てられています。

◆宗教法人数

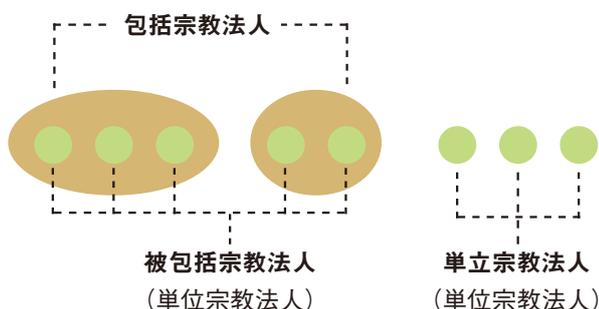
所轄	系統	区分	包括宗教法人	単位宗教法人	合計
文部科学大臣	神道系		126	90	216
	仏教系		156	286	442
	キリスト教系		61	248	309
	諸教		30	80	110
	計		373	704	1,077
都道府県知事	神道系		6	84,996	85,002
	仏教系		11	77,135	77,146
	キリスト教系		7	4,259	4,266
	諸教		1	14,761	14,762
	計		25	181,151	181,176
合計			398	181,855	182,253

(平成23年12月31日現在)

- (注) 1 文部科学大臣所轄：複数の都道府県に境内建物を有する宗教法人および当該法人を包括する宗教法人
 2 都道府県知事所轄：一つの都道府県内にのみ境内建物を有する宗教法人

(出典)文化庁編『宗教年鑑』（平成24年版）

◆宗教法人の種類



●包括宗教法人

単位宗教法人を包括する教派、宗派、教団等

●単位宗教法人

礼拝の施設を備える神社、寺院、教会等

・被包括宗教法人：

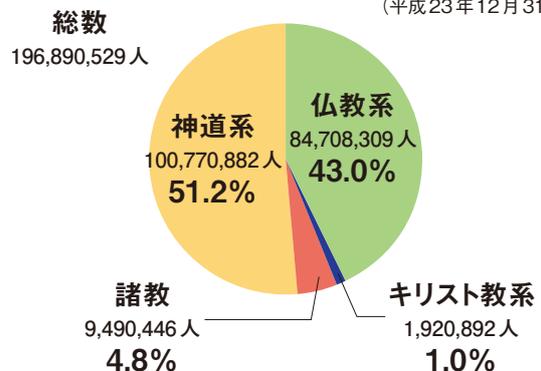
他の宗教法人に包括される法人

・単立宗教法人：

他の宗教法人に包括されない法人

◆系統別信者数

(平成23年12月31日現在)



(注) 信者の把握の基準は宗教団体により異なる
 (出典)文化庁編『宗教年鑑』（平成24年版）

1. 宗教法人の管理運営の推進等

宗教法人の設立、規則の変更、合併、任意解散の認証など、宗教法人法に定められた所轄庁としての事務を行っています。

また、文化庁では、都道府県の宗務行政に対する指導・助言、都道府県事務担当者の研修会、宗教法人のための実務研修会などの実施、手引書等の作成などを行っています。

その他、我が国における宗教の動向を把握するため、毎年度、宗教界の協力を得て宗教法人に関する宗教統計調査を実施し、その結果を『宗教年鑑』としてまとめ、発行するほか、宗教に関する資料の収集や海外の宗教事情の調査などを行っています。



宗教年鑑など

2. 不活動宗教法人対策の推進

宗教法人の中には、設立後、何らかの事情により活動を停止してしまった、いわゆる「不活動宗教法人」が存在します。不活動宗教法人は、その法人格が売買の対象となり、第三者が法人格を悪用して事業を行うなど社会的な問題を引き起こすおそれがあり、ひいては宗教法人制度全体に対する社会的信頼を損なうことにもなりかねません。

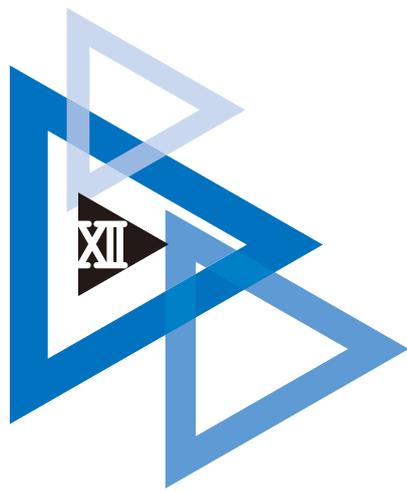
このため、文化庁と都道府県においては、不活動状態に陥った法人について、活動再開ができない場合には、吸収合併や任意解散の認証により、また、これらの方法で対応できない場合には、裁判所に対して解散命令の申立てを行うことにより、不活動宗教法人の整理を進めています。



不活動宗教法人対策会議(京都)

3. 宗教法人審議会

宗教法人の信教の自由を保障し、宗教上の特性などに配慮するため、文部科学大臣の諮問機関として宗教法人審議会が設置されています。



美術館・歴史博物館の 振興

1 美術館・歴史博物館への支援

1. 地域と共働した美術館・歴史博物館創造活動支援事業

美術館・歴史博物館の機能・役割は、優れた文化芸術の保存・継承、創造、交流、発信の拠点のみならず、地域の生涯学習活動、国際交流活動、ボランティア活動や観光等の拠点としても積極的に活用ができ、地域住民の文化芸術活動の場やコミュニケーション、感性教育、地域ブランドづくりの場としても極めて重要なものです。

地域ひいては我が国全体の活力の向上のため、美術館・歴史博物館を地域の文化の拠点として活性化するとともに、地域との共働の下、美術館・歴史博物館が有する多面的な可能性を生かした事業の展開を支援することを目的として、平成25年度から、「地域と共働した美術館・歴史博物館創造活動支援事業」を実施します。

- ①地域のグローバル化拠点としての美術館・歴史博物館
- ・外国人利用のための環境整備
 - ・国際会議の招致・開催
 - ・海外の美術館・歴史博物館との交流
 - ・その他、地域のグローバル化拠点としての美術館・歴史博物館に資する事業

- ②地域とともにある美術館・歴史博物館
- ・地域へのアウトリーチ活動
 - ・地域との共働による地域文化活動
 - ・ボランティア交流
 - ・その他、地域とともにある美術館・歴史博物館に資する事業
- ③人材育成に貢献する美術館・歴史博物館
- ・大学と連携した世界で活躍する文化人材育成プログラムの開発
 - ・社会人のための学習講座の実施
 - ・学校と連携した地域文化の担い手の育成
 - ・その他、人材育成に貢献する美術館・歴史博物館に資する事業
- ④新たな機能を創造する美術館・歴史博物館
- ・他分野との連携・融合による活動
 - ・文化財の新たな保存管理の手法の開発
 - ・日本文化・地域文化の海外への発信
 - ・その他、新たな機能を創造する美術館・歴史博物館に資する事業



(事業例) 子供向けプログラム



(事業例) 市民向けのボランティアガイド育成研修

2. 美術館・歴史博物館を支える人材の養成等

公私立の美術館・歴史博物館の学芸員などの専門的な知識や技術を向上させ、美術館・歴史博物館活動の充実を図ることが求められています。このため、文化庁では、国立美術館や国立博物館などの協力を得て、企画・展示セミナー、ミュージアム・マネジメント研修、ミュージアム・エデュケーター研修など、様々な研修会や講習会などを実施しています。

〈詳細については、P.30を参照〉



第2回ミュージアム・エデュケーター研修より教育プログラム体験の様子

2 美術品補償制度等

美術品補償制度とは、展覧会を開催するために海外の美術館等から借り受けた作品に万一損害が発生した場合に、その損害を政府が補償するものです。

美術品補償制度は、平成23年に成立・施行された「展覧会における美術品損害の補償に関する法律」に基づき創設されました。ルーブル美術館（フランス）やプラド美術館（スペイン）など諸外国の美術品が国内で展示される際に、この制度が利用されており、これまでに10件の展覧会が本制度の適用を受けています（平成25年4月1日現在）。今後、この制度の利用がさらに進むことで、展覧会の主催者の保険料負担が軽減され、広く全国で安定的・継続的に優れた展

覧会が開催されるようになることが期待されています。

また、海外の美術品等に対する強制執行等の禁止の措置を定めるとともに、国の美術館等の施設の整備・充実等について定める「海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律」が平成23年に成立・施行されました。この法律によって、従来、強制執行等の禁止措置が担保されていないために借り受けることが困難であった海外の美術品等を公開する展覧会の開催が可能となり、前述の美術品補償制度と併せて、国民が世界の多様な文化に接する機会の増大が図られることが期待されています。



「国立トレチャコフ美術館所蔵 レービン展」



「リヒテンシュタイン 華麗なる侯爵家の秘宝」

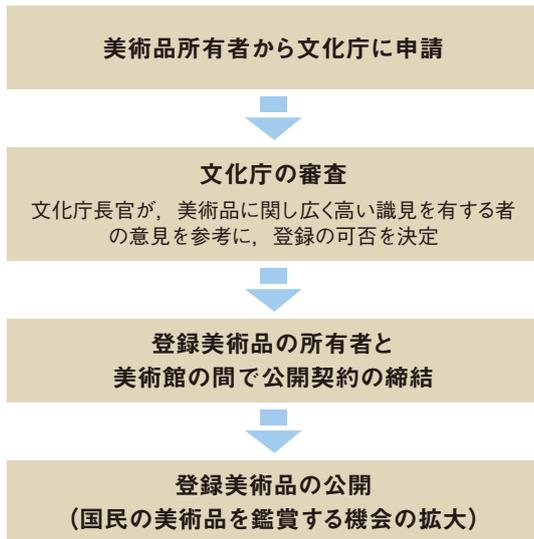


◆美術品補償制度を適用した主な展覧会

	補償対象の展覧会	主催者	開催期間
1	国立トレチャコフ美術館所蔵 レービン展	Bunkamura ザ・ミュージアム 浜松市美術館 姫路市立美術館 神奈川県立近代美術館 株式会社アートインプレッション	平成24年8月4日～平成24年10月8日 平成24年10月16日～平成24年12月24日 平成25年2月16日～平成25年3月30日 平成25年4月6日～平成25年5月26日
2	リヒテンシュタイン 華麗なる侯爵家の秘宝	国立新美術館 高知県立美術館 京都市美術館 朝日新聞社、東映株式会社	平成24年10月3日～平成24年12月23日 平成25年1月5日～平成25年3月7日 平成25年3月19日～平成25年6月9日
3	特別展「中国 王朝の至宝」	東京国立博物館 神戸市立博物館 名古屋市博物館 九州国立博物館 NHK、NHKプロモーション、毎日新聞社	平成24年10月10日～平成24年12月24日 平成25年2月2日～平成25年4月7日 平成25年4月24日～平成24年6月23日 平成25年7月9日～平成25年9月16日
4	ラファエロ	国立西洋美術館 読売新聞社	平成25年3月2日～平成25年6月2日
5	フランシス・ベーコン展	東京国立近代美術館 豊田市美術館 日本経済新聞社	平成25年3月8日～平成25年5月26日 平成25年6月8日～平成25年9月1日

3 登録美術品制度

<登録美術品公開までの流れ>



<登録美術品の特色>

- 美術館において専門家の手により安全かつ適切に管理され、5年以上にわたって計画的に公開・保管される。
- 登録されても所有権は移転しない。
- 相続税を納税する際、登録美術品による物納を希望する場合は、一般の美術品に比べて物納することが容易になっている。
(相続税の物納の特例措置)

近年、我が国では美術に対する人々の関心が高まり、美術館が増加するとともに、美術館を訪れる人の数も多くなっています。国内には優れた美術品が数多く存在すると思われていますが、それらがすべて一般に公開されているわけではなく、必ずしも十分に活用されずに眠っているものも少なくありません。

このような状況を踏まえ、平成10年12月の「美術品の美術館における公開の促進に関する法律」の施行により、登録美術品制度が発足し、制度の活用が図られています。本制度は、個人や法人が所有する優れた美術品を文化庁長官が登録して、美術館で公開することにより、国民の美術品を鑑賞する機会が拡大することを目的としています。これまでに41件(375点)の美術品が登録されました。今後も本制度が積極的に活用されることにより、貴重な美術品が広く公開されることが望まれます。(平成25年4月1日現在)



銘 正恒[太刀] (国宝)
(公開館：ふくやま美術館, 写真撮影者：松本正光)



ウジェーヌ・ドラクロワ
「聖ステパノの遺骸を抱え起こす弟子たち」
(公開館：埼玉県立近代美術館)

設置趣旨

我が国の近現代建築は、世界の文化芸術の重要な一翼を担う存在として、国際的にも高い評価を受けていますが、これまでその学術的、歴史的、芸術的価値を次世代に継承していく取組が十分ではありませんでした。また近年、著名な建築家に係る設計図面や模型等の中には、国外流出や散逸、劣化の危機にひんしているものも少なくありません。

一方、平成23年2月に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針)」において、文化芸術の次世代への確実な継承を図るため、

文化芸術分野のアーカイブ構築に向け、可能な分野から作品、資料等の所在情報の収集などを進めることとされました。

こうした背景を踏まえ、近現代建築分野におけるアーカイブ機能の整備を目的として、平成24年11月に「国立近現代建築資料館」を設置し、全国的な所在状況の調査、関連資料を持つ機関(大学等)との連携、緊急に保護が必要な資料の収集・保管等を行っていくこととしました。また併せて、展示や教育普及活動を通じ、近現代建築とその関係資料に対する国民への理解増進も図っていきます。

事業概要

- (1) 情報収集
- (2) 資料の収集・保管
- (3) 展示・教育普及
- (4) 調査研究等

[資料閲覧／資料展示]

事前申込みの上、資料館内での閲覧ができます。また、特別展示を不定期に開催します。御利用の詳細は、ホームページにて御確認ください。

http://www.bunka.go.jp/bijutsukan_hakubutsukan/shiryokan/index.html

[アクセス]

〒110-8553

東京都文京区湯島4-6-15(湯島地方合同庁舎内)

TEL 03-3812-3401

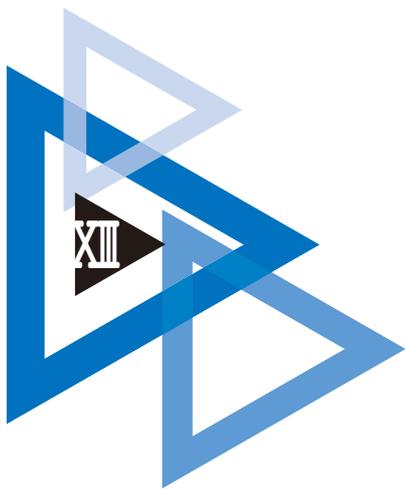
地下鉄千代田線「湯島」下車 徒歩3分／地下鉄銀座線「上野広小路」下車 徒歩10分／地下鉄大江戸線「上野御徒町」下車 徒歩10分／JR山手線「御徒町」下車 徒歩15分



資料室



収蔵庫



国立文化施設等

1. 日本芸術文化振興会（国立劇場等）

独立行政法人日本芸術文化振興会は、我が国の芸術その他の文化の向上を図ることを目的として、(1) 文化芸術活動に対する援助(2) 伝統芸能の保存及び振興(3) 現代舞台芸術の振興及び普及の3つの事業を行っています。伝統芸能及び現代舞台芸術の拠点

となる劇場施設として、国立劇場、国立演芸資料館(国立演芸場)、国立能楽堂、国立文楽劇場、国立劇場おきなわ及び新国立劇場を設置し、各劇場において、主催公演の実施、伝承者及び実演家等の養成研修、資料の収集活用等の事業を一体的に行っています。

国立劇場本館・演芸資料館

昭和41年11月国立劇場本館(大・小劇場)、昭和54年3月演芸資料館(国立演芸場)が開場。つとめて古典伝承のままの姿で伝統芸能の公開を行い、その正しい保存と振興に努めています。また、伝承者の養成、調査研究、資料収集等を行っています。

なお、敷地内にある伝統芸能情報館には、情報展示室や図書閲覧室等が設置されています。

<http://www.ntj.jac.go.jp/kokuritsu.html>
<http://www.ntj.jac.go.jp/engei.html>

平成25年度の公演予定

歌舞伎	5公演	123回
文楽	4公演	132回
舞踊	4公演	7回
邦楽	5公演	8回
雅楽	2公演	3回
声明	2公演	3回
民俗芸能	2公演	4回
特別企画	2公演	2回
大衆芸能	56公演	286回
青少年等を対象とした歌舞伎	2公演	90回
青少年等を対象とした文楽	1公演	24回

【大劇場】 1,610席
 【小劇場】 590席
 【演芸資料館】 300席
 【伝統芸能情報館】



〒102-8656
 東京都千代田区隼町4-1
 TEL 03-3265-7411

地下鉄半蔵門線「半蔵門」駅①出口より徒歩5分
 地下鉄有楽町線・半蔵門線・南北線
 「永田町」駅④出口より徒歩8分



国立能楽堂 <http://www.ntj.jac.go.jp/nou.html>

昭和58年9月開場。能楽の普及と新しい観客層の開拓を目的として、能と狂言の公演を行っています。また、伝承者の養成、調査研究、資料収集等を行っています。



〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-18-1
TEL 03-3423-1331

平成25年度の公演予定

定例公演	18公演	18回
普及公演	9公演	9回
企画公演	23公演	24回
青少年等を対象とした能楽		
	1公演	10回

【能舞台】 627席

JR中央・総武線「千駄ヶ谷」駅下車、徒歩5分
地下鉄大江戸線「国立競技場」駅A4出口より徒歩5分
地下鉄副都心線「北参道」駅①出口より徒歩7分



国立文楽劇場 <http://www.ntj.jac.go.jp/bunraku.html>

昭和59年3月開場。人形浄瑠璃文楽を中心に、上方芸能を保存・継承し発展させることを目的として、公演を行っています。また、伝承者の養成、調査研究、資料収集等を行っています。



〒542-0073 大阪市中央区日本橋1-12-10
TEL 06-6212-2531

平成25年度の公演予定

文楽	4公演	187回
舞踊	1公演	2回
邦楽	1公演	1回
特別企画	2公演	2回
大衆芸能	8公演	27回
青少年等を対象とした文楽		
	1公演	28回

【文楽劇場】 753席
【小ホール】 159席

地下鉄堺筋線・千日前線・近鉄線
「日本橋」駅 ⑦出口より徒歩1分



国立劇場おきなわ <http://www.nt-okinawa.or.jp/>

平成16年1月開場。伝統文化を通じたアジア・太平洋地域との交流の拠点となることを目的として、組踊を中心とする沖縄伝統芸能の公開、伝承者の養成、調査研究、資料収集等を行っています。



〒901-2122 沖縄県浦添市勢理客4-14-1
TEL 098-871-3311

平成25年度の公演予定

定期公演	19公演	23回
企画公演	7公演	9回
研究公演	1公演	1回
青少年等を対象とした組踊	3公演	10回

【大劇場】 632席
【小劇場】 255席

バス利用の場合 勢理客(じっちゃんく)
徒歩10分
タクシー利用の場合 那覇空港から約20分



新国立劇場 <http://www.nntt.jac.go.jp/>

平成9年10月開場。現代舞台芸術の振興・普及を図るため、オペラ、バレエ、現代舞踊、演劇等の公演を行うとともに、現代舞台芸術の実演家等の研修や、調査研究、資料収集等を行っています。舞台美術センターでは、舞台装置の保守・管理、資料の保存公開を行っています。



〒151-0071 東京都渋谷区本町1-1-1
TEL 03-5351-3011

平成25年度の公演予定

オペラ	10公演	50回
バレエ	6公演	30回
現代舞踊	4公演	13回
演劇	8公演	156回
青少年等を対象としたオペラ	1公演	6回

【オペラ劇場】 1,814席
【中劇場】 1,000席程度
【小劇場】 440席程度
【舞台美術センター】



舞台美術センター

〒288-0874
千葉県銚子市豊里台1-1044
TEL 0479-30-1048

京王新線(都営新宿線乗入)「初台」駅(中央口)より徒歩1分
車利用の場合 山手通り、甲州街道交差点。首都高速4号線新宿ランプすぐ(約860台収容の駐車場あり)



2. 国立美術館

<http://www.artmuseums.go.jp/>

独立行政法人国立美術館は、芸術文化の創造と発展を目的とし、多様化する国民の興味・関心や現代美術を取り巻く状況の変化に応じた多彩な活動を展開することが求められています。このため、東京国立近代美術館、京都国立近代美術館、国立西洋美術館、国立国際美術館、国立新美術館それぞれの特色を生か

しつつ、5館が連携・協力して、美術作品の収集・展示、教育普及活動やこれらに関する調査研究を行うとともに、我が国の美術振興の拠点として、海外の美術館や作家との交流、公立美術館への助言等を行っています。

東京国立近代美術館 <http://www.momat.go.jp/>

昭和27年我が国初の国立美術館として開館し、平成24年には開館60周年を迎えました。近・現代美術に関する作品、映画フィルムその他の資料を収集、保管、陳列及び調査研究を行っています。

本館のほか、工芸館（昭和52年開館）、フィルムセンター（昭和45年開館）及びフィルムセンター相模原分館（昭和61年開館）を設置しています。



美術館本館



工芸館

(本館・工芸館)

開館時間	10:00～17:00(入館は16:30まで)
夜間開館	10:00～20:00(入館は19:30まで) 本館のみ、毎週金曜日実施
休館日	毎週月曜日(月曜日が祝日にあたる場合はその翌日) 展示替期間 年末年始 (平成25年12月28日～平成26年1月1日)
入館者数	609千人 (平成24年度 フィルムセンター含む)
収蔵品	日本画・洋画 1,995点 水彩・素描・版画 6,930点 彫刻 447点 写真 2,271点 工芸(デザイン含む) 3,250点 その他 739点 計 15,632点 (平成24年度末)

(フィルムセンター)

開映時間	大ホール・小ホール/ 企画ごとに1日2～3回の上映。 詳細は各企画の上映カレンダー、 チラシ等でご確認ください
開室時間	展示室/火～日 11:00～18:30 (入室は18:00まで)
休館日	毎週月曜日 上映準備期間 年末年始 (平成25年12月28日～平成26年1月6日)
収蔵品	映画フィルム 67,287本 (平成24年度末)



フィルムセンター

本館

〒102-8322 東京都千代田区北の丸公園3-1
TEL 03-3214-2561

工芸館

〒102-0091 東京都千代田区北の丸公園1-1
TEL 03-3211-7781

フィルムセンター

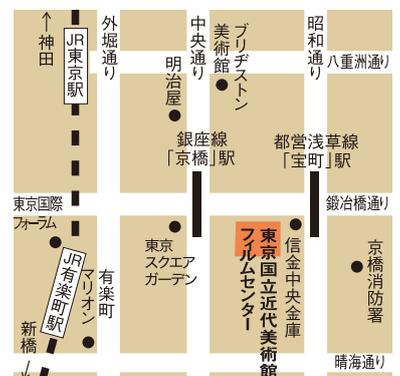
〒104-0031 東京都中央区京橋3-7-6
TEL 03-3561-0823

フィルムセンター相模原分館

〒252-0221 神奈川県相模原市中央区高根3-1-4
TEL 042-758-0128



地下鉄東西線「竹橋」駅下車、1b出口より(本館)徒歩3分、(工芸館)徒歩8分



地下鉄銀座線「京橋」駅下車、出口1徒歩1分
都営浅草線「宝町」駅下車、出口A4徒歩1分
JR「東京」駅下車、八重洲南口徒歩10分

京都国立近代美術館 <http://www.momak.go.jp/>

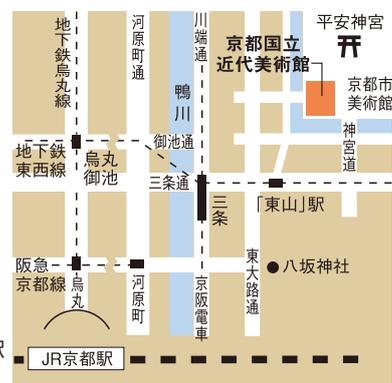
国立近代美術館京都分館として昭和38年発足、42年に独立して京都国立近代美術館となり、平成25年に開館50周年を迎えます。

近・現代美術、特に関西を中心とした西日本の作品等の収集、保管、陳列及び調査研究を行っています。



〒606-8344
京都市左京区岡崎円勝寺町(岡崎公園内)
TEL 075-761-4111

開館時間	9:30～17:00(入館は16:30まで)	
夜間開館	9:30～20:00(入館は19:30まで) 平成25年3月22日～10月25日の企画展期間中の金曜日	
休館日	毎週月曜日(月曜日が休日にあたる場合はその翌日)、展示替期間、平成26年1月14日～3月20日(改修工事のため)	
入館者数	254千人(平成24年度)	
収藏品	日本画・洋画	1,547点
	水彩・素描・版画	4,240点
	彫刻	103点
	写真	1,909点
	工芸(デザイン含む)	2,423点
	その他	1,179点
	計	11,401点 (平成24年度末)



地下鉄東西線「東山」駅
下車 徒歩10分

国立西洋美術館 <http://www.nmwa.go.jp/>

松方コレクションの返還を機に昭和34年に開館し、54年に新館を、平成9年に企画展示館を増築しました。

フランス政府から寄贈返還された松方コレクション及びその他の西洋美術に関する作品等の収集、保管、陳列及び調査研究を行っています。



〒110-0007 東京都台東区上野公園7-7
TEL 03-3828-5131

開館時間	9:30～17:30 (入館は17:00まで)	
夜間開館	毎週金曜日 9:30～20:00(入館は19:30まで)	
休館日	毎週月曜日(月曜日が休日にあたる場合はその翌日) 年末年始(12月28日～1月1日)	
入館者数	989千人(平成24年度)	
収藏品	洋画	391点
	水彩・素描・版画	4,030点
	彫刻	101点
	工芸(デザイン含む)	815点
	その他	184点
	計	5,521点 (平成24年度末)



JR「上野」駅下車公園口、徒歩1分
京成「京成上野」駅下車、徒歩7分
地下鉄銀座線、日比谷線「上野」駅
下車、徒歩8分

国立国際美術館 <http://www.nmao.go.jp/>

昭和45年に開催された日本万国博覧会の万国美術館を活用して、52年に発足。平成16年11月大阪の都心・中之島に新築移転しました。日本美術の発展と世界の美術との関連を明らかにするために必要な美術に関する作品(主に昭和20年以降)等の収集、保管、陳列及び調査研究を行っています。



〒530-0005
大阪市北区中之島4-2-55
TEL 06-6447-4680

開館時間	10:00～17:00(入館は16:30まで)														
夜間開館	毎週金曜日10:00～19:00(入館は18:30まで)														
休館日	毎週月曜日(月曜日が休日にあたる場合はその翌日) 年末年始(12月28日～1月4日)														
入館者数	498千人(平成24年度)														
収蔵品	<table border="0"> <tr> <td>日本画・洋画</td> <td>754点</td> </tr> <tr> <td>水彩・素描・版画</td> <td>3,093点</td> </tr> <tr> <td>彫刻</td> <td>366点</td> </tr> <tr> <td>写真</td> <td>702点</td> </tr> <tr> <td>工芸(デザイン含む)</td> <td>1,334点</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>767点</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>7,016点 (平成24年度末)</td> </tr> </table>	日本画・洋画	754点	水彩・素描・版画	3,093点	彫刻	366点	写真	702点	工芸(デザイン含む)	1,334点	その他	767点	計	7,016点 (平成24年度末)
日本画・洋画	754点														
水彩・素描・版画	3,093点														
彫刻	366点														
写真	702点														
工芸(デザイン含む)	1,334点														
その他	767点														
計	7,016点 (平成24年度末)														

京阪中之島線「渡辺橋」駅下車、徒歩約5分
地下鉄四つ橋線「肥後橋」駅下車、徒歩約10分
地下鉄御堂筋線・京阪「淀屋橋」駅下車、徒歩約15分
JR大阪環状線・阪神「福島」駅、JR東西線「新福島」駅下車、徒歩約10分



国立新美術館 <http://www.nact.jp/>

東京・六本木に国内最大級の展示スペース1万4千㎡を有する5番目の国立美術館として、平成18年7月に設置され、平成19年1月に開館しました。

特定の収蔵品を持たず、全国的な活動を行う美術団体等への展示会場提供や、新しい美術の動向に焦点をあてた自主企画展及び新聞社等との共催による展示会の開催とともに、展示会カタログを中心とした美術に関する情報や資料の収集・公開、幅広い層を対象とした教育普及活動及び調査研究を行っています。



〒106-8558
東京都港区六本木7-22-2
TEL 03-6812-9900

開館時間	企画展 10:00～18:00(入館は17:30まで) ※会期中毎週金曜日は20:00まで(入館は19:30まで) 公募展10:00～18:00(美術団体によって異なる)
休館日	毎週火曜日(火曜日が休日にあたる場合はその翌平日) 年末年始(平成25年12月24日～平成26年1月7日)
入館者数	1,092千人(平成24年度)

地下鉄千代田線「乃木坂」駅下車、6出口美術館直結
地下鉄日比谷線「六本木」駅下車、4a出口徒歩5分
都営大江戸線「六本木」駅下車、7出口徒歩4分



3. 国立文化財機構（国立博物館、文化財研究所及びアジア太平洋無形文化遺産研究センター）

国立文化財機構は、東京国立博物館、京都国立博物館、奈良国立博物館、九州国立博物館の4つの博物館から成る「独立行政法人国立博物館」と、東京文化財研究所、奈良文化財研究所の2つの研究所から成る「独立行政法人文化財研究所」の2法人を統合し、平成19年4月に発足しました。さらに平成23年10月、

新たにアジア太平洋無形文化遺産研究センターを開設し、7つの施設から構成されています。

本機構は、貴重な国民的財産である文化財の保存と活用を図ることを目的とし、文化財に対する調査研究、有形文化財の収集・保存・管理、展示活動等の事業を行っています。

東京国立博物館 <http://www.tnm.jp/>

明治5年に東京の湯島大聖堂において開催された博覧会を契機に我が国最古の博物館が発足し、明治22年帝国博物館となり、昭和27年東京国立博物館と改称しました。

我が国の人文系の総合的な博物館として、日本を中心に広くアジア諸地域にわたる美術及び考古資料等の有形文化財を収集・保存・管理して公衆の観覧に供するとともに、美術に関する図書・拓本・写真等の資料を収集して研究者に公開し、あわせてこれらに関する調査研究及び教育普及事業等を行っています。



〒110-8712 東京都台東区上野公園13番9号
TEL 03-3822-1111

開館時間	9:30～17:00(入館は16:30まで) 平成25年3月～平成25年12月の特別展開催期間中の毎週金曜日は20:00まで開館(入館は19:30まで) 4月～9月の土曜、日曜、祝日、振替休日は18:00まで開館(入館は17:30まで)																
休館日	月曜日(ただし月曜日が祝日または振替休日の場合は開館し、翌火曜日に休館)、年末年始(平成25年12月24日～平成26年1月1日) ※建物の改修のため、一部展示館を閉館しています。																
入館者数	1,553千人(平成24年度)																
収蔵品	<table border="0"> <tr> <td>絵画</td> <td>11,520件</td> </tr> <tr> <td>書跡・典籍・古文書</td> <td>2,181件</td> </tr> <tr> <td>彫刻</td> <td>1,240件</td> </tr> <tr> <td>考古</td> <td>28,686件</td> </tr> <tr> <td>工芸</td> <td>30,230件</td> </tr> <tr> <td>東洋美術・考古</td> <td>14,917件</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>28,151件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>116,925件 (平成24年度末)</td> </tr> </table>	絵画	11,520件	書跡・典籍・古文書	2,181件	彫刻	1,240件	考古	28,686件	工芸	30,230件	東洋美術・考古	14,917件	その他	28,151件	計	116,925件 (平成24年度末)
絵画	11,520件																
書跡・典籍・古文書	2,181件																
彫刻	1,240件																
考古	28,686件																
工芸	30,230件																
東洋美術・考古	14,917件																
その他	28,151件																
計	116,925件 (平成24年度末)																

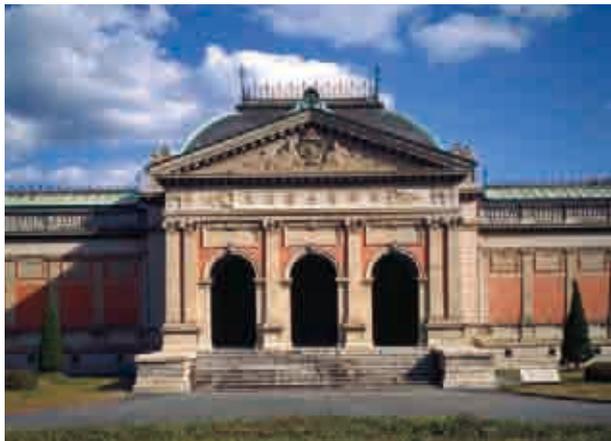
JR「上野」駅下車、徒歩10分
JR「鶯谷」駅下車、徒歩10分
京成「京成上野」駅下車、徒歩15分
東京メトロ銀座線、日比谷線「上野」駅下車、徒歩15分



京都国立博物館 <http://www.kyohaku.go.jp/>

明治22年京都に帝国博物館を設置することが決定され、明治30年に開館、大正13年皇太子殿下御成婚記念として京都市に下賜され恩賜京都博物館と改称、その後昭和27年に再び京都市から国に移管され現在の京都国立博物館と改称しました。

古都京都の優れた古器宝物を中心に、京都及び近傍社寺等の美術全般を収集・保存・管理して公衆の観覧に供し、あわせてこれに関する調査研究及び事業を行っています。国宝や重要文化財の修理、保存処理及び模写等を行うため、文化財保存修理所を設置しています。



〒605-0931 京都市東山区茶屋町527
TEL 075-541-1151

※平常展示館建替工事に伴い、特別展覧会期間中のみ開館いたします。(4月1日～5月12日、7月13日～8月25日、10月12日～12月15日)

開館時間	9:30～18:00(入館は17:30まで)	
夜間開館	毎週金曜日は9:30～20:00(入館は19:30まで)	
休館日	特別展覧会が開催されていない期間 特別展覧会期間中の月曜日(ただし月曜日が祝日または振替休日の場合は開館し、翌火曜日に休館)	
入館者数	235千人(平成24年度)	
収蔵品	絵画	3,979件
(寄託品を含む)	書跡・典籍・古文書	2,226件
	彫刻	399件
	考古	1,110件
	工芸	4,521件
	その他	370件
	計	12,605件 (平成24年度末)



京阪電鉄「七条」駅下車、東へ徒歩7分 JR、近鉄「京都」駅下車、駅前市バスD2のりばから206・208号系統にて「博物館・三十三間堂前」下車、徒歩すぐ

奈良国立博物館 <http://www.narahaku.go.jp/>

明治22年奈良に帝国博物館を設置することが決定され、明治28年に開館、昭和27年に現在の奈良国立博物館と改称しました。

仏教美術を中心とした文化財について収集・保存・管理して公衆の観覧に供するとともに、これに関する調査研究等を行っています。そのほか、文化財の修理を行うため、文化財保存修理所を設置しています。展覧事業としては、仏教美術をテーマとする名品展のほか、特別展、正倉院展、特別陳列等を開催しています。



〒630-8213 奈良市登大路町50番地
TEL 0742-22-7771

開館時間	9:30～17:00(入館は16:30まで)	
	4月最終から10月最終までの毎週金曜日、1月第4土曜日、2月3日、3月12日、8月6日～14日、12月17日は19:00まで開館(入館は18:30まで)	
	7月20日～8月4日、8月15日～9月16日(金曜日を除く)、3月1日～14日(12日を除く)は18:00まで開館(入館は17:30まで)	
	2月8日～14日は20:00まで開館(入館は19:30まで)	
休館日	月曜日(休日の場合はその翌日。連休の場合は終了後の翌日。)、1月1日	
入館者数	450千人(平成24年度)	
収蔵品	絵画	876件
(寄託品を含む)	書跡・典籍・古文書	454件
	彫刻	497件
	考古	961件
	工芸	859件
	その他	141件
	計	3,788件 (平成24年度末)



近鉄「奈良」駅下車、徒歩15分 奈良交通バス 市内循環外回り「氷室神社・国立博物館」下車すぐ

九州国立博物館 <http://www.kyuhaku.jp/>

平成17年10月に国立博物館として約1世紀ぶりに開館しました。国際社会におけるアジアの位置づけが重要性を増している中、アジア諸国との相互理解を深めるために「日本文化の形成をアジア史的観点から捉える」という新しいコンセプトをもって設置され、開館以降、多くの皆さまにご来館いただいています。

今後も21世紀に相応しい国立博物館として、美術、歴史・考古資料等の収蔵・展示をはじめ、教育普及や博物館科学の充実に努め、広く国際社会・地域社会に開かれた「生きている博物館」として歩み続けていきます。

開館時間	9:30～17:00(入館は16:30まで)		
休館日	月曜日(ただし月曜日が祝日または振替休日の場合は開館し、翌日休館)、12月24日～31日		
入館者数	1,107千人(平成24年度)		
収蔵品	絵画	308件	
(寄託品を含む)	書跡・典籍・古文書	164件	
	彫刻	43件	
	考古	140件	
	工芸	871件	
	その他	186件	
	計	1,712件	(平成24年度末)



〒818-0118 福岡県太宰府市石坂4-7-2
TEL 092-918-2807

- 車** 九州自動車道利用
太宰府ICまたは筑紫野ICから太宰府天満宮方面へ(約20分)
- 鉄道** 西鉄利用：福岡(天神)駅から二日市駅で太宰府線に乗り換え、太宰府駅下車、徒歩(10分)
JR利用：博多駅から鹿児島本線で二日市駅下車、JR二日市駅から西鉄二日市駅(徒歩約12分、バス約5分)、西鉄二日市駅からは太宰府線利用
- 飛行機** 福岡空港からタクシー(約30分)または、地下鉄福岡空港駅から天神駅で乗り換え、上記鉄道のとおり



東京文化財研究所 <http://www.tobunken.go.jp/>

有形文化財、無形文化財などを中心に、基礎的な調査研究から科学技術を活用した先端的手法による研究まで行い、成果を公表・活用するとともに、保存・修復に関する我が国の国際協力拠点としての役割を担っています。



日中共同による敦煌莫高窟壁画の調査

〒110-8713 東京都台東区上野公園 13-43
TEL 03-3823-2241

JR「上野」駅、「鶯谷」駅下車、徒歩10分 東京メトロ銀座線・日比谷線「上野」駅下車、徒歩15分 京成「京成上野」駅下車、徒歩20分 東京メトロ千代田線「根津」駅下車、徒歩15分



奈良文化財研究所 <http://www.nabunken.go.jp/>

貴重な文化財を実物に即して総合的に研究する組織です。平城宮跡や藤原宮跡の発掘調査をはじめ、建造物、古文書などの個々の文化財の調査研究、そして飛鳥保存のための調査研究と展示普及などを行っています。



平城宮の発掘調査風景

〒630-8577 奈良県奈良市二条町 2-9-1
TEL 0742-30-6733

近鉄「大和西大寺」駅下車、徒歩10分



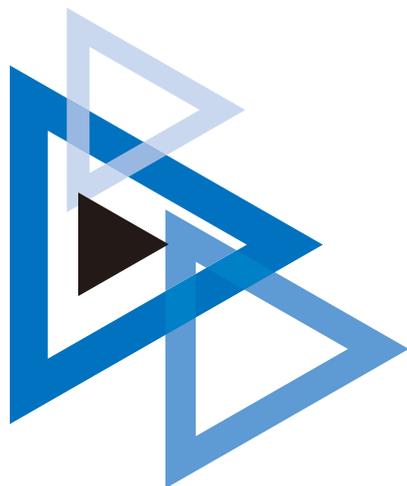
アジア太平洋無形文化遺産研究センター <http://www.irci.jp/ja.html>

アジア太平洋地域における無形文化遺産の保護を推進する拠点として、ユネスコと日本政府の協定に基づき設立されました。ユネスコ無形文化遺産保護条約を中心とした国際的動向の情報収集、条約の課題と役割についての研究及びアジア太平洋地域の無形文化遺産保護に関する基礎的な調査・研究の推進を行っています。

〒590-0802 大阪府堺市堺区百舌鳥夕雲町2丁 堺市博物館内
TEL : 072-275-8050



JR「百舌鳥」駅下車徒歩6分、南海バス「堺市博物館前」下車徒歩4分



東日本大震災に係る 文化庁の対応

1 最近の情勢と今後の文化政策～東日本大震災から学ぶ、文化力による地域と日本の再生～（提言）

文化審議会文化政策部会では、「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針，平成23年2月8日閣議決定）」のフォローアップの一環として，東日本大震災からの創造的復興の在り方に関する集中審議やヒアリングを実施し，平成24年9月に文化審

議会文化政策部会からの提言として「最近の情勢と今後の文化政策～東日本大震災から学ぶ，文化力による地域と日本の再生～（提言）」を取りまとめました。

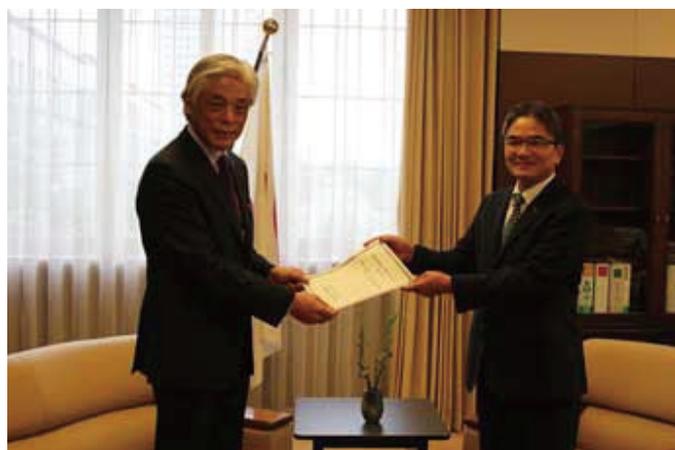
【提言内容】

(1) 被災地への支援に関する事項

- ・地域に根差した芸術団体等の育成
- ・現場のニーズと芸術家等とのマッチングを図るためのコーディネーター的役割を担う人材の育成と登用
- ・小中学校への芸術家等の派遣，被災地の自治体が企画する舞台芸術の鑑賞等への支援強化 等

(2) 日本全体における文化芸術の役割と振興策に関する事項

- ・文化財レスキュー事業等で構築された人的ネットワークの活用
- ・大学等における専門人材の養成
- ・文化芸術の振興に係る諸課題への大学等の参画 等



手交式の様子

2 文化財分野における対応

(1)文化財の被災状況

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、数多くの文化財が被災しました。国により指定等された文化財の被害総数は744件（平成24年3月現在）で、有形、無形のほぼ全ての種別の文化財に及んでいます。

地震直後から、文化庁では非常時における法定義務の猶予、復興事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査の弾力的な運用、文化財建造物に対する応急危険度判定への対処等、被災地の円滑な復旧・復興と文化財保護の両立に必要な方針について、都道府県を通じて通知するなど対応してきました。

被害状況把握のため、地元自治体と連携を取りながら、随時、文化財調査官の現地派遣を行いました。被災文化財の数が膨大で、かつ広範囲に所在することから、現地調査や保存のための応急対応について関係団体にも協力を依頼し、多くの専門家を動員して行う体制を整備する必要がありました。

(2)文化財レスキュー事業

美術工芸品や有形民俗文化財などの動産文化財及び美術品については、被災した文化財等を緊急に保全し、損壊建物の撤去等に伴う貴重な文化財等の廃棄・散逸を防止するため、東京文化財研究所に被災文化財等救援委員会（救援委員会）の事務局を置き、「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業（文化財レスキュー事業）」を早い段階で開始しました。

「文化財レスキュー事業」は、文化庁に救援要請のあった岩手県、宮城県、福島県、茨城県の4県の教育委員会や、救援委員会をはじめとする関係者の協力を得て、文化財等の一時的な避難・応急措置という所期の目的をおおむね達成したことから平成25年3月31日をもって終了しましたが、平成24年度からは、被災した博物館資料の修理や、収蔵場所の確保、その他復興に向けた各種事業への支援を行うために新たに設けた「被災ミュージアム再興事業」の下でこれらの文化財等の本格的な修理を行い、所有者へ

の返還につなげていくこととしています。

(3)文化財ドクター派遣事業

建造物については、被害状況を調査するとともに、所有者等の要請に応じて、応急措置及び復旧に向けた技術的支援等を行うため、これまでの支援体制を改組し、一般社団法人日本建築学会その他関係団体と協力して「東日本大震災被災文化財建造物復旧支援事業（文化財ドクター派遣事業）」を立ち上げ、引き続き支援を実施しています。

これまでに、11県217市町村にのべ603人の調査員を派遣し、約4,500棟の調査を行いました。平成24年度には、大規模災害後の文化財建造物の復旧支援について考える文化財ドクター派遣事業報告会を開催

◆東日本大震災における国指定等文化財の被災件数

被災件数合計 744件（平成24年3月現在）
10件の重複指定（史跡兼名勝など）があるため、各類型の合計とは一致しない。

都道府県	国宝	文化財		特別史跡	史跡	特別名勝	名勝	天然記念物	重要伝統的建造物群	重要有形民俗文化財	重要無形民俗文化財	重要文化的景観	文化財登録			計
		建造物	美作品										建造物	記念物	有形民俗文化財	
青森		1			2		1	1					5			10
岩手		14	2	1	8	1	3		1				38		1	69
宮城	3	16	5	1	16	1	2	5			2		39			90
秋田		2			1				1				7			11
山形		9											11			20
福島	1	13	6		18		3	3	1	1			31			77
茨城		17	4	1	9		1	1					15			184
栃木		13			10						1		62	2		88
群馬		5	1		8								47			61
埼玉		6	1		1				1				16			25
千葉		9	1		6		1	4	1				16			38
東京		19	1	3	6	3	3			2			12			49
神奈川		7			1		1			1			2			12
新潟		1			1		1									3
山梨	1	5	1		1			1					1			10
長野					1											1
静岡					1		1	2								4
三重		1														1
高知												1				1
計	5	138	22	6	90	5	17	16	6	4	3	1	438	2	1	754

し、これまでの活動から得られた知見や課題について情報共有を図りました。

(4) 被災地の埋蔵文化財発掘調査支援

埋蔵文化財については、被災地の復興事業の本格化に伴う埋蔵文化財の発掘調査に対応するため、地方公共団体の協力を得て埋蔵文化財の専門職員を被災地に派遣しており、平成24年度には、岩手県、宮城県、福島県の3県へ32名、平成25年上期から60名に増員して派遣しています。震災から2年経過し、今後更なる本格的な復興事業が計画されており、埋蔵文化財の保護と復興の両立を図るため、今後も引き続き専門職員を派遣し、被災地への支援を継続していきます。

他に、復興に際して必要な埋蔵文化財の発掘調査については、「東日本大震災復興交付金」の基幹事業に盛り込むなど、被災自治体の財政負担の軽減を図っています。

(5) 東日本大震災復興構想会議の提言

東日本大震災復興構想会議の提言（「復興への提言～悲惨のなかの希望～」）においても、「震災被害や住民避難等で維持が困難となった地域コミュニティの再生のため、文化財の修理・修復を進めることが必要であり、伝統的行事や方言の再興、保存、継承への支援を行うことが求められ、地元の歴史や文化を大切にし、文化遺産を承継することにより、地域のアイデンティティの保持を図ることが重要である」とあり、文化財保護は、被災地の復興に不可欠なものとして位置づけられています。文化庁は、今後も引き続き被災地の復旧・復興を支援していきます。



◆文化財レスキュー事業(提供：福島県)



◆文化財ドクター派遣事業



◆被災地の埋蔵文化財発掘調査支援

3 芸術文化による震災からの復興支援

1. 文化施設の被害状況及び復旧への取組について

文化庁が把握したところでは、東日本大震災により、これまでに278の公立文化施設から、ホール天井の落下・破損、照明等の破損や損壊、壁や床のひび割れ等の被害が報告されています。

文化庁では、「公立社会教育施設災害復旧費補助

金」により、被災した公立文化施設に対して、復旧に係る経費を国庫補助してきました。平成25年度においても、被災地において文化芸術の拠点となる公立文化施設の復旧に力を注いでいきます。

2. 芸術文化による復興への取組

(1) 次代を担う子供の文化芸術体験事業(派遣事業)

文化庁では、平成23年度から「次代を担う子供の文化芸術体験事業(派遣事業)」において、被災地の学校や避難所に芸術家等を派遣してきました。平成25年度も引き続き、芸術文化を通じて被災地の子供たちが健やかに過ごせる環境を醸成します。

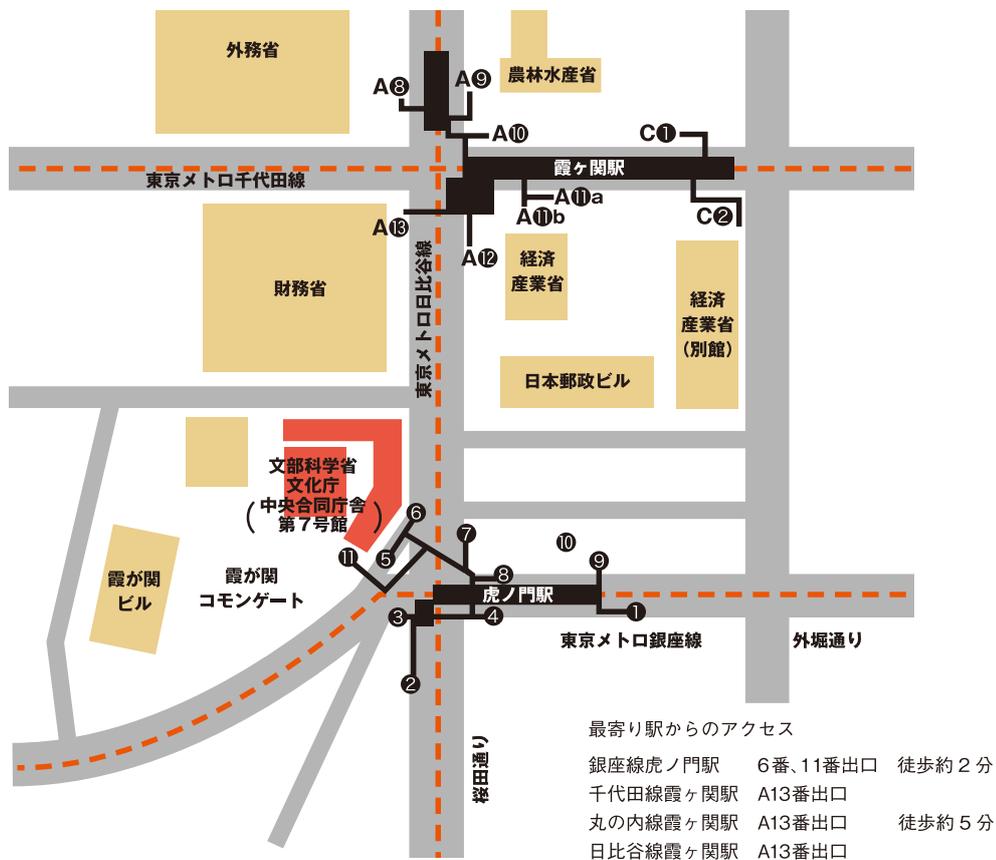
(2) 文化芸術による復興推進コンソーシアム

平成24年5月に行政機関、芸術家、芸術団体、企業、助成財団等が分野の枠を超えて連携協力し、文化芸術を通じた被災地の復興支援活動を展開する「文化芸術による復興推進コンソーシアム」(事務局：公益社団法人全国公立文化施設協会)が発足しました。このコンソーシアムでは、文化芸術による復興推進に関し、人的・組織的ネットワークの形成や情報収集、調査研究等を実施しています。

(3) 地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ事業

また、「文化芸術による『心の復興』事業」を「地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ」事業のメニューの一つとして、被災地の地方公共団体が取り組む文化芸術活動や文化芸術の鑑賞機会の提供等を支援しています。

文化庁では、今後とも被災地の状況を踏まえながら、被災地が力強く復興することを目指し、これらの取組を進めていきます。



平成25年度 我が国の文化政策

発行日 平成25年9月 第1刷発行

監修・発行 文化庁長官官房政策課

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

電話 03-5253-4111(代)

<http://www.bunka.go.jp/>



利用の際は必ず下記サイトを確認下さい。

www.bunka.go.jp/jiyuriyo

